

「企業取引研究会 報告書」に対する意見の概要

- ※ 「意見の概要」については、基本的に、提出された意見の表記を維持していますが、意見提出者名等が特定され得る部分、事業者の秘密に関する部分等公表になじまない記載について一部割愛するなどの編集を行っています。
- ※ 提出された意見は 111 件ですが、報告書の該当項目ごとに分割して掲載しているため、下表の「No.」数は意見数と一致しません。

1 報告書全体、はじめに、第 1 デフレ型の商慣習からの脱却の必要性、おわりに 関係

No.	関係項目	意見の概要	備考
1	報告書全体	<p>●開催の趣旨について</p> <p>下請法改正から 20 年近くが経っており、実態に則した改正を含め業界横断的に検討する当会議は有意義なものであり賛同できる。</p> <p>一方で、オブザーバーメンバーに総務省がいないこと、中小企業庁の調査からも価格転嫁率が低いという結果の出ている放送業界に精通した委員がいないことは残念である。</p> <p>当団体としては、総務省が同席する会合などで、番組製作会社として適正な制作費の協議が重要な課題となっていること、その改善のために業界全体で価格転嫁について議論する場が必要であることを訴えてきた経緯がある。</p> <p>より放送業界の実情も反映できるような議論の場を求めたい。【団体】</p>	
2	報告書全体	<p>報告書、拝見いたしました。</p> <p>一人当たり実質賃金（国際比較）は、恐るべき結果ですね。</p> <p>わが国が、1991 年から 2021 年にかけて、賃金が伸びていないという結果が全てです。</p> <p>本報告書で述べられていることは、すべて枝葉末節に関することばかり、日本経済に関する経済成長をさせていくための手段はマクロ経済対策の基本をしっかり行う以外、解決策はありません。</p> <p>財政政策および金融政策をあわせて行うこと以外ないのは、分かりきったことですが、本報告書のような「商慣習の見直し」のことで解決できるものではありません。</p> <p>1991 年から 2021 年にかけて、賃金が伸びていないという結果は、政治と官僚機構の明らかな「敗戦」です。</p> <p>わが国経済の成長への集中対策をまず行っていただきたい。【個人】</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
3	報告書全体	<p>「企業取引研究会報告書」(以下、研究会報告書と呼ぶ。)を拝読致しました。</p> <p>私共は生コン製造業(組合事業)で、年商5億円前後・資本金5千万以下・社員数50名未満の中小企業です。</p> <p>研究会報告書P1の「はじめに」拝読の印象を述べますと、「経営学・法律学」専門の視点から協議・議論をなされた事について異論はありません。が、少々疑問点もあります。</p> <p>中小企業者の視点からの疑問点・意見は下記の通りです。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 令和6年の春闘における労使交渉で、大企業(=労組⇒連合)のベースアップ・賃上げ率5%台実績の背景から、中小企業・小規模事業者への“賃上げを確保していく原資の確保”の財源についての議論が不明の印象があります。 (2) 原材料・エネルギーコストが上昇している状況下で、何故?大企業は“ベースアップ・賃上げの満額回答”的確保が可能だったか?その背景と、中小企業のベースアップ・賃上げについては会社学(財務諸表等)の視点から具体性が述べられていない?→原材料・エネルギーコスト上昇の起因は? (3) 原材料・エネルギーコスト(価格)上昇の起因の時期と直近の価格の変動についての分析・検証は?その他にも疑問点がありますが、研究会報告書では「深層部分(起因・時期及び変動)」についての議論が交わされていないのではないか。つまり、物価高の起因は“何であったか?”。→物価高(結果)とその原因(起因)。 <p>※中小企業(受注者)の経営基盤における事業の存続は、当座比率(120%以上)と資金繰り(経常収入>経常支出)の安全圏は絶対的に不可欠であり、且つ賃上げの原資等は会計年度末決算で売上高に対し営業損益・経常損益・当期純損益次第では判断基準となり、総資産の内純資産比率35%以上の維持は欠かせません。</p> <p>又、定価に対し各費用項目には“原価及び原価比率”が存在します。つまり、企業経営で売上高に対し損益の指標は、“損益分岐点”及び“限界利益”が財務諸表では経営上の重要な判断となります。</p> <p>因って「企業取引研究会委員」に会計専門の学識経験者若しくは公認会計士・税理士等の不在、ヒアリング対象団体の“業種等”で建設業団体へのヒアリング実施がなされていないことが残念です。</p> <p>会計学関連については、前述の“労務費”及び“原材料・エネルギーコスト”は、製造業では製品製造原価(=売上原価)の費用項目に属し、商品価格(100%)に対し製造原価比率次第では営業損益・経常損益・当期純損益次第では事業の存続に影響を及ぼします。又、各費用については“変動費”に属する費用項目と“固定費”属する費用項目に分類されます。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>建設業団体のヒアリングの件については、近年においては地震及び線状降水帯等による災害等が多発し、その災害からの復興と防災・減災対策等に向けては建設業者の存在は欠かせないことは承知に事と存じます。</p> <p>22年2月を起点に石炭・原油価格の高騰に因るセメント及び生コン価格等含む建設資材の価格上昇により大手建設業及び地方の中小建設業は人手不足等の課題を抱え、かつ地方の中小建設業・製造業等の倒産・自主廃業が相次いでいる状況下のようです。</p> <p>企業取引研究会委員には、本来であれば会計学専門の意見を伺うことも重要ではないかと思います。【事業者】</p>	
4	報告書全体	<p>本報告書について、企業努力、特に中小企業への配慮を優先するあまり大企業の経済活動に対し敵対的であるかのようである。中小企業にしても大企業にてもその実態はさまざまであり、価格転嫁・賃上げを要しない中小企業もあれば、それを受容できない環境の大企業もある。</p> <p>そもそも、「デフレ型の商慣習」というが、企業がコストカットに励むのは自由主義経済ならずとも当然のことである。「賃金」「物価」が上がらないことをもってデフレというのであれば、すでに日本経済は政府による明らかな輸出産業の保護のための円安への誘導とその容認による物価上昇、さらには労働力不足による賃上げ・福利厚生競争による賃金の上昇圧力が発生しており、どう考えてもインフレとしか言えない。物価に比べて賃金の伸びが低いというのであれば、賃金を強制的に上昇させるのではなく、物価の急激な上昇を招いている円安をまず是正すべきである。政府・日銀は、一部輸出産業に有利なように円安を放置・助長するが、その結果として海外からの食料品・原油の輸入に頼る我が国的一般市民の生活に多大な負担を強いていることは明らかであり、国内需要の頭を押さえているのはまさしく政府・日銀と言わざるを得ない。もはや「デフレ」を恐れているのも、またそのデフレを現出しようとしているのも政府・日銀でしかない。皮肉にも、自ら危機を演出し、自ら作り出した危機をもって正義のヒーローぶるために国民を虐げているのが政府・日銀である。</p> <p>かつて、バブルが崩壊した頃は、「日本は人件費が高すぎて価格競争力がなくて売れない」と言われ、多くの企業では人員整理・効率化によりこれを克服して来た。これは企業努力のたまものであり、かつてほどではないが世界において一定の価格交渉力を有した製品を製造し続けている。さらに、2010年代に進んだ雇用の非正規化は、まさしく日本製品の価格に占める人件費の圧縮を背景に多くの日本人が受け入れたのである。それを今になって、単にデフレという現象のせいにした挙句、官製賃上げを現出しているのであって、結局のところわれわれの人件費は高いのだろうか、</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		安いのだろうか。将来必ず不景気は訪れるのであるが、その時になって「あの時の価格転嫁のせいで日本製品は競争力がなくなった」と言い出すのではないだろうか。公正取引委員会も、経済産業省も、日銀も、そして日本政府は、結局何を守ろうとしているのか、またその場しのぎの過激な方法ではなく、戦略的な視点をもって対応策を議論してほしい。【個人】	
5	報告書全体	<p>【今回の研究会についての所感】</p> <p>今般の検討に着手するに至った背景は研究会報告書にも記載されているところであり、その趣旨には賛同する。しかし、その問題の重大性の割には今般の報告書は小さくまとまってしまった印象があり、正直に言えば少々拍子抜けである。報告書の記載項目をすべて実行したならば、下請法は約 20 年ぶりの大規模な改正となるのは確かにその通りである。しかしそれで終わるならば抜本的な改正とまではいえず、研究会を設置した目的は達成できないと考える。</p> <p>今般の法改正を以て完了とせずに、隨時検証を行い、足らざるところがあれば更なる法改正を重ねて不断にアップデートが行われることを期待する。【個人】</p>	令和 7 年 2 月 27 日 追記
6	はじめに	<ul style="list-style-type: none"> ● 「はじめに」の趣旨に賛成します。 ● 透明性の高い適正な取引 <p>「物価や賃金が構造的に上がっていく経済社会」における適正な企業間取引の在り方を見据え、適正な取引が透明性の高い形で実現される環境整備について、検討する必要がある。」(p. 1)との記載について、透明性が重要であることに賛成します。</p> <ul style="list-style-type: none"> ● 個人事業主への配慮について <p>「企業間取引の在り方」(p. 1)ですが、個人事業主は企業ではないため、個人事業主を相手方とする場合も含むことがどこかで読み取ることができることを希望します。【個人】</p>	
7	第 1 デフレ型の商慣習からの脱却の必要性	<p>1. 取引慣行の見直しの必要性（総論）について</p> <p>「一次から二次、三次とサプライチェーンの取引段階を遡るほど価格転嫁の動きが鈍い」「コストに占める労務費の割合が高いサービス産業等における価格転嫁の動きが鈍い」との指摘がされています。この原因の一つには、下請法の内容が複雑なこと、適用除外の定めがいくつかあること、民法の定めとの整合性が取れていなかったり不明な部分もあることから、零細な二次、三次の下請事業者は費用をかけて法律専門家に相談したり、社内で問題点をまとめて</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>理論武装する余力が足りず、親事業者（発注者）と交渉しにくい、という状況があると考えます。</p> <p>「下請取引適正化推進講習会テキスト」では現在でも改正前民法の「瑕疵」の用語が使用されているなど、零細な下請事業者の意見をくみ上げ、取引の実態に沿って分かりやすくしていこうという姿勢が希薄なように思います。【個人】</p>	
8	第1 デフレ型の商慣習からの脱却の必要性	<p>該当ページ p. 3</p> <p>●該当箇所 (2)第一段落</p> <p>価格転嫁力指標の推移をみると大企業と中小企業・小規模事業者とで差異が見られるものの、実質労働生産性については大企業と中小企業・小規模事業者とで遜色がない。ここには、取引条件の決定において、イノベーションの果実が取引上の立場の強い大企業側に吸収されている構造の存在が推察される。</p> <p>●意見</p> <p>重要な指摘と考える。こういった定量的な根拠は、感覚的な非難に耐えうる重要な証拠となると思われる所以、他の根拠なども、できるだけ拡充して記載いただきたい。【事業者】</p>	
9	第1 デフレ型の商慣習からの脱却の必要性	<p>第1の1全体について</p> <p>1. 本報告書の基本的考え方は、いわゆる「価格転嫁」を至上命題として、過去30年間に形成された商慣習が「価格転嫁」を阻害しており、この価格転嫁の阻害要因たる商慣習を是正するために下請法を強化改正することが必要であるというものである。(もっとも、第2においては、第1で示された課題とは無関係の論点も多数検討されている。)</p> <p>2. 本意見提出者は、価格転嫁の推進が適切な政策目標であるとは考えていない。</p> <p>しかし、そのことを描いても、価格転嫁が困難であることの原因是商慣習ではない。したがって、仮にこの報告書が問題とする商慣習を改善することができたとしても、そのことは価格転嫁という目標達成にはつながらない。</p> <p>また、下請法は、下請取引における不当な行為を予防、是正することを目的とするものであって、価格転嫁あるいはその促進を目的とする法制度ではない。仮に、下請法を価格転嫁のためのツールとして位置づけるのであれば、そ</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>これは下請法の法目的を逸脱するものである。それどころか、市場メカニズムに委ねるべき価格形成への不当な介入であり、独占禁止法及び下請法の理念に反するものである。</p> <p>仮に不当な商慣習が存在するのであればそれは是正されなければならないが、下請取引においてある商慣習が存在するとして、その商慣習が不当であるかどうかは、公正な競争秩序の観点から注意深く検討されなければならない。</p> <p>仮にコスト上昇が価格に転嫁されないとしても、その事象自体は何ら不当なことではなく仮にその原因となる商慣習があるとしても（実際には存在しないが）、それが直ちに不当なものであるとの評価を下すことはできない。</p> <p>3. 価格転嫁を阻害する要因として、2023年版小規模企業白書（第1節「取引適正化と価格転嫁」－「1. 企業間取引」[4]－「コストの変動に対する価格転嫁の状況」）において、正当にも、以下のような分析がなされており、価格転嫁が困難な理由は、受注側の事業者の認識においても、市場における競争が最大の要因であることが示されている。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>“第2-2-10図は、受注側企業・発注側企業別に、価格転嫁が困難な理由について見たものである。これを見ると、受注側企業において、「商品・サービスのブランド化や差別化による競争力が弱いため」及び「競合他社の商品価格との価格競争力が弱いため」について、「あてはまる」、「ややあてはまる」の回答が、合わせて3割を超えている。”</p> </div> <p>このように、価格転嫁が困難なことの主たる原因を商慣習に求めることは誤りであるので、これを改善しても価格転嫁の促進にはつながらない。価格は市場に委ねるしかない。</p> <p>4. 本報告書は、価格水準及び価格決定過程に介入しようとする姿勢が顕著であるが、過度な介入は市場メカニズムを破壊するものであり、かえって日本経済の足腰を弱めるものである。また、取引において中小企業を守ろうとすることが逆に我が国中小企業の取引機会を奪うことにもなりかねない。</p> <p>本報告書は、価格転嫁が困難であることを口実に、中小下請企業を過剰に保護し、これらの企業への分配にまで介入しようとしているように思われる。これは、市場メカニズムの否定であり、公正取引委員会の任務たる競争政策と</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>は全く相容れないものである。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>第 1 の 1(2) の第 2 段落</p> <p>経済のシステムといえるまでに組み込まれた価格や賃金が据え置かれる構造は、企業や労働者の行動を萎縮させ、我が国経済における新しい差別化された革新的商品や新しいサービスを生むイノベーションや技術革新の力を削ぐ一因となってきたのではないだろうか。</p> </div> <p>「価格や賃金が据え置かれる構造は、企業や労働者の行動を萎縮させ、我が国経済における新しい差別化された革新的商品や新しいサービスを生むイノベーションや技術革新の力を削ぐ一因となった」との見解は、実証的な根拠のない仮説(思い込み)に過ぎない。</p> <p>必要は発明の母である。</p> <p>コストアップは価格転嫁によって対応しなければならないとか、価格や賃金は上昇しなければならないといった固定観念自体、「革新的商品や新しいサービスを生むイノベーションや技術革新」を生み出す土壤の対極にあるもののように思われる。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>第 1 の 1(3)</p> <p>こうした「価格据置き型経済」を生んだ要素の一つとして、企業間の商慣習の問題が指摘できる。特に、新興国を始めとする国際分業が進化する中、国内サプライヤーのコストカット競争が激化し、1990 年代半ば以降大企業と中小企業との間の取引において価格転嫁が進まない商慣習が定着し、価格を始め取引条件を交渉で決めることが前提とされる市場メカニズムが有効に機能しなくなっている可能性がある。こうした商慣習を見直す必要があり、それによって、個別企業の経営健全化に資するだけでなくマクロ経済でみても、市場メカニズムの機能回復を通じて経済のダイナミズム向上</p> </div>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>に資することができる。</p> <p>1. 「1990 年代半ば以降大企業と中小企業との間の取引において価格転嫁が進まない商慣習が定着し、価格を始め取引条件を交渉で決めることが前提とされる市場メカニズムが有効に機能しなくなっている可能性がある。」というが、価格転嫁が進まなかつたことの原因を商慣習に求めるることは適切ではない。これは市場メカニズムが機能した結果というべきである。</p> <p>経済のグローバル化が進展し販売競争が激化する中で調達コストを抑えようとするのは、企業の当然の対応である。「価格転嫁が進まない商慣習」なるものが具体的にどのようなものを指しているのか不明であるが、「大企業が中小企業との取引において値上げを受け入れないこと」が「商慣習」となっていることを示す証拠はどこにもない。</p> <p>大企業が購入価格を上げられないのは、市場競争で勝ち抜くためにコストを低減しようとしているためであり、下請中小企業が値上げを強力に主張できないのは、取引先大企業への供給において競争が働いているためである。冷酷であるかもしれないが、この現実は避けられない。「商慣習」といった実態のないものにその原因を求めるのは誤りである。</p> <p>2. 報告書は、大企業と中小企業との間に価格交渉がなかった(乏しかった)と考えているようであるが、それは事実認識として誤っている。</p> <p>交渉を申し入れられても交渉に応じないとするのも広義には一つの交渉である。</p> <p>値下げ交渉も交渉であり、需要者側からサプライヤーに対する値下げ要求は頻繁に行われていたのではないかと考えられる。</p> <p>いずれにしても、取引がある以上、経済的な意味において交渉がないということはあり得ない。</p> <p>なお、「取引条件を交渉で決めることが前提とされる市場メカニズム」というが、価格は需要と供給で決定されるものであり、必ずしも国語辞書的な「交渉」を経るとは限らない。「価格を始め取引条件を交渉で決めることが前提とされる市場メカニズム」ということ自体、既に市場メカニズムについての理解を誤っており、読者をミスリードするものである。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>3. 大企業の価格転嫁が比較的円滑に進んでいるのは、これらの価格支配力が相対的に大きいからに過ぎない。また、大企業は買い手としても価格支配力を持っている場合が多くこのために中小企業からの調達コストの上昇が緩やかになっているものと考えられる。すなわち、価格転嫁の状況が企業規模によって異なるのは、それぞれの市場構造を反映したものと考えられる。そのことを公共政策上の課題とすることは誤りではないが、その原因を商慣習に求めて、「価格転嫁」のために価格決定過程における企業行動に政府が介入することは、市場原理を無視した短絡的な対応と言わざるを得ない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>第 1 の 1(4) 第 2 段落以下</p> <p>このような取組が進められる中、価格転嫁の動きについても変化がみられる。公正取引委員会の行った令和 5 年度特別調査(以下「令和 5 年度調査」という。)では、前記独占禁止法 Q&A に該当する行為が認められた発注者に対し、優越的地位の濫用の未然防止の観点から、具体的な懸念事項を明示した注意喚起文書が送付されており、書面調査の回答者数に占める注意喚起文書送付対象者数の割合について、令和 4 年度緊急調査 10(以下「令和 4 年度調査」という。)では 21.2%(注意喚起文書送付対象者数 4,030 名/回答者数 18,998 名)であったのに対し、令和 5 年度調査では 17.1%(注意喚起文書送付対象者数 8,175 名/回答者数 47,725 名)と 4.1 ポイント減少した。続く令和 6 年度特別調査 11(以下「令和 6 年度調査」という。)においては、回答者に占める注意喚起文書の送付件数の割合が、通常調査では 1.4 ポイント、昨年注意喚起を受けた事業者に対するフォローアップ調査でも 2.7 ポイント減少するなど、緩やかではあるものの価格転嫁円滑化の取組が引き続き進んできている。また、コスト別の転嫁率についても、労務費、原材料価格、エネルギーコストともに上昇しており、特に労務費の転嫁率の上昇率が高い結果 14 となっている。また、サプライチェーンの各段階における転嫁の状況について、令和 5 年度調査においては、一次から二次、三次と</p> </div>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>サプライチェーンの取引段階を遡るほど価格転嫁が滞っており、かつ、コストに占める労務費の割合が高いサービス業においては特に価格転嫁が円滑に進んでいない傾向がみられたが、令和6年度調査では、各サプライチェーンの取引段階において価格転嫁が認められた割合が上昇し、昨年度課題がみられた労務費割合の高いサービス業においても改善の傾向がみられる。</p> <p>独占禁止法の優越的地位の濫用規制や下請法の目的は、企業間取引において不当な行為が行われないようにすることであって、価格転嫁を円滑化することではない。重要なことは転嫁率が上昇することではなく不当な行為が行われないようすることである。価格転嫁が認められた割合が上昇することは、近年の政府施策に合致するものではあるが、価格転嫁が実現するかどうかは下請法の規制目的とは関係がない。下請法の観点からは、転嫁率が上昇したことをもって「改善」といった価値観を含む評価をすることはできない。</p> <p>脚注 14 脚注 13 のとおり、「転嫁率」は「受注者が価格転嫁を要請した場合に、要請した額に対してどの程度取引価格が引き上げられたかを示すもの」であるが、その要請額は、実際の労務費の上昇分の満額ではなく上昇分のうち受注者が発注者に受け入れられると考える額である可能性があることに留意する必要がある。</p> <p>調査結果の「転嫁率」が、本来あるべき数値よりも高く出していることを示唆するかのようであるが、逆に、受注者は「満額」以上に要請した可能性も否定できない。労務費の上昇が価格にどの程度反映されるべきかは、事業者の主觀やコスト構造によって様々であり、「満額」を客観的に把握することはもともと不可能である。すなわち、「満額」とは、所詮、主觀的かつ恣意的なものであり、そうである以上、「満額」などという概念を、あたかも客観的な基準であるがごとくに用いるべきではない。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>第1の1(4)末尾</p> <p>また、最終的に負担を受け止める消費者としても適切な説明がなされ、価格について納得感が得られれば、価格の上昇も受け入れるとの指摘もある。</p> <p>出所が不明であり、このような印象論で結論を補強しようとするのは妥当ではない。そもそも消費者は、否応なく価格上昇を受け入れざるを得ないのである。客観的に見れば、価格が上がれば需要が減少するのが当然の帰結であり、「受け入れるかどうか」の問題ではない。</p> <p>第1の1(5)第1段落</p> <p>近年においては物価上昇や賃上げの動きもみられるようになってきているが、適正な取引環境を整備していくためには、このモメンタムを一過性のものとせず、維持していく必要がある。</p> <p>文章が乱れているためか、趣旨が不明である。「このモメンタム」とは、物価上昇や賃上げの動きを指しているのであろうか。そうであるとすれば、「適正な取引環境を整備していくためには、物価上昇や賃上げの動きを維持していく必要がある」ということになるが、意味不明である。報告書全体の基調から察するに、このくだりは、「このモメンタム(物価上昇や賃上げ)を一過性のものとせず維持していくためには、適正な取引環境の整備に努めていく必要がある」との趣旨を述べたかったものとも思われるが、いかがか。</p> <p>第1の1(5)第2段落</p> <p>下請法は、前回主要な改正が行われてから約20年が経過しており、「物価や賃金が構造的に上がっていく経済社会」に向けた取引環境の整備という観点からも、十分な内容となっているか検討が必要である。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>下請法は経済取引の基本的なルールであって、時の経済政策によって左右されるべきものではない。もちろん、下請法の規定内容が経済の変化に対応したものであるかどうかを検証することは必要であるが、基本ルールが特定の政策目的に従属して変動するようなものであってはならない。</p> <p>また、「物価や賃金が構造的に上がっていく経済社会」が良きものであるかどうかは別として、下請法の規制が不十分であるために「物価や賃金が構造的に上がっていく経済社会」が実現できないと考えているのであれば、その考えには根拠がない。さらに、「物価や賃金が構造的に上がっていく経済社会」の実現のためのツールとして下請法を位置づけているのであれば、それは誤りである。【個人】</p>	
10	おわりに	<p>該当ページ p. 30</p> <p>●該当箇所 おわりに (2段落目)</p> <p>強い経済を産み出す礎は、サプライチェーンの頂点に位置する企業だけでなく、サプライチェーンという広い裾野を支える一つ一つの企業である。</p> <p>●意見</p> <p>重要な指摘である。技術・ノウハウの集積は裾野の企業（受注企業）にある。受注企業なくして発注企業の発展はない。然るに、リスクの多い受注企業に資金調達の負担が重く、リスクの軽い発注企業に資金調達の負担が軽いのでは、産業の発展は阻害されてしまいかねない。サプライチェーン全体をみた、公平なリスクと利益の按分が必要と考える。</p> <p>【事業者】</p>	

2 第2 デフレ型の商慣習からの脱却に向けて 関係

No.	関係項目	意見の概要	備考
11	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （1）適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	<p>2024年5月に改正された下請法の運用基準では、「買いたたき」について次のように規定されている。</p> <p>「通常の対価を把握することができないか又は困難である給付については、例えば、当該給付が従前の給付と同種又は類似のものである場合には、次の額を「通常支払われる対価に比し著しく低い下請代金の額」として取り扱う。」</p> <p>具体的には</p> <p>「当該給付に係る主なコスト（労務費、原材料価格、エネルギーコスト等）の著しい上昇を、例えば、最低賃金の上昇率、春季労使交渉の妥結額やその上昇率などの経済の実態が反映されていると考えられる“公表資料”から把握することができる場合において、据え置かれた下請代金の額」</p> <p>まさに、運送業界における運賃料金はこの規定にフィットするケースである。</p> <p>公表資料として原則、「標準運賃料金」を採用すべきである。</p> <p>本報告書にも</p> <p>「下請法が対象とする取引は個別性が高く「市価」が観察しづらいという特徴があるものの、適正価格（フェアプライス）は観念でき、こうした価格が実現されるためには実効的な価格交渉が行われることが必要である。」と解決の方向性として示されている。</p> <p>労務費転嫁の指針でいくら毎年1回、荷主と交渉の場が設けられとしても、わずか数%の価格転嫁を数年かけて実施する等の姑息な価格の据置きを企図する悪質な荷主もいる。</p> <p>例えば、初年8%を一旦引き上げ、翌年以降はわずか2%の転嫁に抑える等されれば、継続する物価上昇に対応することが非常に困難になることが容易に想像できる。</p> <p>やはり、運送業界に関して言えば、標準運賃料金を公表資料として採用し、価格転嫁の引上げ率やその達成期限も定める必要があると考える。【個人】</p>	
12	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項）	適切な価格転嫁の環境整備（買いたたき規制の在り方）について、自動車業界のTier1企業に勤務する会社員の立場から提出いたします。	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	(1) 適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	<p>自動車業界は、OEM→Tier1→Tier2と順に下請の層が深くなる業界で、下層になるほど中小企業や自営業者となり、Tier2以下の事業者は下請法に保護されることになります。</p> <p>このような業界において、Tier1の事業者は下請法の規制を受け価格転嫁の対応を行っている一方で、上層のOEMへは価格転嫁しづらく、下請法による価格上昇のしわ寄せを、実質的に一手に被らざるを得ない状況です。OEMとのバランスと、OEMがよほど不当でない限り法的に問題にならないことからこのような状況となっています。このまま下請法が強化されたとしても、実質的にはTier1企業へのしわ寄せが大きくなるように思われて、不公平感が否めません。</p> <p>その上、下請法は行政指導として社名公表されますが、正式な行政処分でないことから、その真実性を争う場が設けられていません。サプライチェーン全体で価格転嫁が行われる取組は重要ではありますが、Tier1やその同列の事業者のみが、司法審査の及ばない下請法に規制され、OEMは仮に優越ガイドラインに価格転嫁が具体例として盛り込まれたとしても、司法審査が保証された環境に居続けることができる点にも、違和感があります。</p> <p>下請法も強化すればよいというものではないと思います。運用や制度の在り方も今一度検討していただきたいです。</p> <p>【無記名】</p>	
13	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） (1) 適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	<p>＜適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）について＞</p> <p>「サプライチェーン全体での円滑な価格転嫁を実現するため、上記の観点を優越的地位の濫用の考え方にも当てはめ、優越ガイドライン等で想定事例や考え方を示すことを検討する必要がある」との指摘がされています。社会問題となった、オーバースペック品質データ改ざん問題では、親事業者（発注者）側が過剰品質（オーバースペック）によって下請事業者を縛り付け、納入品がそれを下回る品質であることを理由に特別採用する、という行為が慣例化されている例が問題を起こした企業の第三者委員会報告書で報告されています。下請事業者が品質データを発注仕様に改ざんしてまで特別採用を繰り返すことも問題ですが、親事業者（発注者）側がそういった行為を黙認して特別採用を反復継続して行うことは優越的地位の濫用であり、品質データ改ざんを引き起こす可能性のあるコンプライアンス上の問題もあるものです。特別採用が繰り返されるのであれば特別採用した仕様が両者合意した仕様とするべきであって元々の発注仕様と発注価格は、下請事業者の競合会社の価格と同等という証明がない限り、下請事業者において実現困難な不當に低い価格であると推定されるべきです。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>また、親事業者（発注者）が下請事業者に対して製造から出荷に至るまでの過程で同種の試験の実施を求める、合理的理由なく下請事業者からの試験省略の要請に応じないこと、試験に要する人件費や設備投資の価格転嫁を認めないことも同様に優越的地位の濫用であり、品質データ改ざんを引き起こす可能性のあるコンプライアンス上の問題もあるものです。親事業者（発注者）が自社製品の信頼性向上のため同じ検査を何度も行うべきであると考えるのであれば、自社で行うか、別途費用を支払うべきです。下請法適用取引の場合、特別採用を行えば下請代金の額が変更となりますので親事業者（発注者）は「増減額及び理由」を書類（5条書類）に記載する義務がありますが、同種の製品について反復継続して行うことは元々の発注仕様と発注価格が下請事業者において実現困難なものであり買いたたきとして規制されるべきと考えます。また、5条書類の保存期限は2年間ですが、一方的に過剰品質で発注したにもかかわらず契約不適合として特別採用し、値引きする脱法行為が行われる可能性もありますので保存期限は会計証憑同様に10年とすべきです。</p> <p>また、下請法適用取引の場合、発注書には3条書面として品目、品種、数量、規格、仕様等を明確に記載する必要があり、その内容が定められることにつき正当な理由がある場合以外は補充書面を交付することが禁止されており、当初の3条書面と補充書面については相互の関連性が明らかになるようにする必要がありますが、取引基本契約書などの発注時に下請事業者に交付されない書面に「目的物は甲の要求仕様を充足していることを保証する」とか「目的物は法令に定める各種規格に適合しなければならない」といった趣旨の定めがあることがあります。</p> <p>親事業者（発注者）の製品の属する技術分野と下請事業者の製品の属する技術分野が相違していれば「法令に定める各種規格」では何のことか分からず3条書面に明記する必要があります。3条書面と補充書面に記載していない事項を充足していないことを理由として特別採用による値引きを行うことは買いたたきとして規制されるべきであり、やり直しや返品、受領拒否も同様にしてはならないと考えますが「下請取引適正化推進講習会テキスト」にはそこまで記載されていません。【個人】</p>	
14	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項）	意見書第2、1、(1)ウの買いたたきと別途の新たな行為規制について、価格交渉のプロセス自体を禁止行為の対象とする場合、法定のプロセスを行ったか否かという形式面のみをもって違法性を判断され、実態面（実質的な協議が行われていたか）は考慮されないこととなり、硬直的な運用に陥ることを懸念します。買いたたきの判断基準（下請法運用基準第4.5(1)）は維持した上で、ベストプラクティスの充実等により商習慣に即した適切なプロセスを事	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	(1) 適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたき規制の在り方）	<p>業者が選択できる取組をお願いいたします。また、明示的協議の結果、取引しないこととする自由は、発注者・受注者（以下、サプライヤー）双方に存在することを下請法運用基準、質問回答集、解説資料等にて明示していただく存じます。加えて、自動車業界特有の商習慣として価格の定期改定がありますが、本来の趣旨である合理的な原価低減を発注者とサプライヤーが分け合う機会でなく、立場の強い自動車メーカーからサプライヤーに対し、コストダウン・改善の目標を掲げて定期的に値引き交渉を行いうイベントは依然として継続しています。さらに、自動車メーカーが主導する商習慣ゆえサプライヤー個社ではいかんとも改善し難く、サプライチェーンでの価格協議意識高揚のためにも、優越的地位の濫用規制や下請法等の国の指針に「上記のような自動車業界における合理的な原価低減の枠を超えた定期改定は、取引対価の一方的決定行為や買いたき行為に当たるおそれがあり、当局としても実態を注視し、下請法改正による下請取引のみにフォーカスした指摘・指導ではなく、あわせてガイドラインなどによりサプライチェーン全体の取引に対し、積極的に調査・指導を行っていく」旨の牽制を織り込んでいただきたく存じます。【事業者】</p>	
15	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （1）適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたき規制の在り方）	<p>製品の販売者・サービスの提供者間での市場競争の結果として価格据置き等が生じた場合は買いたきに該当しないことを明確化するなど、市場競争を妨げる趣旨のルールではないことを明確化すべきではないか。</p> <p>※なお、本報告書の内容ではないものの、上記意見は本報告書の中で参照されている転嫁円滑化施策パッケージ全般にも言える論点であり、当該意見は同パッケージについても共通する問題意識と認識している。</p> <p>理由</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本報告書では二者間での協議・交渉が念頭に置かれているが、企業の実務として実際上は複数調達先から競争購買を行う場面もあり、競争の結果として安価な価格提示が製品の販売者・サービスの提供者側から行われるケースは珍しくない。【団体】 	
16	1 下請法の見直し（下請法改正について）	<p>●適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたき規制の在り方）について</p> <p>報告書にあった、交渉することなく価格を据え置かれたり、一方的にコスト上昇に見合わない価格を決められたりするというケースは、放送業界の取引では恒常的にみられ改善がなかなか進まない状況である。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	ての事項) （1）適切な 価格転嫁の環 境整備に關す る論点（買 いたたき規制の 在り方）	報告書にも言及のあった、ガイドラインなどでグッドプラクティス、バッドプラクティスを示すという解決方向性は有効かと考える。【団体】	
17	1 下請法の 見直し（下請 法改正につい ての事項） （1）適切な 価格転嫁の環 境整備に關す る論点（買 いたたき規制の 在り方）	第2・1（1） 適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方） 既に弊社においては1年に1回の価格交渉の取組を実施している。ただし、下請業者からの値上げ要請の中には、必要なものも含まれる一方で、値上げの理由が乏しいものもあり、議論の前提となる情報が提供されないものも多くある。コスト判断の適切性を判断するための情報は欲しいと思うが、親事業者としてこれを下請業者に対して強く要請することもできないため、結果的にあきらめるような形で値上げをすることも多い。親業者に対する義務を設定するだけではなく、下請業者に対しても値上げの要請のために必要な情報は適宜提供するよう求めていただきたい。 年1回の価格交渉は親会社にとっては大きな負担であり、中身を毎回精査するために慢性的な人手不足に陥っているのが現状である。価格交渉の点のみならず、下請法改正全般として、親会社の従業員の負担も考慮した上で親事業者に対する義務設定をしていただきたい。【事業者】	
18	1 下請法の 見直し（下請 法改正につい ての事項） （1）適切な 価格転嫁の環 境整備に關す	本研究会報告書一P10 <イ本研究会における主な意見>について、意見書を追加提出いたします。 <現行下請法の買いたたき規制に加えて新しい行為類型の規制を検討すべきとの意見> ※「新しい行為類型の規制の創設」については、下記の意見を基に賛成致します。 これまで主に大手セメント会社は、国際情勢及び為替レート等で石油・原油価格の高騰等の理由で石炭価格の改正を実施し、ある時期より石炭価格の下落傾向後のセメント価格は“高止まり=固定化”を継続・維持しセメント価格調整を実施したことは皆無です。 ②2022年2月では石炭価格(以下、月次平均値：円/MT オーストラリア産)は22.4円/MTで同年11月には59.23/MT(最	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	る論点（買いたたき規制の在り方）	<p>高値)へ上昇しています。石炭価格の高騰は、製造業では製品製造原価比率が上昇し収益・採算の悪化となり、価格定価の改定を大企業(セメント製造業:供給側)が実施することは理解を得られますが、同年 12 月より下落傾向で 2024 年 9 月時点では 21.82 円/MT (A63.2%減) に減少しています。</p> <p>①石炭価格の動向で、石炭価格の下落傾向において “セメント価格調整” の検討を令和 5 年 1 月頃に弊社(需要側)より地元セメント社(供給側)へ口頭による質問等で促し、3 回目のセメント価格改定では令和 6 年 7 月 25 日付けで画面による質問・説明を求め提出しましたが、令和 7 年 1 月 20 日現在まで “説明・回答無” です。</p> <p>因って、●●●より画面による説明・回答無しは、弊社への事案上 “拒否” の意思表示と捉えています。</p> <p>②又、大手セメント会社は石炭価格(変動費)が下落傾向であるにも関わらずセメント価格の改定後の “高止まり=固定化” を維持していることは、長年に亘る商習慣に該当するのではないかと思います。</p> <p>③本研究会報告書 P11→「費用の変動が生じた場合」は、石炭価格は国外より輸入品になりますので “高騰もあれば下落もある” ことを踏まえて “石炭価格=変動費” に該当し、価格変動に応じてセメント大手会社は価格調整を検討すべきではないかと思います。因って、石炭価格は “変動費” である事を踏まえてセメント業界のセメント価格改定(高止まり=固定化)は、大手企業の “闇カルテル” 疑いの印象も拭えません。</p> <p>※本研究会報告書 P11 →「ウ解決方法」→「そのため、現在の下請法第 4 条第 1 項第 5 号の買いたたきとは別途、(中略)例えば、(給付一石炭価格)に関する費用の変動が生じた場合において、下請業者(需要側=中小企業)からの価格協議の申し出に応じなかったり、親事業者(供給側=大手企業)が必要な説明を行わなかったりするなど・・・」等々は、まさにその通りで前述②及び③は行為類型に該当する?のではないかと思います。</p> <p>因って、「新しい行為類型の規制の創設Ⅰに賛成致します。</p> <p>(誠に勝手ながら、“給付” を “石炭価格”)に解釈させていただきますのでご了承下さい。)</p> <p>④令和 3 年度を起点に令和 5 年度の 3 ヶ年間で、セメント価格の上昇率は概ね 40%以上の煽りで令和 4 年度以降全国各地区では生コン工場の “自主廃業・生コン事業からの撤退(工場閉鎖)・倒産” 等に至っています。</p> <p>以上、意見を申し上げ且つ①及び②について大手企業(供給側)の中小企業(需要側)に対する “優越的地位の濫用” に該当するのではないかと思いますが、如何でしょうか?【事業者】</p>	
19	1 下請法の	<価格転嫁政策と市場原理>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	見直し（下請法改正についての事項） （1）適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	<p>会社の法務として、価格転嫁については会社経営層を含めて相当厳しく社内指導するよう求められている。しかし、実際に荷主や下請事業者と価格交渉を行う営業部門からは次のような声が上がる。いずれも価格転嫁そのものということもあるが、より根源的な課題であり、市場経済に対する過剰修正ではないかという根源的な問い合わせである。</p> <p>a. 物価高の話はあるが不景気の時はどうするのか 多くの荷主から言わわれるのは、原料高やエネルギーコスト増は分かるが、将来円高になつたりして物価が下がったときは値下げすることを確約するよう求められることが多いという点である。荷主企業といえども営利企業であり、同業他社とのし烈な競争に置かれており、おそれと値上げを認めることはできない実態がある。それでも安定した輸送を維持するために（多分に公取等からの社名公表を恐れて）ある程度値上げの要望を認める方向にはあるが、物価等が下がる場合は値下げにいたるとは限らないため、値上げには二の足を踏むのである。国土交通省から燃料サーチャージ制の導入の働きかけがあったものの、燃料サーチャージは市中の燃料費が上昇すれば自動的に値上げをする仕組みだが、国交省の説明では市中の燃料費が下がっても自動的に燃料費相当額を下げることは禁じられ、下請事業者と交渉により価格改定をしなければならない。つまり、燃料の調達価格に応じた自動的な燃料費相当額の算出の仕組みではなく、荷主側に著しく不利な条件となっている。自動的に上下するという市場原理に基づくルール作りが禁じられ、市況が下がっても交渉次第、つまり交渉に際しては常に「買いたたき」と指弾されるリスクを抱えながら交渉をすることを強いられる荷主にとってとてもではないが飲める状態ではない。 そもそも、荷主企業・大企業は資金が豊富であると思い込んでいるようだが、実際には経営の苦しい会社も多く、そのような企業からすると赤字を垂れ流してまで相手の値上げを飲めない事情があることは理解してほしい。【個人】</p>	
20	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （1）適切な価格転嫁の環	<ul style="list-style-type: none"> ●該当ページ p. 11 ●該当箇所 ウ 解決の方向性 下請法が対象とする取引は個別性が高く「市価」が観察しづらいという特徴があるものの、適正価格（フェアプライス）は観念でき、こうした価格が実現されるためには実効的な価格交渉が行われることが必要である。 ●意見 重要な指摘と考える。この実効性の確保のために、業界の知見をもつ公平・客観的な第三者を交えた交渉がカジュア 	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	ルにできるような施策が必要ではないか検討いただけないと良いと考える。【事業者】	
21	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （1）適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	健全な価格転嫁を行うよう企業に要請してください。 飲食物を例にしますと商品の量を減らしたり質を落としたりして価格を抑えるやり方に不満があります。 商品の質を上げたり維持。商品の量を増やしたり維持した上で値上げを行うべきです。【無記名】	
22	1 下請法の見直し（下請法の改正の方向性） （1）適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	1 下請法の見直し（下請法の改正の方向性） (1) 適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方） ・下請代金額の決定方法に関する規制を新たに追加する必要があるのか疑問である。 【理由】 下請代金法における買いたたきは、1)通常支払われる対価に比べて著しく低い下請代金の額を2)不当に定めることを禁止するものと理解している。 市価の把握が困難な委託取引が問題であるならば1)を、協議の内容や交渉プロセスが問題であるのであれば2)を見直す、あるいは、運用基準上、規制対象となる取引類型を整理、修正、追加することで対応可能であり、新たに下請代金額の決定方法に関する規制を追加するには及ばないと思われる。 ・仮に、下請代金額の決定方法に関する規制を新たに追加する場合には、新設される禁止事項がどのように買いたた	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		きと異なるのかを明確にしていただきたい。【団体】	
23	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （1）適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	<p>＜新たな買いたたき規制について民法や建設業法との整合性を図るべきこと＞</p> <p>これまでの運用基準の買いたたき規制の明確化は、当初契約締結時における価格設定の協議内容を問題としてきたと認識しているが、その範囲を超えて、個別契約成立後のコスト上昇等の事情変更を理由として、発注者の交渉義務を法律上の義務や違反行為に高めるような法改正を志向しているのであれば、民法上の事情変更変則との関係で極めてハードルが高いことを認識する必要がある。</p> <p>民法債権法改正の法制審議会における議論では、そもそも事情変更の法理の明文化に対しては濫用のおそれが増加すること、個別具体的な事案に応じて信義則や契約解釈により柔軟に解決する方が望ましいとする反対の意見が強く出されていた。特に、解除のほかに、裁判所による契約改訂を認める考え方や、再交渉を規定すべきとの考え方については、一層濫用のおそれが強いとの反対意見が出されたとされる。最終的に、事情変更の法理に関して、「解除権に限定したとしても、規定を設けることについては裁判外において紛争を惹起しかねないなどの意見がなお強くある。他方で、そのような懸念を条文の文言上払拭することについて検討を重ねたが、技術的に困難を伴うものであり、かつ、これを制限的なものとし過ぎると、かえって判例法理よりも厳格化なルールとなるおそれもある」として事情変更の法理の導入は見送られた。そして判例法は一般論としては事情変更の原則を認めつつも、実際にはこの法理の適用には消極的とされる。</p> <p>建設業法では令和6年、契約締結後の事情変更原則を射程範囲とする興味深い改正が行われている。もともと、下請法の買いたたき規制と同様に、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる原価に満たない金額を請負代金の額とする請負契約を締結してはならないとする規制が存在する（建設業法19条の3）。これを受け建設業者は「主要な資材の供給の著しい減少、資材の価格の高騰その他の工期又は請負代金の額に影響を及ぼすものとして国土交通省令で定める事象が発生するおそれがあると認める」ときは、契約締結までに注文者に対しその旨を通知しなければならない（同法20条の2第2項）。そして、契約締結後、当該事象が発生した場合には、工期の変更、工事内容の変更又は請負代金の額の変更についての協議を申し出ることができる（同条3項）。さらに、この協議の申出を受けた注文者は、当該申出が根拠を欠く場合その他正当な理由がある場合を除き、誠実に当該協議に応ずる旨の努力義務にとどまる（同条4項）。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>これを受けて国土交通省中央建設業審議会が決定した民間建設工事標準請負契約約款によれば、発注者又は受注者は、「契約期間内に予期することのできない・・・経済事情の激変等によって、請負代金額が明らかに適当でないと認められるとき」（標準契約約款 31 条 1 項 5 号）や「長期にわたる契約で、・・・物価、賃金等の変動によって、この契約を締結した時から一年を経過した後の工事部分に対する請負代金相当額が適当でないと認められるとき」（同 6 号）には、相手方に対して、その理由を明示して必要と認められる請負代金額の変更を求めることができるとする（同 31 条 1 項本文）。このように標準契約約款は任意による変更申出にとどまっており、その前提となる建設業法はあくまで建設業者側の協議申出を認めるにすぎず、発注者による誠実交渉義務は努力義務にとどめられていることを強調しておきたい。</p> <p>建設業取引は、下請法の規制対象外ではあるものの（下請法 2 条 4 項）、仮に、下請法改正の内容が、契約成立後、コスト上昇から直ちに直接的な発注者側の交渉義務を生じさせ、これに応じない行為を下請法違反と構成した場合、民法の議論における事情変更原則の議論や令和 6 年建設業法の改正内容との整合性が直接的に問われることとなる。これらの事情は企業取引研究会を通じて議論されているのか承知していないが、どのような理由で下請法が民法や建設業法を破ることができるのか、さらに建設業法の謙抑姿勢と異なり新たな規制対象行為に該当することになるのであれば、その理由付けにつき、慎重に検討されたい。【個人】</p>	
24	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （1）適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	<p><現行下請法の買いたたき規制に加えて新しい行為類型の規制を検討すべきとの意見>の項目については物理的に形のある、部品や原材料のみならず、労力や成果物に対する権利、IT 産業が幅を利かせる現在においては、データのようなものも対象に入ると思われます。</p> <p>労力は例えば見積もりや下調べなどの本来ならば時間がかかり、人件費等が発生するようなことを、受注可否をちらつかせ、契約前に無償で行わせることなどが該当するでしょう。トラック運転手が実質的にほぼ強制で長時間の待ちを荷下ろし前に強いられたり、本来ならば荷受け側が行うべき荷物の仕分けなどを行わされたりしていることもあります。【個人】</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
25	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （1）適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたき規制の在り方）	<p>[意見対象項目（該当箇所）] 9 頁 「第 2 (1) 適切な価格転嫁の環境整備に関する課題（買いたき規制の在り方）に関する論点」について [意見]</p> <p>報告書は、本論点の解決の方向性として「価格交渉が実質的に確保されるような取引環境の整備」を重視し、それ自体は否定されるものではないものの、ビジネス上は、ビジネスモデルによっては数千・数万もの不特定多数の者を相手として行う取引もあるのであり、このような取引における価格交渉においては全てのものと一対一で個別に交渉することが事実上不可能である場合もある点、今後の政府における検討においては考慮いただきたい。</p> <p>例えば、不特定多数の者を相手として行う取引の場合には交渉類似の過程が存在する場合には問題とならない、業務を受託する・しないが下請事業者の完全の任意となっている場合には除外される等の例外規定の創設などをすべきではないか。【団体】</p>	
26	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （1）適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたき規制の在り方）	<p>適切な価格転嫁の環境整備に関する論点について 論議を尽くしていただいている、大変ありがたいと感じている。</p> <p>一方で、サプライチェーン全体の環境を整備すべきと当局から再三取組がされているにもかかわらず、資本金 1,000 億円以上の企業が対応しないために、資本金 1,000 億円未満の企業（中規模？小規模の大企業、中小企業全てを含むものとする。以下同）が、価格転嫁について意見を述べられない状況が続いている。時には、今回仕事を受けなければ仕事を発注しない、との圧力のために、労務費等の転嫁がされていない価格を承諾せざるを得ない動きもある。</p> <p>資本金 1,000 億円～1,000 万円の企業は、彼らの下請事業者に対し価格転嫁を行う等取組を独自に進めているが、資本金 1,000 億円を超える企業が価格転嫁に対応しないために、資金繰りが厳しくなり始めている。昨今の物価高騰や市場縮小、資本金 1,000 億円を超える企業の不正等による生産縮小、災害、海外企業の台頭による市場の変化、資本金 1,000 億円以上の企業が資本金 1,000 億円未満の企業の要望に応じないことによる新製品開発の萎縮等も加わり、資本金 1,000 億円未満の企業は業績が悪化している企業もある。</p> <p>法改正の議論を頂くことは大変ありがたいが、上記の現象により各企業が更に苦しい立場に立たされている現状も念頭におき、より現場を注意深く見ていただき、議論いただきたい。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>新しい行為類型について</p> <p>類型の追加は賛成であるものの、既に下請事業者に対し様々な取組を実施している企業(特に資本金 1,000 億円未満)にしわ寄せがいかないようにしていただきたい。さらには資本金 1,000 億円以上の企業には厳しくしていただきたい。勤務先も資本金 1,000 億円以上の企業との取引は幾つもあるものの、声掛けを頂けたのは 1 社しかなく、その 1 社も条件つきでなければ交渉できない。非常に困っている。【無記名】</p>	
27	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （1）適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	<p>1. 価格転嫁に関する要望</p> <p>価格転嫁の依頼に際し、価格内訳（要因の割合等）の明示をお願いしたいと考えています。</p> <p>（補足）下請事業者からの価格転嫁要求は、企業によって詳細な内訳を開示するものと、一律の割合を示すものに大きく分かれます。後者の場合、自社で詳細な分析を行い、市場変動と連動した価格交渉を行う必要が生じます。しかし、この場合、下請事業者側からは「減額された」といった不満が生じことがあります。逆に、大幅なコストアップを懸念して、過少な価格転嫁を要求してくるケースも散見されます。価格内訳の明示は、企業間の相互理解を深め、適正な価格転嫁の実現に大きく貢献すると考えます。</p> <p>2. 下請事業者に対する調査・公表の要望</p> <p>下請事業者に対しても、「必要以上の価格転嫁要求の調査」や「労務費転嫁後の給料反映調査」を実施し、その結果を公表していただきたいと存じます。</p> <p>（補足）価格転嫁が規制の対象となった結果、企業努力をせずに価格転嫁を申し入れてくる企業が増加することが懸念されます。また、国の指針を盾に、必要以上の価格転嫁を要求してくる企業も少なからず存在すると考えられます。このような状況が続ければ、海外企業や価格競争力の高い企業に取引が集中し、国内産業の競争力が低下する恐れがあります。【個人】</p>	
28	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （1）適切な	<p>第 2 の 1(1) ウ 第 1 段落</p> <p>取引上の地位が優越している事業者が、その地位を利用して、取引の相手方の不利益となるように取引の条件を設定することは、優越的地位の濫用の典型的行為類型であり（優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方（公正取引委員会、平成 22 年 11 月 30 日公表。以下「優越ガイドライン」という。）第 4 の 3(5) 参照）、例えばコス</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	<p>トが上昇している局面において価格への反映について協議を求めても交渉に応じることなく一方的に価格を据え置く行為等は当該類型に含まれ、下請取引の公正化及び下請事業者の利益を損なう蓋然性の高い行為といえる。</p> <p>1. 「取引上の地位が優越している事業者が、その地位を利用して、取引の相手方の不利益となるように取引の条件を設定すること」は、独占禁止法 2 条 9 項 5 号の条文の一部そのものであり、5 号の中ではいわばバスケットクローズとしての性格を持つものである。優越ガイドラインでも、この行為を「優越的地位の濫用の典型的行為類型」と述べた箇所はない。そうであるにもかかわらず、「典型的行為類型」との表現によって、この行為の悪性を殊更に強調しようとするることは、ミスリーディングかつ不適切である。</p> <p>2. 「コストが上昇している局面において価格への反映について協議を求めても交渉に応じることなく一方的に価格を据え置く行為」が優越的地位の濫用に当たるかどうかは、個別のケースによるのであって、一概に「当該類型に含まれる」とはいえない。「下請取引の公正化及び下請事業者の利益を損なう蓋然性の高い行為といえる」か否かも一概にはいえない。根拠も理由もなく、ただ結論を先行させているに過ぎない。</p> <p>第 2 の 1(1) ウ 第 2 段落 下請法が対象とする取引は個別性が高く「市価」が観察しづらいという特徴があるものの、適正価格(フェアプライス)は観念でき、こうした価格が実現されるためには実効的な価格交渉が行われることが必要である。</p> <p>1. 適正価格が観念できること自体、重大な誤りである。 もっとも、定義の問題ではあるが、正当な価格決定過程を経た価格を適正価格と呼ぶこととするのであれば了解できないこともない。 しかし、この報告書は、一定の「適正価格」を観念することができるとした上で、その「実現」のために「実効的</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>な価格交渉」が行われることが「必要である」としており、交渉以前に、あるべき価格水準が先驗的に存在するかのようであり、かつ、交渉はこの価格を実現するものでなければならないかのようである。しかし、価格はあくまでも当事者間の交渉の結果であって、これについて国家権力が介入することは自由経済の原則に反する。</p> <p>報告書の言う「実効的な価格交渉」という用語が何を言わんとしているのか明らかではないが、本報告書の基調からすれば、結局のところ、「コストの増加分が価格引き上げに反映されない価格交渉は実効的な価格交渉ではない」とされる可能性があり、大いに懸念される。</p> <p>2. この報告書は交渉についての定義をしていないが、会議室で相対するばかりが交渉ではなく、電話やメールのやり取りも交渉であることを確認しておきたい。</p> <p>そもそも、契約とは、申込みと承諾の意思表示の合致(合意)により成立するものである。当事者の一方は、相手方から提示された取引条件が不満であれば承諾しなければよいのである。経済的には、取引条件の提示と承諾の如何に至るプロセスが「交渉」である。その意味において、交渉のない契約は存在しない。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 2 の 1(1) ウ 第 3 段落</p> <p>そのため、現在の下請法第 4 条第 1 項第 5 号の買いたたきとは別途、実効的な価格交渉が確保されるような取引環境を整備する観点から、例えば、給付に関する費用の変動等が生じた場合において、下請事業者からの価格協議の申出に応じなかったり、親事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に下請代金を決定して、下請事業者の利益を不当に害する行為を規制する必要がある。</p> </div> <p>1. ここで提案されている規制は、購入者が購入価格を引き上げないことについて、価格交渉が不足していることを口実として、これを違法としようとするものと解される。結局のところ、価格への不当な介入であり、明らかに優越的地位濫用規制の範疇を超えており、</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>2. 交渉を義務化することはナンセンスである。一見交渉が存在しないように見える場合であっても、取引当事者は損得を考え、自己の計算において取引を行っているのである。経済的な意味において、交渉は有形・無形で必ず存在しているのである。</p> <p>3. 価格転嫁を促進することを支持するものではないが、現に、このような規制がなくとも、価格転嫁は進んでいるのであり、価格転嫁という目的に照らしても、このような規定は不要である。</p> <p>また、近年において、公正取引委員会や中小企業庁は、「給付に関する費用の変動等が生じた場合において、下請事業者からの価格協議の申出に応じなかったり、親事業者が必要な説明を行わなかったりする」行為を規制しているのであり、その点からもこのような規定の創設は不要である。この規制が、本来現行法制の下ではできないものであった(法の規定を超えるものであった)というのであれば、まずはそのことを明確にするべきである。</p> <p>4. 交渉促進という目的達成のための手段として、下請法を用いるのは適切ではない。</p> <p>一般に、仮に政策目標自体が是認されるとしても、その実現手段については慎重に検討する必要がある。</p> <p>ここでの議論に即していえば、「給付に関する費用の変動等が生じた場合において、下請事業者からの価格協議の申出に応じなかったり、親事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に下請代金を決定して、下請事業者の利益を不当に害する行為」が仮に好ましくないとしても、これを下請法で禁止するべきという結論が直ちに得られるわけではない。</p> <p>下請法は、迅速簡易な手続で事案が処理されることを本来の趣旨としており、その要件は明確で、解釈の余地が小さいことが必要である。</p> <p>しかしながら、この報告書では、「必要な説明」、「一方的な代金の決定」など、かなり微妙で価値判断を含む行為類型の創設を企図しているようであり、(不明確であるがゆえに法規制になじまないという問題を別として)、とりわけ下請法の趣旨になじまない。</p> <p>法による義務付けではなくとも、ソフトな実現手段、誘導政策は種々考えられるのであり、いきなり下請法の規制に追加するのは早計というべきである。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>5. 要件が不明確であり、法の規制になじまない。</p> <p>「必要な説明を行わない」、「一方的に下請代金を決定する」といった価値判断を含む用語で違反行為の範囲を画定するとすれば、要件の明確性に欠け、事業者の予測可能性を奪い、かつ、恣意的な運用を招く危険が大きい。</p> <p>6. 交渉とは、会議室で相対することばかりではない。例えば入札制度を採用した場合、明示的な「交渉」は存在しないことが考えられるが、それも不可とするのか。</p> <p>契約は、申込みと承諾によって成立するものである。そして、およそ、申込みとは一方的なものである。発注事業者の申込みを「一方的に下請代金を決定した」ととらえるとすれば、それは適切ではない。</p> <p>7. 「下請事業者からの価格協議の申出に応じなかったり、親事業者が必要な説明を行わなかったりするなど、一方的に下請代金を決定して下請事業者の利益を不当に害する」ことを構成要件とするのか、それとも「下請事業者からの価格協議の申出に応じなかったり、親事業者が必要な説明を行わなかったりする」ことは「一方的に下請代金を決定して、下請事業者の利益を不当に害する行為」に該当するので、規制するとする考え方であるのか、不明である。報告書は、この点を明確にするべきであった。</p> <p>ここでいう「下請事業者の利益」とは何か。価格協議に応じてもらえないことだけで、下請事業者の利益が不当に害されたとするのか、それに加えて価格水準が低いことをもって下請事業者の利益が不当に害されたとするのか。いずれにしても賛同できないが、まずは、趣旨を明確にすべきである。例えば、発注事業者が、妥当な価格を「一方的に」決定した場合は規制の対象となるのか。</p> <p>8. 優越ガイドライン第4の3(5)アの想定例⑩には、「取引の相手方から、社外秘である製造原価計算資料、労務管理関係資料等を提出させ、当該資料を分析し、「利益率が高いので値下げに応じられるはず」などと主張し、著しく低い納入価格を一方的に定めること。」とある。</p> <p>下請事業者からコストアップを理由に値上げを求められた場合、親事業者としては、その要求を吟味するために、下請事業者にコストの開示を求めるることは当然の対応であると思われるが、そのことは下請法において行為の不当性</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>を肯定する要素となるのか。それともコストの増分以外は交渉の材料としてはならないとの考え方であろうか。仮にそうであるとしても、コストアップが価格にどの程度寄与するかについては資料提出を求める必要があると思われるが、それは差し支えないとの考え方。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>第 2 の 2(1) ウ</p> <p>下請法の対象取引のみならず、サプライチェーン全体での円滑な価格転嫁を実現するため、これまで前記第 1 の 1(4)に記載したとおり、価格転嫁状況の実態把握や労務費転嫁指針の策定公表等、価格転嫁円滑化に係る取組を行っているが、更に実効性のあるものとすることが重要である。このため、上記方向性での下請法改正の趣旨を優越的地位の濫用の考え方にも当てはめ、優越ガイドライン等で想定事例や考え方を明確にし、より実効的な取組とすることを併せて検討する必要がある。(優越ガイドライン「第 4 の 3(5) ア取引の対価の一方的決定」を参照)</p> </div> <p>円滑な価格転嫁の実現は、下請法や優越的地位の濫用規制の目的ではない。価格転嫁という独占禁止法とは無関係の目的のために独占禁止法の解釈や法運用を変更するようなことがあってはならない。それどころか、独占禁止法を、むしろ反競争的な価格介入の手段として用いようとするものであって、競争政策上極めて問題が大きい。</p> <p>公正取引委員会は、中小企業保護政策におもねることなく本来の競争政策に立ち戻るべきである。【個人】</p>	
29	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （1）適切な価格転嫁の環境整備に関する	1 （1）買いたたき規制 <p>報告書ウ解決の方向性に記載の趣旨は、「下請法に新しい行為類型を設ける」という認識で正しいか？</p> <p>現行の下請法運用基準は、法 4 条 1 項 5 号の解釈を拡張して価格交渉を促していると理解しているが、同号の文言からそのような規範を導くのは少々無理があると感じていた。そのため、実質的かつ誠実な価格交渉を通じて価格転嫁を促進する趣旨の新しい号を設けるべきと考える。</p> <p>上記前提に立ち、本意見としては、「下請法に新しい行為類型を設ける」ことに賛成である。【個人】</p>	令和 7 年 2 月 27 日 追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
	る論点（買いたたき規制の在り方）		
30	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （1）適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	1. 第2 1 (1) 適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方） P11 「ウ 解決の方向性」に、「現在の下請法第4条1項第5号の買いたたきとは別途、(中略)、一方的に下請代金を決定して、下請事業者の利益を不当に害する行為を規制する必要がある。」とあるが、現状の買いたたき規制においても、「価格の安さ」と「価格決定プロセス」の総合的な判断として買いたたきに該当するかどうかの決定が行われており、別途の行為類型を新設することは現行の規制に屋上屋を重ねるものと考える。何がフェアプライスであるかはケースバイケースであり、両者の自由な交渉の結果であれば決定した価格に政府が干渉すべきではない。現状の下請法ガイドラインでも明示的協議の必要性が明記されており、書面調査を通じたこの点の法執行も強化されているため、買いたたき規制として新たな行為類型を新設する必要性は理解できず、反対である。【団体】	令和7年2月27日追記
31	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （1）適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	企業取引研究会報告書（以下、略）第2・1（1）について 対象となる報告書の記載の概要：価格交渉にかかる禁止行為の策定 意見：「労務費の適切な転嫁のための価格交渉に関する指針」では、取引先に過度な資料を要求することが、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（以下「独占禁止法」といいます）上の優越的地位の濫用又は下請代金支払遅延等防止法（以下「下請法」といいます）上の買いたたきとして問題になる可能性が示唆されておりますが、親事業者が下請事業者に対し価格交渉に関して必要な説明を行うために下請事業者に価格に関する資料や情報等を求めたような場合、当該行為が過度な要求にあたり下請法に違反しないかについても検討すべきことになるかと思われます。当該認定には相当の期間を要するものと考えられ、下請法のそもそもの趣旨（下請事業者の利益を確保するためには、独占禁止法の違反事件処理手続とは別の簡易な手續が必要であるとの考え方から、下請法が昭和31年に独占禁止法の補完法として制定された）に反するように思われますので、独占禁止法の範囲内で対応すべき問題であるものと感じております。現状「パートナーシップによる価値創造のための転嫁円滑化施策パッケージ」にて価格転嫁が進	令和7年2月27日追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>んでいるのであれば尚更かと思われます。</p> <p>他方、上記問題を解決するために形式的認定が簡易な行為を禁止行為とすることも考えられますが、この場合は、実効的な価格交渉が確保されるような取引環境を整備するという目的が果たせないように思われ、また、規制の予見可能性・透明性の確保も難しいように思われます。さらに、親事業者に対して多様な下請事業者と交渉を求めるることは取引費用を大きく増加させ、取引の打切りや内製化につながるおそれがあるかと思われます。以上より、下請法ではなく独占禁止法の範囲内で対応すべき問題かと考えております。【事業者】</p>	
32	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （1）適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	<p>解決の方向性に賛同。</p> <p>当団体では、適正取引の実現に向けては、取引先と本気・本音でコミュニケーションし、十分な協議を実施する事がすべての出発点であると考え、自主行動計画において「明示的な協議」のあるべき姿を定義づけし、会員各社での実践に取り組んでいる。今般の報告書に記載された「協議の申し出に応じない」「必要な説明を行わない」「一方的に代金を決定する」といった行為は、当団体の定義する「明示的な協議」にも反しており、引き続きこういった行為がないよう取り組む。</p> <p>一方で、実態として「取引先要望が公表事実と乖離している」ケースや、「取引先要望が合理的でなくとも全額価格転嫁しないと買いたたきになる」といった極端な認識もあるため、何がアンフェアな価格／取引なのかを整理いただくと共に、発注者に一方的に過度の負担を強いる事がない公平な制度の具体案を示していただく事で、健全な取引関係が構築・持続できると考える。</p> <p>また、価格協議をレター等で呼びかけても反応がない取引先があり、フォローに苦労している実態があるため、政府・省庁から受注者側への価格交渉の申し出の働きかけ・啓蒙を引き続きお願いしたい。【団体】</p>	令和7年2月27日 追記
33	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （1）適切な価格転嫁の環	<ul style="list-style-type: none"> ・サプライチェーン全体の適切な価格転嫁を進めるには、発注側が価格交渉をせずに一方的に価格を据え置く、又は価格交渉をしても一方的に価格の上げ幅を少なくする事を防止する必要あり。 ・大企業間の取引は下請法が適用されず、価格転嫁等で、顧客は値上げを認めないが下請対象の仕入先には値上げせざるを得ないという板挟みとなる。「適切な価格転嫁」は、下請取引のみではなく、商取引全般での対応を示唆すべきである。 ・定期価格改定の協議は、合理的な原価低減成果の配分を受発注双方で合意し価格に反映することを目的とするが、 	令和7年2月27日 追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
	境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	長年の慣行で、立場の強い発注者から受注者に対し、原価低減の成果を超えての値下げ要請をされる場合がある。この商慣習には、「独禁法の優越的地位の濫用が無いかを、国として実態を注視し、積極的に調査・指導を行っていく」等の指針を掲げて頂きたい。【団体】	
34	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （1）適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	<p>適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）</p> <p>報告書第2の1 (1) イ (10 ページ)において、新しい行為類型の創設による規制が必要な理由として、「価格交渉が取引先の技術力の高さを感じる絶好の機会である」とこと、「②取引関係者がある程度、固定しており、それらの間で継続的に行われる取引」における「フェアプライス」の実現のために価格交渉が必要であることなどが挙げられている。</p> <p>下請法の適用対象となる取引は多様であり、上記のような状況が生じえない業務委託一般についても、価格交渉に応じる義務等を広く課すことは、想定外のネガティブな影響が広く及ぶ可能性が高い。こういった状況を避けるため、買いたたき規制の対象として新しい行為類型を創設する場合、特に問題の多い契約形態や業種を特定していただきたい。</p> <p>上述したネガティブな影響の例として、例えばフードデリバリー業界においては、配達報酬額は配達案件ごとに異なり、受託前に明示される。その額に不満がある場合は、当該配達業務を拒否の上で、別の案件を受けることができるという諾否の自由があり、個別配達案件の配達報酬額は高くても数千円程度であることから、個別配達案件の転注・失注を恐れて受け入れざるを得ないという事態は生じない。また、多くの配達パートナーは、稼働時において複数のフードデリバリーAPLを併用していることから、容易にフードデリバリーAPL間の配達報酬額の比較が可能であり、最も高額の報酬が提示された案件を順次受諾していくのが通常のプラクティスとなっている。このような事情によりフードデリバリーAPL側も需要に見合った配達パートナー数を確保するために（特に需要が供給を上回る場合に）配達報酬額を引き上げるインセンティブが働いている状況にある。他方で、フードデリバリーにおいては、1日あたり数十万件もの配達案件が発生するところ、仮に配達案件ごとに価格協議の申出を受けなければならないすると、注文後30分～1時間程度で配達をするというフードデリバリーやクリックコマースのビジネスモデルそのものに支障を来すほか、プラットフォーム事業者の業務がたちまちひっ迫し、正当な業務遂行を阻害するおそれがある。また、個別案件の価格ではなく、報酬体系全般にかかる交渉と捉えた場合も、業界全体で数十万人の個人事業主であ</p>	令和7年2月27日 追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>る配達員を抱える性質上、希望する全配達員と交渉を行うことは現実的に非常に困難である。なお、現状でも、各プラットフォーム事業者において、報酬体系の変更時には十分な時間の余裕を持って配達員に広く周知・説明する、配達員への定期的な意見聴取や、意見交換の場の設定などの取り組みを実施しているところである。</p> <p>最後に、今後の議論において、一つの案件が30分程度など非常に短期的な業務委託において、「適正な価格」とはどのような想定・考え方になるのか、改めて整理いただきたい。【団体】</p>	
35	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （1）適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	<ul style="list-style-type: none"> 概要には「交渉することなく価格を据え置かれたり、一方的にコスト上昇に見合わない価格を決められたりして受注企業がしわ寄せを受けている」とある。しかし、政府施策である、労務費価格転嫁指針や、パートナーシップ構築宣言制度、あるいは下請法運用基準改正などによって価格交渉は随分進んでいる。しかし、問題は、価格転嫁が進んでいないこと。荷主や元請は、価格交渉を行ったという体裁だけ整え、あれこれ理由を並べて価格転嫁を進めていない。政府施策の「労務費価格転嫁指針」にあるように「公表資料で労務費が上昇しているにも関わらず価格転嫁しない場合は買いたたき」と、改正下請法で明文化すべき 荷主や元請は物価上昇率に見合った価格転嫁を行わず、ほんのわずかだけ価格転嫁したことをもって「据え置き」「買いたたき」ではない。と言う。こうした「買いたたき」逃れの抜け道を法改正で防ぐべき。【個人】 	令和7年2月27日 追記
36	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （2）下請代金等の支払条件に関する論点	資料14で令和3年6月18日閣議決定で「5年後の約束手形の利用の廃止に向けた取組を促進する」と言っているにもかかわらず、今さら「手形等の利用に合理性及び必要性が認められないであれば、下請法の趣旨に立ち返り、廃止する方向で検討すべきである」等々の意見が出るようでは、廃止に向けた取組がまるで進んでいないことなのかな。【個人】	
37	1 下請法の	(2) 下請代金等の支払条件	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	見直し（下請法改正についての事項） （2）下請代金等の支払条件に関する論点	<p>・紙手形による代金支払について：全国銀行協会が廃止する方針の紙手形について、改めて下請代金法で規制する必要があるのか疑問である。</p> <p>【理由】</p> <p>全国銀行協会が自主行動計画において「2026年度末までに電子交換所に持出される全ての手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを掲げており、既に2024年1月より、2027年4月以降を期日とする手形等の代金取立の受付を停止するなど、紙手形廃止に向け具体的な対応も進めているため。【団体】</p>	
38	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （2）下請代金等の支払条件に関する論点	<p>第2の1(2)ウ</p> <p>支払遅延に関する親事業者の遵守事項として、親事業者が下請代金を支払うに当たり</p> <p>① 紙の有価証券である手形については、下請法の代金の支払手段として使用することを認めない</p> <p>② その他金銭以外の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）については、支払期日までに下請代金の満額の現金と引き換えることが困難であるものは認めないことが必要である。</p>	<p>1. 手形と「その他金銭以外の支払手段」とで取扱いを区別することの理由が不明である。 紙の有価証券を支払に用いることを否定するのであれば、小切手による支払も好ましくないことになる。本報告書は小切手による支払も否定する趣旨か。</p> <p>2. 手形にはそれなりの合理性・利便性があるからこそ依然として利用されているのであって、これを法で禁止することは適切ではない。合理性がなければ、自ずと利用されなくなるものであり、これを禁止する必要はない。</p> <p>3. 手形払は現金払よりも（支払を受ける側に）不利益な支払手段であることは、広く共有されている常識であり、これを承知で、手形での支払が行われ、手形払を前提とした代金が決定されているのである。つまり、手形の特性は、取</p>

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>引において織り込み済みのことである。したがって、手形を禁止する必要はないというべきであるが、少なくとも双方合意の上で支払を手形で行うことは禁止されるべきではない。</p> <p>4. 現行下請法では資本金 1000 万円以上の中小企業も規制対象となるが、手形についての研究会の見解は、これら親事業者としての中小企業の意見を踏まえているのか。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第 2 の 2(2)(イ)</p> <p>また、ファクタリングの手数料や銀行振込手数料等、決済に伴う手数料の負担の在り方については、民法が弁済の費用を債務者(発注者)が負担することを原則としていることを踏まえると、発注者が負担することが合理的な商慣習であると考えられる。</p> </div> <p>民法の規定は強行規定ではないので、「発注者が負担することが合理的な商慣習である」とするのは飛躍であり、單なる決めつけに過ぎない。弁済費用をどうするかは当事者の自由に任せるべきであり、債権者(受注者)が負担することを禁止するとすれば、それは行き過ぎである。もちろん、下請法としてそのようなルールを定立すること自体が否定されるものではないが、民法の規定を根拠に、弁済の費用を債務者(発注者)が負担することを義務づけることは論理的ではない。【個人】</p>	
39	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （2）下請代金等の支払条件に関する論点	1 (2) 支払条件 手形等の利用廃止の方向性については賛成である。【個人】	令和 7 年 2 月 27 日 追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
40	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （2）下請代金等の支払条件に関する論点	<p>(令和 6 年 12 月 25 日)「企業取引研究会報告書」に対する意見募集について、「企業取引研究会報告書」の第 2. 1. (2) ウ. ②『その他金銭以外の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）については、支払期日までに下請代金の満額の現金と引き換えることが困難であるものは認めない』との内容について、以下のとおり意見申請致しますので宜しくお願い致します。</p> <p>1. 当社のサービスとして、リバースファクタリングというサービスがあり、親事業者が、下請け事業者への自社の支払いサイトを維持または延伸した電子記録債権を発生させ、SPC 等の債権買取会社が、この電子記録債権の譲受・買取を行う商品となります（買取資金については、SPC 等が金融機関の繋ぎ融資を受けることになります）。この場合、支払いサイトを延伸又は維持する場合の金融費用負担（ファクタリングコスト）については、親事業者が電子記録債権（親事業者の債務）の額面に含めて発生させることで、下請事業者には下請法で規定する支払期日までに満額現金による支払を行うこととしています（即ち、下請事業者によるファクタリング資金負担等は一切発生しません）。このサービス（リバースファクタリング）のように、下請法が規定する支払期日に下請事業者が代金を満額現金で受領することが保証されれば電子記録債権の期日（満期日）については、親事業者の希望する期日（満期日）となることは許容されるものとして整理頂きたい。</p> <p>2. 下請法に規定される支払期日（給付の受領日から起算して 60 日以内）を親事業者と下請事業者が決めた場合において、下請事業者の希望により、当該支払期日より更に早期に資金化を行いたい場合には、当該早期資金化における割引コスト等の負担は下請事業者とすることはされ許容されるものとして整理頂きたい。</p> <p>3. 月末締の翌月末支払の半金・半手（半分現金・半分手形）のような従来の支払方法では、手形割引コストを下請事業者に負担を強いる以上、今後は認められないという理解でしょうか？ （半手については、親事業者（発注企業）が、でんさいネットや電子記録債権で支払っているケースが現状多くみられます。）【事業者】</p>	令和 7 年 2 月 27 日 追記
41	1 下請法の	第 2・1(2)「下請代金等の支払条件に関する論点」について	令和 7

No.	関係項目	意見の概要	備考
	見直し（下請法改正についての事項） （2）下請代金等の支払条件に関する論点	<p>【意見の対象となる記載】</p> <p>ウ 解決の方向性</p> <p>前記アに記載した経済環境や商慣習の変化等を踏まえれば、下請代金の支払期日を定める義務や支払遅延を禁止している下請法の趣旨に立ち返り、支払遅延に関する親事業者の遵守事項として、親事業者が下請代金を支払うに当たり</p> <p>① 紙の有価証券である手形については、下請法の代金の支払手段として使用することを認めない</p> <p>② その他金銭以外の支払手段（電子記録債権、ファクタリング等）については、支払期日までに下請代金の満額の現金と引き換えることが困難であるものは認めない</p> <p>ことが必要である。</p> <p>【意見 1 の内容】</p> <p>従来、手形、電子記録債権、一括決済方法（以下「手形等」といいます。）での支払いを行う場合には、事前に親事業者・下請事業者間で手形等のサイトを含めて合意をした上で取引を行っており、下請事業者においても、支払いサイトが長くなることによる調達金利相当額も勘案した上で、下請代金を合意しております。また、一般論として、キャッシュフローに余裕がある事業者が実質的に長い支払いサイトであっても受注することができることは、受注競争の中での競争要素の 1 つであり、支払いにかかる取引条件を統一することが下請事業者にとって有益であるとは必ずしもいえないものと考えられます。</p> <p>これに加えて、従来の手形での支払いに代わり、電子記録債権、一括決済方法による支払いも増えており、手形等自体が社会的に用いられなくなっているわけでもないことも踏まえますと、下請法適用対象取引において、一律にこれを禁止することは、過剰な規制ではないかと考えます。</p> <p>【意見 2 の内容】</p> <p>また、仮にこのような規制を行うとしても、手形等での支払いについては、2024 年 11 月にその支払いサイトを 60 日以内とする運用の変更がなされたばかりであることから、少なくとも、施行までには数年単位の相当な猶予期間を設けるべきと考えます。</p> <p>手形等での支払いを取りやめ、実質的な支払いサイトの短縮を行う場合、下請代金など、他の取引条件についても、見直しが必要となることも想定されるからです（少なくとも、従前は適法な取引条件であったことから、かかる</p>	年 2 月 27 日 追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
		取引条件の変更に伴う価格の見直しは、直ちに買いたたき等の問題を生じるものではないと考えております。)。【事業者】	
42	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （2）下請代金等の支払条件に関する論点	解決の方向性に賛同。 現金払い化を更にサプライチェーンの下層（Tier-N）へ浸透させるために、運用基準／ガイドラインに適切に明記することは必要と考える。発注者による振込手数料負担については、運用面（実務）での混乱を避けるため、更に詳しく対象を明記・規定いただきたい。（通常の下請代金の支払い時ののみか、下請事業者側で何等かの事情があった場合に下請事業者が入金する場合も含め全て対象となるのかなど）【団体】	令和7年2月27日追記
43	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （2）下請代金等の支払条件に関する論点	約束手形の利用の廃止と手形等の60日サイトは、下請取引のみならず、サプライチェーン全体で取組としないと、下請外の事業者は、自社の入金と支払で板挟みになる。【団体】	令和7年2月27日追記
44	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （3）物流に関する商慣習	<物流に関する商慣習の問題に関する論点について> 取引基本契約書などの発注時に下請事業者に交付されない書面に「個別契約に別段の定めがない限り、目的物の価格は運送費・梱包費込みとする」といった趣旨の定めがあることがあります。民法第485条（弁済の費用）には「弁済の費用について別段の意思表示がないときは、その費用は、債務者の負担とする。ただし、債権者が住所の移転その他の行為によって弁済の費用を増加させたときは、その増加額は、債権者の負担とする。」とあり、ここでいう「弁済の費用」とは、債務者の交通費、宿泊料、運送費などと解されていますのでこういった取引基本契約書の定めは民法	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	の問題に関する論点	<p>第485条の定めと同様と考えることができます。</p> <p>3条書面に記載すべき事項を定めた「下請代金支払遅延等防止法第3条の書面の記載事項等に関する規則」には運送費・梱包費についての記載はありません。しかし、法律上強制がされることがない下請中小企業振興法に基づく振興基準「第2」の「6 契約条件の明確化及び書面等の交付」には、「親事業者は、発注内容が曖昧な契約とならないよう、下請事業者と十分に協議を行った上で、発注内容、納期、価格、付随費用（型、治具等の費用、運送費、保管費等をいう。）、支払手段、支払期日等の契約条件について、書面等（電子メールその他の電磁的記録を含む。以下同じ。）による明示及びその交付を徹底する。」とあります。</p> <p>「振興基準ガイドブック」2頁の解説によると、振興基準の各規定の「語尾」を整理することにより行うべき取組に重み付けすることで、企業がどのような取組を重点的に行うべきかを明確に示しているとされており、「徹底する」は下請法で規律される行為を示す規定であるとされています。従って「付隨費用（型、治具等の費用、運送費、保管費等をいう。）」は振興基準では下請法で規律されるとされているものの「下請取引適正化推進講習会テキスト」には明記されていない状態となっています。こういった法律の運用基準間の齟齬が是正されず、分かりにくいままであることは「一次から二次、三次とサプライチェーンの取引段階を遡るほど価格転嫁の動きが鈍い」一因となっていると考えます。【個人】</p>	
45	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （3）物流に関する商慣習の問題に関する論点	企業取引研究会報告書p13からp15、第2の1の(3)「物流に関する商慣習の問題に関する論点」において、「イ 本研究会における主な意見」の「<物流分野において下請法の適用対象取引を拡大すべきとの意見>」の2点目に「現在、荷主と元請け運送事業者との取引は物流特殊指定の対象、元請運送事業者と下請運送事業者との取引は下請法の対象とされているが、事業者にとって分かりにくく、統一的に下請法として対象とすることが望ましい。」とあり、「ウ 解決の方向性」として、「発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引の類型を新たに下請法の対象取引としていくこととすべきである。」とあることについては、事業者の混乱を避けるため、運送と同じく物流特殊指定が対象取引としている「保管」についても、「統一的に」下請法の対象とされることが望ましい。また、物流特殊指定は、資本金による指定のほか、特定荷主と「特定荷主から継続的に物品の運送又は保管を受託する事業者であって、当該特定荷主に対し取引上の地位が劣っているもの」との取引も対象とされるなど、その効果は下請法で全て代替することはできないと思料されるので、その存続についても適切に措置されたい。いずれにせよ、倉庫業も価格転嫁の進ま	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		ない業種であり、また、今後改正物効法の施行により標準パレットの使用やトラックの荷役作業の肩代わりに対する価格転嫁が適切に担保されるかどうかに懸念があるため、今後の動向も踏まえ、荷主と倉庫業者の取引について、適正取引を促すより実効的な制度作りについて改めて検討を求める。【個人】	
46	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （3）物流に関する商慣習の問題に関する論点	<p>私は、メーカー系物流子会社（資本金区分としては大會社）に勤める者であり、法務担当として各セクションに対して下請法や価格転嫁に関して指導を行う立場である。トラック、船舶も取扱う会社であり、私自身も短期間ではあるがトラック輸送の荷主・下請との価格交渉に携わった経験がある。</p> <p>この数年、特にトラックドライバーの低賃金・長時間労働の改善に目を向けられているが、これらに起因するとされるドライバー不足の問題は、実際には 20 年以上前から業界における課題とされており、確かに抜本的ではないがその解決は模索してきた。また、この 20 年というはトラックの環境負荷の改善について法令が強化された時期であり、その流れはまだ続いている。年々、法規制の網は細かくなり、搭載する機器は増え、管理項目も増加することが続いている。一部の先見の明がある経営者を除けば、中小運送会社ではとてもではないが自らの体力で車両の整備・管理、ドライバーの育成・管理を十分できない会社が増えている。そのような会社は荷主の要望も厳しくなる中、優良な荷主から安定的な業務を受託できず、安価な多重下請構造を構成することになる。</p> <p>この「多重下請構造」が業界における悪の権化のように言われることも多いが、果たして本当にそうだろうか。現在の日本の物流・流通は、運送会社同士の貨物の融通により成立している。これは、一見ライバル関係に見える元請運送会社同士が、自車や傘下の下請会社の車両を発生した運送ごとにマッチングする行為であり、元請会社ごとに抱える傘下の車両を、他の元請会社と共有する行為であり、この連携により大手運送会社のネットワークに地場の中堅運送会社のネットワークが緩やかに連結し、比較的少ない車両とドライバーで、しかも往復の貨物を確保することで緩やかだが全国をまたにかけるネットワークを構築してきたのである。このネットワークの強みは、特に災害時に發揮されるものである。2018 年 7 月の西日本大水害においては、山口～岡山に至る JR 山陽本線が 3 か月にわたり不通になる事態が生じた。この時、発災から 1 週間程度、瀬戸内側は高速道路を含めて大型車両が通行できる区間が著しく制限されたが、3 日後には日本海周りのルートを確定させ、優先順位を付けた貨物の輸送を確立させたのである。この早期の物流網の再構築は、まさしくこのネットワークを駆使した情報収集の結果であり、また日頃の付き合いから各社が団結して普段よりも長距離を走ったりしてつないだものである。当然、そこはドライバーに負荷が相当かかる</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>たことは事実であるが、この結果は軽視すべきではない。</p> <p>「多重下請構造」の解体は、このような既存の物流ネットワークの再編を伴う。これまでのネットワークにおいては、俗に「水屋」とか「中貫き」と呼ばれる利用運送をもっぱらにする業者が相当数介在しており、実輸送会社の売上を圧縮していたのは事実であるが、ネットワーク同士の結節点として機能してきたのも事実である。さらに国土交通省が進める貨物自動車運送事業者がその範囲で利用運送事業を行うことを制限しようとしているが、第1種貨物利用運送事業を対象としないのはなぜか理由がわからない。公正取引委員会、中小企業庁、厚生労働省及び国土交通省といった各省庁間での意思の統一ができておらず、そのしわ寄せが大企業に押し付けられている。【個人】</p>	
47	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （3）物流に関する商慣習の問題に関する論点	<ul style="list-style-type: none"> ●該当ページ p. 26 ●該当箇所 ウ 解決の方向性（3段落目） <p>着荷主と運送事業者間に明示的な契約関係がなくとも、着荷主の強い指示や管理の下で実運送事業者に役務提供をさせている実態がある場合、着荷主と運送事業者間に取引関係を認めて規制対象と整理することも考えられるのではないか、との意見もあった。</p> ●意見 <p>重要な指摘と考える。ただし、この実効性を確保するのであれば、荷主と運送業者に限定されずにより広く、電磁的方法で、発注主が誰かを3号書面や5号書面の作成者をデジタル上で証明する機能を必須とし、着荷主に言い逃れの余地を与えないようにすべきであると考える。</p> <p>なお、その場合、5号書面の2年間の保管義務を全うするためには、デジタル・データについて改竄予防措置を講じる必要があると考える。【事業者】</p> 	
48	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （3）物流に関する商慣習	<p>P 26 なお、本研究会における議論において、前記イのほか、着荷主と運送事業者間に明示的な契約関係がなくとも、着荷主の強い指示や管理の下で実運送事業者に役務提供をさせている実態がある場合、着荷主と運送事業者間に取引関係を認めて規制対象と整理することも考えられるのではないか、との意見もあった。</p> <p>意見：持続的な物流を維持する為に、発生費用の負担について適正な対応が求められる。着荷主の指示や管理下で発生する役務提供への対価精算が適切に行われる事を推進していくために、着荷主と運送事業者間に取引関係を認めて</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	の問題に関する論点	規制対象と整理した上で契約関係整備を働きかける等の取組を検討しては如何か。【団体】	
49	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （3）物流に関する商慣習の問題に関する論点	<物流に関する商慣習の問題に関する論点> <ul style="list-style-type: none"> ・運送委託取引へ急激な規制強化は、発注者における発注システムや管理コストなどの負担増、中小企業者に対する発注控えなどの悪影響が想定される。段階的もしくは柔軟な対応をお願いしたい。 ・発荷主と運送事業者の資本金関係等はどのような規制とするのかも明らかにしていただきたい。【団体】 	
50	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （3）物流に関する商慣習の問題に関する論点	<下請法改正後も物流特殊指定を存続・活用させるべきこと> <p>法定された優越的地位の濫用（「法定優越」という）と特殊指定との関係は、平成 21 年の課徴金制度導入時に法定優越を優先することとされたことを契機に、ほとんど特殊指定が用いられない状況に至っているが、この優先関係は単に裁量の下、公取委の執行方針を優先させたにすぎず、根拠付けに欠ける。</p> <p>本来、下請法改正を論じるにあたっては、物流特殊指定の適用に関する弊害が存在するのかどうか、それを払拭できないとして改正の必要性があるのかどうかを論じる必要があるものの、実際には公取委の自主的な執行抑制が招いた結果にすぎず、それが本当に下請法の立法事実といえるのか疑問である。物流特殊指定は平成 15 年下請法改正における国会附帯決議で導入され、教科書はじめ各種特殊指定廃止の流れの中でも存続させることを公取委自らが決定した経緯もある。しかし法定優越の課徴金導入に伴い、わずか 6 年満たずに国会の意思である附帯決議の存在を無視し、自ら執行を差し控える形でその内容を空文化したものである。</p> <p>法定優越の下でも特殊指定を適用し、行政処分ができるることは公取委自身が橋本総業に対する確約決定を通じて、すでに確認しているし、当該事件の担当官による記者会見でも、特殊指定違反に基づく確約手続を通じた迅速処理のメリットを強調している。実際にも物流特殊指定であれば、課徴金納付命令の対象とならないことから、取引額等の確定の必要とそれに伴う手続の遅延も生じない。逆に、独占禁止法の手続である以上、確約手続の選択の余地も生じ、</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>当事者の遵守義務内容と、確約認定取消しの余地を残すことができるメリットもある。つまり、独占禁止法のうち特殊指定の下でも一定の迅速性を踏まえた法的処理が可能となるということを公取委自身も認識していることになる。そして、何より特殊指定を廃止することによって発荷主に対する排除措置命令等の行政処分の可能性が完全に封じられ、その結果、下請法に基づく行政指導が上限にとどまるという決定的に誤ったメッセージを発することになるところ、その危険を直ちに回避する必要があると考える。</p> <p>仮に下請法に基づく勧告に従わない場合には優越的地位の濫用による対応が可能であるとの反論も考えられるものの、課徴金納付命令に関する現状の枠組みと執行状況を踏まえると、優越的地位の濫用による対応は全く期待できない。研究会では「執行面でのハードルの高さがネックになっているのではないか」との意見も出ているが、平成21年以降、優越的地位濫用事件タスクフォースが審査局内に設置されており、注意指導を含めた迅速な対応がなされており、ここで物流特殊指定違反事件調査を行うことも可能なはずであるが、研究会のやり取りを通じて公取委事務総局側からこの点の説明がなされた経緯も一切見当たらない。</p> <p>今回の改正に当たって、発荷主に過大な負担を求める事にはならないとの配慮が全面に出ているようであるが、まず第一に、法定化された優越的地位の濫用に該当する場合であっても、物流特殊指定を選択的に適用する余地を認める必要がある（過去の考え方を撤回すること）。その上で仮に下請法を改正し、荷主一物流業者間の取引を下請取引の対象とする場合であっても、例えば悪質な事例であれば下請法上の行政指導によらず直ちに排除措置命令を選択する余地を残す形で、物流特殊指定の仕組みそのものを存続させ、将来的に活用していくべきである。</p> <p>＜自己利用役務の全てを下請法に取り込むべきこと＞</p> <p>自己利用役務のうち、物流業界の荷主と運送事業者の関係のみを下請法に取り込むのかという問題については、役務委託取引の中で、唯一の特殊指定関連業界であり、優越的地位の濫用に関する共通理解が得られやすいこと、またネット通販の利用が急増し、かつ、荷主による不利益行為の要請がより顕在化していること、これと関連し、平成15年改正時点以上に、2024年問題が顕著であることなどの説明が考えられるが、結局のところ、物流業界についての必要性を説明していても、他の業種について全面的に自己利用取引の除外を正当化する理由とはなっていない。</p> <p>フリーランス法2条3項2号によれば、規制の前提となる業務委託について「事業者がその事業のために他の事業者</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>に役務の提供を委託すること（他の事業者をして自らに役務の提供をさせることを含む。）」とされており、明らかに自己利用取引をも対象としたものである。しかしながら、これまでフリーランス法と下請法の違いは明確には説明されていない。</p> <p>役務委託ガイドラインが示すとおり、役務委託取引における主役は自己利用役務であるし、下請法が優越的地位の濫用の補完的位置付けなのであれば、そうしたメインターゲットを補足していくことは必須である。このようなねじれは、平成15年改正の中で自己利用役務を除外した際の理由が不明確であることに由来している可能性が高い。そして、課徴金制度を伴う優越的地位の濫用の立証枠組みの変更の中で、今後、優越的地位の濫用の活発なエンフォースメントが全くと言ってよいほど期待できず、物流以外の自己利用役務取引については（特殊指定が存在しないために）優越的地位の濫用による事件審査がまったくくなされないという形で役務委託取引の規制のすき間が拡大する可能性もある。そうだとすると、次善の策として、役務委託取引についても、情報成果物と同様に、自己利用役務を正面から下請法の規制対象とすることが求められるのではないか。</p> <p>このような私見には自己利用役務に対する適用対象範囲が広くなりすぎるとの批判が想定される。この際の考慮要素となる「業として」の要件は、一定の目的をもって反復継続して行われているかどうかを示す要件とされてきており、継続性を持たない自己利用役務が下請取引の対象から除外される効果を持つことになる。他方、全部委託を対象とする以上、実際にその利用者側が自身として業務として提供しているかどうかはもはや事実上、関係のない話である（全部を委託認めた段階で「業として」の文言は空文化することになる）。通常の製造委託の場合であっても、製造設備を持たず、製造をしていない事業者がその販売する物品についての製造を他者に依頼すれば、当然、製造委託に該当することになり、現に、通常の製造委託のみならず情報成果物は、そのような自己使用対象をすべて下請取引の対象にしているのである。役務委託取引と同様の性格を持つ情報成果物と役務全般における自己利用役務を同様に取り扱い、全ての委託取引を対象とすべきである。【個人】</p>	
51	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項）	<ul style="list-style-type: none"> ●第2・1(3) 「物流に関する商慣習の問題に関する論点」について <ul style="list-style-type: none"> ・発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引の類型を新たに下請法の対象取引としていくことについて、下請対象企業が大幅に増加することで管理面での負荷が予想され、改正を行わるべきではないと思います。 ・下請法の対象取引とすることで、3条書面・補充書面の義務化など管理負荷が増えることは避けて頂きたいと思い 	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	(3) 物流に関する商慣習の問題に関する論点	ます。【事業者】	
52	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） (3) 物流に関する商慣習の問題に関する論点	<p>製造業の出荷物流と調達物流では契約関係が異なる中、製造業では全ての事業者が「発荷主」「着荷主」双方の立場になるうえ現場のモノの動きが複雑な物流の構造では、「長時間の荷待ち・荷役時間」はサプライチェーン全体のステークホルダーで影響し合って生じている。そのため、物流新法(物効法)では、「長時間の荷待ち・荷役時間」の改善等につき、「発荷主」「着荷主」「物流事業者」「倉庫事業者」等の関連サプライチェーン全体に改善の取組を促すスキームとなっている。一方、「発荷主」「元請物流事業者」間といった一つの契約範囲だけを対象とする下請法や独占禁止法といった法制度では根本的な解決にはつながらない。また「契約外作業」については中小企業が着荷主の場合に、人員やコスト面で対応に苦慮し発生してしまっている場合が多いのが実態であり、“中小受託事業者”を対象としている下請法の対象とするのは実態と乖離している。</p> <p>さらに、「荷待ち・荷役時間」や「受渡要件」については、現在検討中の物流新法、トラック・物流Gメンの対象である。</p> <p>以上より、同措置は実態と乖離した実効性のない二重・三重規制であり不要。【団体】</p>	
53	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） (3) 物流に関する商慣習の問題に関する論点	<p>第2の1(3)アの第2段落</p> <p>しかし、この間の遵守状況をみると、独占禁止法上の問題につながるおそれのある行為（買いたたき、代金の減額、支払遅延など）がみられた荷主は、物流特殊指定の施行直後にはごく少数（1～20名程度）であったが、近年は600名前後で高止まりしている。</p> <p>あたかも物流業者に対する取引において問題が悪化しているような記述であるが、この数値は事態の悪化を示すものではなく公正取引委員会の法運用の変化によるものとみることが常識的な理解である。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>第2の1(3)ウの第1段落</p> <p>一般に、発荷主と着荷主との間の製造委託や販売等の契約において、発荷主が物品を指定場所に納品すべきことが取り決められ、これを受けて、発荷主が運送事業者に対し運送業務を委託している。このような構造をとらまえれば、発荷主と運送事業者の取引についても、他の下請法の対象取引と同様のものと位置付けられる。また、発荷主と物流事業者との間でもなお長時間の荷待ちや契約にない荷役等の附帯業務の問題が生じているという課題があることを踏まえると、より簡易な手続により、迅速かつ効果的に問題行為の是正を図っていくことが必要である。そのため、発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引の類型を新たに下請法の対象取引としていくこととすべきである。</p> <p>1. 発荷主と運送事業者の取引が下請法の対象となることは、解釈上可能なのであるから、検討としてはそれで十分であり、「発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引の類型を新たに下請法の対象取引と」する必要はない。運送委託を下請法において特別扱いすることは、ほかとの均衡を欠くことになり不適切である。</p> <p>2. 第2文の「物流事業者」が、荷主から運送を委託された運送事業者を指しているのか再委託を受けた運送事業者を指しているのか、あるいはその両方を指しているのか、文意が不明であるが、着荷主→発荷主→運送事業者①→運送事業者②という取引構造を想定し、かつ、発荷主から物流事業者②への不当な要求を是正しようとするのであれば、それは下請取引の問題ではない。問題をすべて下請法で解決しようとする考え方には無理があるのであって、必要があるのであれば下請法以外の法規制によるべきである。</p> <p>3. なお、発荷主は着荷主から運送を受託しているとの構成をとるのであれば、着荷主は、物流特殊指定上の「特定荷主」に該当し得ると考えられるが、そのような理解で正しいか。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>第 2 の 2(3) ウ</p> <p>独占禁止法や下請法は、取引関係がある当事者との間で適用されるため、取引関係がない当事者の問題には規律を及ぼすことが困難である。そのため、事業所管省庁の有する制度と連携して課題に対応していく必要がある。</p> <p>令和 6 年 5 月に公布された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」による改正後の貨物自動車運送事業法においては発荷主から運送事業者に運送を委託する場合は相互に、運送事業者間で運送を委託する場合は委託元の運送事業者から委託先の運送事業者に対し、運送の役務の内容及びその対価等について記載した書面を交付する義務が課せられた。</p> <p>書面の具体的な内容は、現在、国土交通省において検討中であるが、当該書面においては運賃以外に附帯業務の内容及びその対価を記載しなければならないこととされている。こうした事業法の枠組みによって国土交通省や荷主の事業所管省庁による業界に対する働きかけ等により、着荷主一発荷主間、発荷主一元請運送事業者間、元請運送事業者一実運送事業者間において、荷待ちや附帯業務が生じた場合の費用の負担等について取り決め、適正な契約が結ばれるよう事業者への働きかけを行っていく必要がある。</p> <p>その上で、当該契約が不公正なものであるときには（無償で荷積みや荷下ろしが強要されたり、指定された時間に運んだのに荷下ろし場所で長時間待たされたりするような行為）、「買いたたき」や「不当な経済上の利益の提供要請」の問題として、独占禁止法や下請法による対応も執り得るのではないか。</p> <p>1. 「独占禁止法や下請法は、取引関係がある当事者との間で適用されるため、取引関係がない当事者の問題には規律を及ぼすことが困難である」とは、そのとおりであるが、事業法も「取引関係がない当事者の問題」には規制が及ば</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>ないのではないか。報告書は、取引関係がない場合の対応としては、法の根拠のない「働きかけ」によるしかないと述べたものと理解される。</p> <p>2. 「その上で～」以下の問題設定が不明である。「当該契約が不公正なものであるときには」の「契約」とは、どの契約を指しているのか。「契約が不公正なものであるとき」というより、契約において物流事業者に対し不当な行為が定められているというべきであり、(想像するに)発注業者から事実上、下請事業者(受注事業者)に対し不当な行為が行われているときというべきではないか(そうであれば、独占禁止法や下請法によって対応すべきことは当然のことであり、改めて言うまでもない。)。【個人】</p>	
54	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （3）物流に関する商慣習の問題に関する論点	<p>発荷主と運送事業者間の取引及び取引関係がない当事者間（着荷主-運送事業者等）の問題の双方について賛成である。</p> <p>更に言えば、現在物流事業者間の多重下請構造という形で広く問題視されているが、今回の問題提起は、荷主と物流事業者間の下請構造を指していると考えるので、それを明確に区分して、二重の下請構造になっている点に問題がある様な表現を用いるのが適切と考える。</p> <p>そういう観点で、物流事業者が適正な委託料を受け取り、経営が健全化する方向に導かないと物流の停滞がもっと著しくなり、日本経済全体が止まってしまうケースも出てくると考えるので、早急な対応が求められると考える。【個人】</p>	令和7年 2月27日 追記
55	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （3）物流に関する商慣習の問題に関する論点	荷主と運送会社の取引を下請法の対象にしようとする案に賛成。【個人】	令和7年 2月27日 追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
56	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項）（3）物流に関する商慣習の問題に関する論点	<p>1 (3) 物流に関する商慣習</p> <p>本意見作成者はある物流会社に勤める会社員である。その視点から、物流取引に関する行為規制を下請法において明文化する方向性には賛成する。ただ、その規定の仕方については細心の注意が必要と考える。</p> <p>まず、当然の前提として、昨年成立した改正物効法の施行をはじめとする国交省等関係省庁が進める一連の「物流の2024年問題」対策の取り組みと整合的で、かつ、わかりやすい規制でなければならない。例えば、「改正法施行後の物効法や貨物自動車運送事業法上では合法だが、改正下請法上では違法となる」がごとき事態を招く余地を生じる不用意な法改正をすれば、それは物流事業者にとっても荷主にとっても迷惑千万であり、やらない方がよほどましである。</p> <p>なお、荷主が物流事業者に委託する業務の内容は多彩であることを踏まえ、物流に関する行為規制を下請法に追加する場合は、下請法施行令1条2項を改正し、「第1号または第2号に付随して委託される梱包、加工、検品その他の物流関連業務」を追加すべきである。複合的な役務を包括的に委託する場合に、役務の内容によって適用される資本金基準が変わるのは管理工数の増大を招くためである。【個人】</p>	令和7年2月27日 追記
57	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項）（3）物流に関する商慣習の問題に関する論点	<p>第2の1 (3) 物流に関する商慣習の問題に関する論点について（報告書13頁以下）</p> <p>(1) 第2の1 (3) ウ（報告書15頁）で示された試案のとおり、発荷主及び運送事業者間の取引が下請法対象取引となった場合、例えば、着荷主による現場での指示によって運送業者が契約に無い追加作業を実施した際には、親事業者である発荷主が当該追加作業にかかる費用を負担しなければ違反行為（利益の提供要請）に該当するようと思われるが、親事業者自身が介在しない運送先での行為にまで親事業者のみが責を負うものとするのは負担が大きいのではないか。</p> <p>これについては2(3)にて、着荷主と運送事業者間に取引関係を認める意見も有ったことが記載されているが、基本的には適正な契約を結ぶべき（着荷主がそれに応じなくともペナルティは無い）、という検討に留まっている印象である。</p> <p>そうした関連事項の検討も十分に行われた上で、下請法の新類型として物流業務委託を追加すべきではないか。</p>	令和7年2月27日 追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>(2) 発荷主の立場からは、着荷主－運送事業者の間における具体的な指示管理関係等を把握することは困難である。</p> <p>加えて、発荷主は、依頼した運送事業者の再委託先、再々委託先等について、その有無を含め把握することが困難であり、かかる再委託先等と着荷主との間の具体的な指示管理関係等を把握することも困難である。</p> <p>背景として、取引慣行上、発荷主－運送事業者間の契約において、運送事業者が再委託、再々委託等することについて、発荷主は運送事業者に対して予め包括的に承諾することを求められることも珍しくなく、2024年物流問題により、発荷主は運送事業者の確保に苦慮しており、運送事業者からの要求拒絶は事実上困難となっている。【事業者】</p>	
58	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （3）物流に関する商慣習の問題に関する論点	<p>2. 第2 1 (3) 物流に関する商慣習の問題に関する論点 P15</p> <p>「ウ 解決の方向性」に、「発荷主が運送事業者に対して物品の運送を委託する取引の類型を新たに下請法の対象取引とすべきである。」とあるが、発荷主と運送事業者の取引に関しては現行独禁法「物流特殊指定」により規制が行われている他、国土交通省所管の改正物流効率化法でも新たな規制が予定されている。下請法の役務提供取引は「自ら利用する取引」は適用対象外であるにもかかわらず、物流取引のみを切り出して新たに規制対象とする合理性が見いだせない。下請法の適用により簡易迅速な原状回復を求めていくのが目的であれば、国土交通省トラック G メンとの連携を図り、現行の物流特殊指定の執行強化を行うことでも十分に足りるものと考えられ、新たな規制対象とすることに反対である。【団体】</p>	令和7年2月27日 追記
59	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （3）物流に関する商慣習の問題に関する論点	<p>第2・1 (3) について</p> <p>対象となる報告書の記載の概要：物流特殊指定の適用範囲だった取引の下請法適用対象への追加</p> <p>意見：解決の方向性において「他の下請法の対象取引と同様のものと位置付けられる」とされておりますが、着荷主は発荷主に運送業務を委託しているわけではなく、着荷主が運送事業者に委託しているのみであると思われます（契約上の再委託の関係性はない）。このような状況において下請構造を擬制することは、本来、事業者間の取引関係は、私的自治の原則の下で形成されるべきものであるところ、下請法の適用範囲をいたずらに拡大させることになり、行政による過度な統制となるほか、規制の予見可能性・透明性の確保が問題になるものと思われます。仮にこの課題を乗り越えられたとしても下請法において運送事業者という特定の業界の事業者を保護する規定を創出することに</p>	令和7年2月27日 追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
		なるものと思われますが、特定の業界の事業者保護は、所管行政庁によって行われるべきであり、実際、令和6年5月に公布された「流通業務の総合化及び効率化の促進に関する法律及び貨物自動車運送事業法の一部を改正する法律」により貨物自動車運送事業法の改正も進んでいることからすれば、下請法によって対処する範囲でないものと考えております。【事業者】	
60	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （3）物流に関する商慣習の問題に関する論点	<p>①物流には様々な主体が関わっており、物流事業者の健全なビジネス維持・発展のためには、物流に関わるそれぞれの主体が、物流手配に関わる一定のルール・規範を意識した行動を取ることが求められる。</p> <p>当団体では自主行動計画に従い、会員企業が発荷主として又は着荷主としてクリーンな取引を行うことに取り組んでいるが、今回、物流を下請法対象にすることで、日本全体の物流に関わる関係者の意識向上が期待できると考える。</p> <p>②物流特殊指定と下請法の遵守事項は変わらないにもかかわらず、下請法の適用範囲を発荷主にも拡大するのであれば、その意義について十分な説明が必要と考えられる。</p> <p>（例えば適正取引推進の促進が期待される事由、物流特殊指定より優れている点を明確にしていただくなど）</p> <p>③下請法は形式的に法的要件（義務・禁止事項）を明確化する必要がある。</p> <p>従って、様々なケースが発生しうる中で、誰が、どのような場合に法的責任を負うか明確化しておくことが必要と考える。</p> <p>④下請法の発荷主への適用には、受発注システムの改修など相当の費用・期間を伴う準備が必要となる事業者も相当数存在すると思われるため サプライチェーンに混乱を来さないよう、施行タイミングにはご配慮を頂きたい【団体】</p>	令和7年2月27日 追記
61	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （3）物流に関する商慣習の問題に関する論点	<ul style="list-style-type: none"> ・物流特殊指定には含まれていないモノの取引を前提とした「下請法の禁止行為」について、物流業界の実情を考慮した柔軟な対応が必要と考える。 「支払期日」：臨時便などは、支払い〆日にに対して物流会社も請求書を作る行為など双方で現実的に難しく、柔軟性を持たせる必要あり。 「受領拒否・不当な返品・有償支給原材料の対価の早期決済」：モノの売買に基づいた行為であり、物流サービスの運用実態に即した対応が必要。 ・製造委託には納入が含まれている場合が多く、発荷主だけで輸送条件などを決定できないため下請法を発荷主のみ 	令和7年2月27日 追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>に限定するかどうかは慎重に検討をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・輸送は、自然災害や生産での予期せぬトラブルでの納入遅延対応で緊急輸送が発生した場合、役務の提供後 60 日以内の支払が不可能な場も有り得、実情に即した規制の運用が必要。【団体】 	
62	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （4）執行に係る省庁間の連携の在り方に関する論点	<p>事業所管省庁が各々に「下請取引に関する調査」と同等又は類似の項目を含む調査を重複して実施することになると、発注側企業・受注側企業のいずれも負担が大きい。調査の重複については、省庁間連携の中で厳に避けていただくようにお願いする。【団体】</p>	
63	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （4）執行に係る省庁間の連携の在り方に関する論点	<p>●第 2・1(4) 「執行に係る省庁間の連携の在り方に関する論点」について ・第 2・1(3)の記載の発荷主と物流事業者との間でもなお長時間の荷待ちや契約にない荷役等の附帯業務の問題が生じているという課題について、直近の国土交通省より発信されている物流ガイドラインでも今後の対応が示されています。物流における取引関係は非常に複雑なので、各省庁間での連携についても、極力一本化をのぞみ、複雑化しないように努めていただきたいと考えます。【事業者】</p>	
64	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （4）執行に	<p>第 2 の 1(4) ウ</p> <p>所管する業界構造・取引実態に精通し、設置法・事業法に基づき業界の健全な発展を実現する役割を有する事業所管省庁は、下請法の執行においても果たすべき役割は大きい。現行法においても事業所管省庁は中小企業庁の措置請求のための調査権限を有しているが、それに加えて下請法上問題のある行為について指導する権限を規定することが有益である。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	係る省庁間の連携の在り方に関する論点	<p>1. 事業所管省庁は、「所管する業界構造・取引実態に精通し、設置法・事業法に基づき業界の健全な発展を実現する役割を有する」ものであるとしても、それを理由として「下請法の執行においても果たすべき役割は大きい」という結論を導くことはできない。</p> <p>事業所管省庁が下請法違反の未然防止に努めることはよいとしても、執行において大きな役割を果たすべきかどうかはさらなる検討を要する。仮に、「カルテル・入札談合の規制について、事業所管省庁が独占禁止法の執行に役割を果たすべき」という見解があるとすれば、それが誤りであることは自明であるが、この報告書はこれと同様のことを述べるものである。</p> <p>下請法の執行は、所管業種を持たない公正取引委員会と中小企業庁によって担われてきており、このことは、法執行の中立性を担保する上で有意義であったと考えられ、今後もこれを維持すべきである。</p> <p>また、現在の中小企業庁と公正取引委員会の法運用においてさえ、両者の執行内容には相当な違いが認められる。事業所管官庁の法執行能力には疑問があり、法運用の整合性がとれなくなる懸念も否定できない。むしろ、公正取引委員会で統一的な法執行を行うべきであり、そのためのリソースを公正取引委員会に与えるべきである。</p> <p>以上のとおり、事業所管省庁に下請法の執行権限を与えることは妥当ではない。</p> <p>2. 事業所管省庁に下請法の権限を付与することに賛同することはできないが、仮に事業所管省庁に下請法の権限を付与するのであれば、その運用が公正で適切であるかどうかを監査する仕組みや、公正取引委員会からの事業所管省庁への指導勧告制度が設けられるべきである。</p> <p>また、秘密保護、守秘義務や官庁間の情報共有のルールについて法規制を整備する必要がある。</p> <p>仮に新たに買いたたき等の価格や交渉に係る規制を加えるのであれば、その法適用は微妙な事実認定や法解釈を伴うことになる。事業所管官庁の指導権限は、仮に創設するとしても、書面交付義務の履行など形式的な違反に限定すべきである。</p> <p>3. 事業所管官庁における過小な法執行ばかりでなく過剰な法執行についても懸念されるところであり、仮に事業所</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>管官庁に一定の権限を与えるのであれば、公正取引委員会においてそのようなことを防止する仕組みを構築すべきである。例えば、個別事案処理についての指揮命令権限を公正取引委員会に持たせる、権限付与は個別事案ごとに公正取引委員会の判断において行うことが考えられる。事業所管省庁の職員には公正取引委員会の併任とし、専ら公正取引委員会の職員として活動させることも一案である。</p> <p>4. また、発注事業者(親事業者)と受注事業者(下請事業者)が同一の業種に属するとは限らないので、事業所管省庁に下請法の執行を委ねることには限界がある。それとも、所管外の事業者に対しても下請法違反の指導ができることがあるのか。</p> <p>5. 仮に下請法の規制内容を充実するとすれば、建設業法の下請規制との乖離が拡大することになる。下請法が適用されない建設工事の下請取引についても手当が必要ではないか。【個人】</p>	
65	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （4）執行に係る省庁間の連携の在り方に関する論点	<p>1 (4) 省庁間連携</p> <p>公取委および中企庁が事業所管省庁との連携を強化することは賛成である。</p> <p>下請法の運用に関与する公取委および中企庁の個別の担当者があらゆる業種業法に精通することは現実的には難しい。現実には起こっていないと信じるが、可能性としては、「公取委や中企庁の担当者が業法の知識を欠いていたことにより、業界の実務慣行や商慣習において非合理的な是正の指導が行われる」事態は発生しうると考える。よって、下請法において明文化するかどうかは別として、下請法のエンフォースメントの過程において前記のような事態の発生を未然に防止するための仕組みも必要ではないか。【個人】</p>	令和7年2月27日 追記
66	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （4）執行に	<p>解決の方向性に賛同。</p> <p>民間企業への内容や時期が重複した調査を回避しながら、更に省庁間で連携を取ってご対応いただきたい。【団体】</p>	令和7年2月27日 追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
	係る省庁間の連携の在り方に関する論点		
67	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （4）執行に係る省庁間の連携の在り方に関する論点	<ul style="list-style-type: none"> ・各省庁連携で、実際の活動が執行を受ける各事業者にとって分かりやすいものであってほしい。 ・物流問題においては、関係している政府機関、省庁は多く、企業に対して多くの調査・ヒアリングもあり、負担感が増している。下請 G メン、トラック・物流 G メンは調査項目について、共通／重複が多いため、省庁間連携に加えて責任分担の明確化、重複部分の削除などを進めていただきたい。【団体】 	令和 7 年 2 月 27 日 追記
68	第 2 の 1 下請法の見直し （下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に関する論点 （下請法逃れへの対応）	<p>＜下請法逃れへの対応について＞</p> <p>従業員数による基準（従業員基準）で対象事業者を規定する案が有効である、との意見には賛成である。</p> <p>ただし、過去の下請法勧告事件に係る違反事業者は従業員数 300 人を超える事業者が多数（直近 5 年間で約 70%）を占めており、他方、違反行為の被害を受けている事業者の多くは従業員数 300 人以下（令和 5 年度において約 90%）である実態を踏まえても、従業員数 300 人を基準とすることは効果的である、との意見には反対である。</p> <p>なぜなら、特にトラック運送業についていえば、300 人超と 300 人以下で下請法の適用の有無を判断することは実態とかなり乖離しているからである。</p> <p>国土交通省が公表している「貨物自動車運送事業者数（規模別）令和 5 年 3 月 31 日現在」によれば、従業員数 300 人超の運送事業者は全体のわずか 0.5%に過ぎない。</p> <p>これでは、下請法の保護を受けることができる運送事業者は大手運送事業者の 1 次下請事業者だけになるおそれがある。</p> <p>先程の国土交通省の公表資料によると、従業員数 51 人超の貨物自動車運送事業者の割合でやっと 9.7%である。</p> <p>このような理由から、貨物自動車運送業に関して言えば、最低でも 50 人超と 50 人以下による下請法適用の判断基準</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>が不可欠と考える。</p> <p>現在の資本金による判断基準でいえば、貨物自動車運送事業者は資本金 1,000 万円以下が全体の 67.4%（前述の国土交通省の公表資料による）であるため、全く機能していない。</p> <p>報告書に「過去の下請法勧告事件に係る違反事業者は従業員数 300 人を超える事業者が多数」と述べられているが、貨物自動車運送業ではそもそも下請法勧告事件に取り扱ってもらうことすらできない悲惨な状況であることも申し伝えたい。【個人】</p>	
69	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に関する論点（下請法逃れへの対応）	<p>「第 2 (5) 下請法の適用基準に関する論点（下請法逃れへの対応）」について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報告書は、現行の下請法の適用基準について、現行の資本金基準に加え、従業員数による基準（従業員基準）により事業者の範囲を画していくことが適切であるとしている。他方、仮にこれによって新たに事業者が下請法の対象となる場合、既存の契約書における支払期日等の内容の確認・変更といった所要の対応が膨大な数の契約書について発生することが見込まれ、実務上の観点からは懸念があるところ。したがって、例えば、経過措置の創設により従前の契約については改正法の適用対象外とする、支払期日について運用上の対応を行っていれば直ちに下請法上の違反としない等の柔軟な対応の検討をお願いしたい。 ・報告書は、従業員数のみによる基準で対象事業者を規定する案を想定しているようであるが、実務上、多数の個人事業主と取引を行っているある程度の事業規模の事業者も存在すると考えられるところ。従業員数のみならず常時取引する個人事業主の数は基準として採用すべきではないか。【無記名】 	
70	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に	<p><下請法の適用基準に関する論点（下請法逃れへの対応）について></p> <p>「現行の資本金基準に加えて、従業員基準により事業者の範囲を画していく。」「具体的には、下請法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数 300 人（製造委託等）又は 100 人（役務提供委託等）の基準を軸に検討する。」との指摘がされています。</p> <p>従業員基準を追加することについては異議はありません。しかし現行のトンネル会社規制（大企業が資本金規制を受けない子会社を通じて下請事業者と取引し下請法適用を逃れることの規制）の要件が、(1) 親会社から役員の任免、業</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	関する論点 (下請法逃れ への対応)	<p>務の執行又は存立について支配を受けている場合(議決権が過半数を超える場合、実質的に役員の任免が親会社に支配されている場合等)、(2)親会社が子会社に全量または相当部分を再委託している(額又は量の50%以上)の2つであることは不当であると思います。一見しただけでは分からない(2)の要件は外すべきです。また、下請法は、親事業者による下請事業者に対する優越的地位の濫用行為を取り締まるために制定された法律であり、大企業による不当な私的独占を規制するためのものですから、親事業者が上場企業である場合はその持分法適用会社は下請事業者の資本要件の如何に関わらず下請法の適用がされるべきと考えます。</p> <p>また、下請法適用取引である「製造委託」「修理委託」「情報成果物作成委託」は、親事業者が実際に下請事業者に委託している「物品の製造」「同種の修理」「同種のソフトウェア」を自ら行っていない場合は、下請法の適用がないとされています。しかし下請事業者が行う物品の製造や修理や情報成果物の作成を親事業者が実際に行っているかどうか下請事業者が知る機会は限られており、下請法の適用があるかどうか判然としなければ下請法を遵守するよう親事業者に要求することも難しいものです。こういった下請法の内容の複雑さ、適用除外の定めがあることが「一次から二次、三次とサプライチェーンの取引段階を遡るほど価格転嫁の動きが鈍い」一因となっていると考えます。下請法はいわゆる取締法規であり、買いたたきや下請金額の減額といった違反行為についても著しい乖離など不当性が強い場合でもなければ私法上の効力が否定されることがないというアドバンテージが親事業者にはありますのでこれらの除外規定は撤廃すべきと考えます。法律上強制がされることがない下請中小企業振興法第2条第2項の「製造委託」「修理委託」「情報成果物作成委託」の定義にはこれらの除外規定はありません、そういった異同については詳しい説明がなく振興基準の方が「幅広い取引が対象」と説明されているだけです。【個人】</p>	
71	1 下請法の 見直し(下請 法改正につい ての事項) (5) 下請法 の適用基準に 関する論点	<p>【案1】従業員数による基準(従業員基準)で対象事業者を規定する案について</p> <p>従業員数が開示されている公的資料がない中で、取引先の従業員数を確認することは、直接取引先に確認するしか術がない。</p> <p>また、従業員数は変動するため、定期的に確認をする。</p> <p>下請事業者、親事業者、双方にとって負荷がかかる基準となる。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	(下請法逃れへの対応)	<p>もし、従業員基準を採用する場合は、公的な申請書類（全部事項証明書等）への従業員数の記載の義務化もあわせて実施してもらいたい。</p> <p>再考をお願いする。【無記名】</p>	
72	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に関する論点 （下請法逃れへの対応）	<ul style="list-style-type: none"> 従業員数という新たな基準について、従業員の定義はどうなっているのでしょうか。例えば、従業員数はアルバイトや派遣社員はこれに含まれるのでしょうか。【無記名】 	
73	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に関する論点 （下請法逃れへの対応）	<p>1. 下請法の適用基準の見直しに関して（報告書 19 頁） 【意見 1】</p> <p>報告書で示される提言に対して反対いたします。</p> <p>まず、現行の資本金基準につきましては、法人の登記簿謄本など当事者からの申告に頼らない確認手法も確保されています。</p> <p>これに対し、従業員数については同様の確認手法が現状において存在せず、あくまでも当事者からの申告に頼らざるを得ないものとなります。</p> <p>そのため、取引先の申告が事実に基づくか否かを自社で判別するのは困難であり、また人数に変動が起きた場合も取引先から申告を求める必要があり、取引に際しての確認プロセスが煩雑となります。</p> <p>なお、日本年金機構の「厚生年金保険・健康保険 適用事業所検索システム」を用いることで、企業毎の社会保険に関する被保険者数を確認することはできますが、あくまでも企業単位での社会保険加入者の人数を示すに留まり、従業</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>員数を示すものとは言えません。</p> <p>【意見 2】</p> <p>従業員数基準を設けることには反対ですが、仮に従業員数基準を設けることとなった場合、製造業と非製造業とで基準を分ける必要はなく、同一の基準とすべきです。</p> <p>例えば、非製造業として括られる事業のうち、システム開発受託のような業務形態は労働集約的な事業であり、顧客からシステム開発業務を請け負う形で事業運営を行なっている事業者が多くいる業界です。</p> <p>また、従前より多重請負という業界構造があり、顧客の顧客（そのまた上位に複数の顧客が存在する取引も相応にある）からの要請に伴い、開発者を抱える末端の事業者であるほど取引上の不利益を受けやすい傾向があります。</p> <p>また、複数の顧客から業務を請負う兼ね合いにより、システム開発を行う人員や、顧客との折衝を行う営業担当者を多く自社で確保している場合、自ずと従業員数は多くなってくるものの、取引上は末端に位置することに変わりはありません。</p> <p>そのため、基本的に従業員数のみで識別することは、末端で業務を請け負う事業者にとって法律による保護余地を失うことにはかなりません。</p> <p>特に支払サイトの観点では、顧客が自らの上位に位置する顧客から受け取る支払サイトを踏まえて下位の事業者に支払サイトの合意を求める傾向があり、現行の下請法が定める 60 日以内の支払い義務が失われることの影響は大きいものとなります。</p> <p>その点から従業員数で基準を設けるのであれば、「自社で相応の人数を抱えるものの取引の性質から不利益を被り易い立場」にも配慮した上で慎重に検討を行うべきであり、少なくとも製造業か非製造業かの区別することなく、同一かつ相応の基準で定めるべきです。</p> <p>なお、300 人という人数は、報告書 18 頁の＜対応案に係る個別の検討＞【案 1】で言及されているとおり、「経済センサスにおいて資本金 3 億円未満の事業者と従業員数 300 人未満の事業者には相当の重なりがみられる」こと、「過去の下請法勧告事件に係る違反事業者は従業員数 300 人を超える事業者が多数（直近 5 年間で約 70%）」であること等を踏まえて定めた人数であると理解しております。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		報告書からは非製造業を100人と提言した理由は不明ですが、仮に製造業における基準を300人とするのであれば、非製造業も同様に300人とすべきだと考えます。【無記名】	
74	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に関する論点 （下請法逃れへの対応）	意見書第2、1（5）ウの従業員数を基準に加えることについて、サプライヤーの正確な従業員数の定義が困難であり、ホームページなどでサプライヤーが公表した数値を信頼することになります。また、従業員数は変動する場合が多く、基準値付近のサプライヤーについて下請事業者に該当するかの判断を隨時実施する必要があり、親事業者の業務が煩雑化します。国として事業者の従業員数、資本金等を一覧開示するなど、信頼性と簡便性を担保する施策を検討していただきたい。また、サプライヤーに対し、年初や年度初の毎に、及び従業員数変更時に、親事業者に対する従業員数の情報提供義務を負わせ、サプライヤーがこの義務に違反した場合は、発注者は免責されるなどの方法も検討していただけると有難く存じます。【事業者】	
75	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に関する論点 （下請法逃れへの対応）	<p>＜意見内容＞</p> <p>下請法が対象とする事業者の要件設定において、従業員数を基準とする対象事業者の判定基準は設けるべきではない。</p> <p>＜理由＞</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員数は常時変動するため、これを基準とした場合、下請法の適用対象になる・ならないが頻繁に変わり得る。下請事業者にとっても法の対象有無が頻繁に変わり得る点は、下請法本来の趣旨に鑑みても適切でない。 ・資本金は登記情報等で確認できる一方、従業員数については取引の相手方に問い合わせる以外に確認する手段がない。また、上記のとおり従業員数は常時変動する。そのため、従業員数を下請法適用対象の判定基準とした場合、事業者は、一定の頻度で全取引先に対して従業員数の確認を求めることとなり、親事業者・下請事業者の双方にとって下請法の適用対象の判別に大きな負荷を要する。 ・下請法逃れを目的としたものとして記載されている事例のうち、少なくとも下請事業者に増資を迫る行為については、下請法の適用を逃れる目的により下請事業者に増資を迫るような行為そのものを、優越的地位の濫用に該当するものとして規制すれば足りる話ではないか。なお、資本金の多寡は対外的な信用にも影響するものであり、専ら下請 	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>法の適用を逃れる目的で減資をしたり、事業規模に比して著しく低い資本金額を維持したりするといった事例がどの程度存在するのかは、客観的なデータを示していただきたい。</p> <p>・従業員数は、業種・業態によって大いに影響を受ける指標である（伝統的には、従業員数が多い傾向にあるとされてきた製造業でさえ、近年は、業態として製品企画だけを行うファブレスの有力メーカーも登場している。あくまで一例だが、●●●社はホームページで従業員数●●●名と公表している。）。そのため、従業員数の要件は、企業の規模（親事業者・下請事業者への該否）を判断する上での基準としては適切でないと考える。【団体】</p>	
76	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に関する論点 （下請法逃れへの対応）	<p>第2・1（5）下請法の適用基準に関する論点（下請法逃れへの対応）</p> <p>資本金区分に加えて、従業員区分を追加するような法改正は反対する。下請法適用の有無の判断のための確認事項が増え、親事業者の事務は煩雑化し、過度な負担が生じることが目に見えている。従業員数は頻繁に変化が想定されるものであり、それに対して親事業者が把握をする義務が課せられたら業務がやりきれない。契約で通知義務を下請業者に課したとしても失念していた…等として効果がない場合も多いに考えられ、知らぬ間に下請法に違反しているような事態が生じる可能性がある。また、下請事業者においても300人を超えないように雇用調整をしかねない事態となる。</p> <p>不要な義務の設定は、本来的に必要な業務に対するリソース不足を生じさせるものであって、結果的に親事業者の体力を奪うものであることを御認識いただきたい。【事業者】</p>	
77	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に関する論点 （下請法逃れへの対応）	<p>下請法（独占禁止法の物流特殊指定含む）は、4つの対象業務と資本金区分により対象となる業務が決まっている。社内にこれを教育する場合において、そもそもこの業務区分と資本金区分が分かりにくいと感じている。本報告書においては従業員数での区分等を考慮されているようだが、その場合、資本金に加え従業員数を把握しなければならず、雇用の流動化が進みつつあるトラック業界においては、再々従業員数の確認を強いられることになる。そもそも取引慣行そのものを対象とするのであるから、できるだけ会社規模に関わらずあらゆる取引において適用されるようにしてほしい。</p> <p>まず、業務区分に関しては、運送業としては荷主から運送事業者に対しても対象にすることが有効であることは疑いないが、どの取引が下請法の対象で何が対象でないかを考えること自体が大変ストレスである。下請法対象外であっても適正な価格転嫁はなされるべきであり、これを区別することに今となっては何の意味があるだろうか。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>また、資本金区分については、減資による下請法逃れも問題とは思うが、資本金3億円以上の大企業同士でも優越的地位の濫用がみられる可能性は潜在的にあり、実際にみられるのである。例えば業界上位の物流会社に対してであれ、下請法に抵触しないからといって支払サイトを長期化したり、価格を据え置くことは、結果的にサプライチェーン下位の会社に不利益を招きかねないものであり行われるべきではない。また、今や利益剰余金を資本金に回す会社は少なく、資本金の規模が会社規模を表していないのは本報告書の記載のとおりである。これに関して、親事業者・下請事業者を固定的に生み出すのではなく、取引全体における受託・委託関係に立って規制すべきではないだろうか。【個人】</p>	
78	<p>1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） (5) 下請法の適用基準に関する論点 （下請法逃れへの対応）</p>	<p>第2－1（5）下請法の適用基準に関する論点（下請法逃れへの対応）の案1の従業員基準について、親事業者の立場より以下2点の意見がございます。</p> <p>（法の名称、事業者の名称は現行法の定義に基づきます。）</p> <p>1点目：</p> <p>取引の相手方の従業員数を把握することは簡単ではないと思います。 相手方のHPの公開情報が正しいとも限らないため、取引に当たり、相手方より従業員数につき正式な通知を取得するような運用の必要が想定されます。 そのような運用は、相手方の負担にもなり得ますので、たとえば相手方HP上であっても「下請法に基づく従業員数表示」のような記載があれば、それのみをもって親事業者は相手方の従業員数にかかる確認義務を果たしたと認められるような内容を、施行規則等で対応いただきたいと存じます。</p> <p>2点目：</p> <p>大手メーカーの販売子会社に対する製造委託取引が、同社の売上・企業規模が自社よりもはるかに大きいにも関わらず、資本金基準から下請取引に該当するケースがあり、両者の事業規模に鑑みて、下請法の適用には不合理を感じることがございます。</p> <p>今般、従業員基準を設けるのであれば、上記ケースのような「資本金は少ないが企業規模が大きい会社」への発注が</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		下請取引に該当しなくなるように、一定の従業員数以上の会社は下請事業者に該当しないという除外規定を盛り込んでいただきたいと存じます。【個人】	
79	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に関する論点 （下請法逃れへの対応）	<p><下請法の適用基準></p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員数基準の導入に強く反対する。 <p>【理由】</p> <ol style="list-style-type: none"> 従業員数基準を導入することは、下請法の適用対象となる委託取引を行う資本金 1,000 万円超の全企業に対し、取引先の従業員数調査を定期的に（より厳密には、発注の都度）実施することを義務付けることと等しく、極めて不効率である。 従業員数は常時変動し（特に、従業員は雇用主と雇用契約を結んでいる正社員の他、契約社員・パート・アルバイトも含まれると考えられるが、その場合、従業員数が変動しやすいため、適用基準に合致するか定期的に把握するのには親事業者にとって大きな負担となる。）、かつ明確な客観的指標となるデータベースや公表資料が存在しない。このような情報を基に罰則を含む強行法規の適用を判断することは法的運用の安定性を欠くことになり、適切ではない。 報告書で指摘されている発注者側企業が少額資本金や減資により下請法の適用を免れている事例については、発注側企業が属する企業集団の親会社の資本金を基準にすること等で解決すべきと思われる。 脱法を目的として親事業者が下請事業者を増資させる事例については、禁止行為として追加すればよい。 国税庁 法人番号公表サイトなど信頼できる公的機関のデータベースで資本金額を検索できるような施策を検討してほしい（複数企業の法人番号をアップロードすることで資本金額を含む登記情報を一括でダウンロードできるような機能を含む）。 従業員数基準を導入するのであれば、5)のような仕組みを公取委、中企庁で整備すると同時に、会社の HP 上、自社資本金の額ならびに従業員数の開示を義務付ける、登記資料により確認できるようにするなどの対応をすべきである。 従業員基準を導入するのであれば、現行の資本金基準に変えて従業員基準にするのか、併用 (and 条件/or 条件) するのかの説明もお願いしたい。【団体】 	
80	1 下請法の	本報告書では、従業員数 300 人（製造委託等）又は 100 人（役務提供委託等）の区分の追加が示されているところ、	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に関する論点 （下請法逃れへの対応）	<p>資本金区分についても見直し追加を行うべきである。</p> <p>研究会報告書（20 頁）は親事業者（委託）側が 1 億円超 3 億円以下を前提に、「受注側の保護される対象取引はほとんど増えない」ことを追加の必要のない理由としている。しかし現在の資本金区分を維持した場合、親事業者の各資本金区分を下回る下請事業者の範囲は詳細に見ると、それなりの数に上る。</p> <p>親事業者と下請事業者間の資本金区分が乖離している制度上の問題は過去の国会答弁でも何度か指摘されており、公取委自身が「十分将来検討すべき問題」として前向きに回答した経緯も残されている。現状の研究会最終報告書によれば新しい資本金区分を追加しても脱法的な行為に対しては「『いたちごっこ』になる」として見送られる方向性にあるが、厳然として存在する規制の穴が存在する以上、親事業者の資本金区分を下回る下請事業者との取引をきめ細やかに設定し、下請取引の対象として追加する必要がある。【個人】</p>	
81	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に関する論点 （下請法逃れへの対応）	<ul style="list-style-type: none"> ●第 2・1(5) 「下請法の適用基準に関する論点（下請法逃れへの対応）」について <ul style="list-style-type: none"> ・従業員数は変動があるものであり、画一的かつ迅速な処理を行う下請法の趣旨に沿うものではなく、また、親事業者及び下請事業者の双方にとって負担となる。また、禁止事項該当時の従業員数を、違反処理時に遡って把握することは実務上困難である。よって、従業員による区分を設けるべきではなく、その点は現行どおり独占禁止法の優越的地位の濫用で処理すべきであり、かつ、それがふさわしいと考えます。 ・従業員区分を追加するのであれば、基準日の設定、下請事業者から親事業者への報告の義務化、HPへの従業員数記載の義務化など、親事業者が確認に要する負担を軽減するような検討も並行して行っていただきたいと思います。 ・従業員の範囲は、直接雇用の人数でしょうか。派遣・工場内請負等も確認すべきでしょうか。従業員の定義（範囲）についての明確化を望みます。 ・取引先の従業員数の増減まで親事業者が把握するのは大変な負荷がかかります。実質的に中小企業や下請事業者との取引を見合わせる傾向が進み、本末転倒になるおそれもあると考えるので、従業員による区分を設けるべきでないと考えます。【事業者】 	
82	1 下請法の見直し（下請法改正について）	[意見対象項目（該当箇所）] 17 頁 「第 2 (5) 下請法の適用基準に関する論点（下請法逃れへの対応）」	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	ての事項) (5) 下請法 の適用基準に 関する論点 (下請法逃れ への対応)	<p>[意見]</p> <p>下請法の適用基準に関する報告書の提案には、以下の懸念がある。</p> <p>1 過度のコンプライアンスコスト 従業員数基準は、事業者に取引相手の従業員数を常時監視する義務を課すことになり、過度の負担を生じさせるおそれがある。特に中小企業にとっては、このような負担は経営を圧迫する可能性がある。</p> <p>2 貿易障壁 多国籍企業の多くは、取引相手の従業員数を継続的に監視するシステムやプロセスを有していない。日本の独占禁止法が国際標準と整合的である一方、下請法に日本固有の規制が多いことは、多国籍企業に不均衡な負担を強いている。いわゆる下請いじめの問題が国内企業を中心に観察されていることを踏まえると、報告書の提案は実質的な貿易障壁となる可能性がある。</p> <p>3 採用される基準についてのさらなる検討の必要性 従業員数基準は元請事業者と下請事業者を区別する指標として必ずしも適切でない場合がある。例えば、少人数で運営される上場会社が、従業員の多い中小製造業者に対して下請法を援用するような事態も想定される。これは法の趣旨に反する結果を招くおそれがある。また、実務上、多数の個人事業主と取引を行っているある程度の事業規模の事業者も存在すると考えられるところである。従業員数のみならず常時取引する個人事業主の数も基準として検討すべきではないか。</p> <p>報告書における現状の提案には、以上のような大きな課題があり、さらなる検討を要すると考える。問題を抱えたまま拙速な立法化を目指すのではなく、実務的な課題の詳細な検討に基づき、国際的な規制との整合性を確保した、より実効性のある代替案の検討を要望する。</p> <p>報告書が提案する基準が現行法の基準に基づいて締結された契約に対して適用された場合、既存の契約書における支払期日等の内容が無効になったり、従業員数の変動によっては再び有効になったりする事態も想定される。これによ</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>り、膨大な数の契約書について契約内容の確認・変更等の所要の対応が発生することが見込まれるため、多くの事業者に対して著しい実務上の負担と混乱を引き起こす可能性がある。</p> <p>最低でも、経過措置の創設により従前の契約については改正法の適用対象外とする、又は支払期限に関する運用措置が既に整っている場合には、事実上の運用をもって対応することを認める等の措置が必要であると考える。さらに、新しい規制の遵守のためには、大規模なシステム改修等、事業者の実務に大きな改変を迫るため、法律の施行期日を定めるにあたっては、長期の準備期間を置く必要がある。【団体】</p>	
83	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に関する論点 （下請法逃れへの対応）	<p>いずれも下請法の運用基準に関する意見です。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請法の適用基準に関し、従業員基準の導入が検討されているとのことであるが、この従業員とは雇用関係にある者のみを指すのか、業務委託を受けた者をも含むのか。業務委託を受けた者をも含むとすると、親事業者としては下請事業者に直接尋ねるほかに確認方法がないことになるため、下請事業者が従業員数を回答しない場合や不正確な回答をした場合に手当するような規定を設けてほしい。 ・下請法の適用逃れを阻止するという観点からは、公取委による調査が開始した後（あるいは事件を探知した後）に親事業者が減資をした場合（あるいは従業員数を減少させた場合）には適用基準を満たすものとみなす旨の規定を設けるべきではないか。 ・下請法運用基準や下請法テキストには適用基準の判断基準時が明示されていないため、親事業者が資本金や従業員数に留意すべきタイミングが分からず、取引上の負担が増えてしまう。資本金基準にせよ従業員基準にせよ、判断基準時を明示してほしい。特に従業員数が基準値周辺で増減している下請事業者と取引する際に、取引期間中常に従業員の人数に気を配らなければならないとなると、親事業者、下請事業者共に取引コストが増大するのではないかという懸念がある。 	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<ul style="list-style-type: none"> ・従業員基準を設けると、下請法の庇護を受けたい下請事業者としては従業員基準を下回る人数に雇用を抑えようとするインセンティブが働き、雇用を守るという政府方針にそぐわない結果となるのではないかとの懸念がある。 ・単に基準を増やすだけでは、善良な親事業者の取引コストが増加する一方で、意図的に下請法の適用を逃れようとするいわゆる極悪層に対する抑止力は不十分なものとなる。その意味で、今回の報告書の目的（下請法逃れの阻止）と手段（従業員基準の創設）はマッチしていないように思われる。【無記名】 	
84	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に関する論点（下請法逃れへの対応）	<p>＜下請事業者リストの公開に関する要望＞</p> <p>各社の正確な従業員数を把握することは困難であるため、政府運営のサイトで、自社の下請事業者リストが検索できるような仕組みの導入をお願いしたいと考えています。</p> <p>（補足）従業員数を下請区分とする際に、各社の正確な従業員数を簡易的に把握する手段が現状では不足しております。下請事業者自身も、自らが下請事業者の対象であることを容易に確認できるような仕組みは、今後の指針やガイドライン策定においても有効であると考えます。</p> <p>＜従業員基準導入に関する要望＞</p> <p>従業員基準を導入する場合、その確認方法やタイミングなどについて、より具体的なガイドラインの策定をお願いしたいと考えています。</p> <p>（補足）従業員基準の導入は、中小企業にとって大きな影響を与える可能性があります。そのため、どの従業員を対象とするのか、確認方法はどのようなものがあるのか、定期的に確認する必要があるのかなど、具体的な基準を明確にする必要があります。ガイドラインの策定により、企業は従業員基準への対応をスムーズに行うことができ、不確実性を減らすことができると思われます。【個人】</p>	
85	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項）	「第2 デフレ型の商慣習からの脱却に向けて 1 下請法の見直し（下請法の改正についての事項）」のうち、「(5) 下請法の適用基準に関する論点（下請法逃れへの対応）」（企業取引研究会 報告書P17～P20）について、意見を申し上げる。	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	(5) 下請法の適用基準に関する論点 (下請法逃れへの対応)	<p>構造的な賃上げのためには適切な価格転嫁を定着させることが重要であると考えており、現行の資本金基準で「下請法逃れ」が発生していることは問題である。一方で、「ウ 解決の方向性」において示された資本金基準に従業員基準を追加することは、以下のような懸念点があり、幅広い業種や業態の実態調査を実施した上で方策を検討するなど、実務や実態に沿った慎重な議論をお願いしたい。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現在の資本金要件に従業員要件を追加することは、下請先を把握・管理している社内システムに対して新たな要件を加え、改めて把握・管理し直す必要があり、相当な時間とコストの負担が生じると想定される。 ・下請先の従業員数は資本金額と比して変動を把握することが難しく、親事業者の確認や下請事業者の報告が正確かつ定期的でないと、基準に抵触してしまうものと危惧している。 ・従業員要件について、資本金要件と同様、下請法逃れのリスクは内在しており、時間とコストをかけて対応しても、実効性がなくなってしまうと懸念している。現時点では「恣意的な変更が難しい基準」と記載があるが、潜脱の可能性や抑止策について十分に検討すべきである。 ・例えば、人手不足に対して雇用ではなく外部業務委託を中心に対応する親事業者は従業員数が減少するため、従業員要件では下請法が適用されない可能性がある。業種や業態により親事業者や下請事業者の状況は区々であり、規制されるべき親事業者が従業員数を増やしているとは限らないことを考慮すると、幅広い業種や業態の実態調査を進めたうえで実効的な方策を行うべきであり、実情に合った慎重な議論をお願いしたい。【団体】 	
86	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） (5) 下請法の適用基準に関する論点 (下請法逃れ)	<p>－下請法の適用基準に関する論点（下請法逃れへの対応）－</p> <p>下請法の適用基準に関する報告書の提案には、以下の懸念がある。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 過度のコンプライアンスコスト：従業員数は一般的に公表されている情報ではなく、また日々変動する事から、従業員数基準は、事業者に取引相手の従業員数を常時監視する義務を課すことになり、過度の負担を生じさせるおそれがある。特に中小企業にとって、このような負担は経営を圧迫する可能性がある。 2 貿易障壁：多国籍企業の多くは、取引相手の従業員数を継続的に監視するシステムやプロセスを有していない。 	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	への対応)	<p>日本の独占禁止法が国際標準と整合的である一方、下請法に日本固有の規制が多いことは、多国籍企業に不均衡な負担を強いている。いわゆる下請いじめの問題が国内企業を中心に観察されている中、報告書の提案は実質的な貿易障壁となる可能性がある。</p> <p>3 採用される基準についてのさらなる検討の必要性：従業員数基準では、例えば、少人数で運営される上場会社が、従業員の多い中小製造業者に対して下請法を援用するような事態も想定される。これは法の趣旨に反する結果を招くおそれがある。また、実務上、多数の個人事業主と取引を行っているある程度の事業規模の事業者も存在すると考えられるところ。従業員数のみならず常時取引する個人事業主の数も基準として検討すべきではないか。 報告書における現状の提案には、以上のような大きな問題があり、さらなる検討を要すると考える。</p> <p>加えて、検討の前提になっている、事業者による資本金の調整について、その調整が全て背信的な目的で行われるわけではないことから、実際にそうした行為が行われる割合と、全体に対して従業員数基準の追加することで取引の際の従業員数確認など社会的に増加するオペレーションコストの比較衡量を行うべきである。一部に背信的目的で資本金調整する企業がいることも否定はできないが、節税等を目的に資本金を実態にそぐわないほどに減少させることは、事業者にとって社会的批判も強く一定の歯止めはかかると考えられる。こうした批判を乗り越えてなお減資するのは内情として実際に企業体力が弱まっている場合も相応にあることから、全体として減資を悪い材料として評価するのは早計である。なお、下請事業者に増資を求める場合であっても、実際に増資できる状況なのであれば保護対象とすることに疑問があり、報告書の「執行上限界」というのは結論の先取りをしているだけのように思える。</p> <p>以下、報告書の提案どおりに法改正が進む場合には、以下のような実務上の混乱が考えられる。</p> <p>1 現行法の基準に基づいて締結された契約に対して報告書が提案する基準を適用した場合、既存の契約書における支払期日等の内容が無効になったり、従業員数の変動によっては再び有効になったりする事態も想定され、契約内容の確認・変更等の所要の対応が膨大な数の契約書について発生することが見込まれるため、多くの事業者に対して著</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>しい実務上の負担と混乱を引き起こす可能性がある。最低でも、経過措置の創設により従前の契約については改正法の適用対象外とする、または事実上の運用をもって対応することを認める等の措置が必要である。</p> <p>2 従業員数が公開情報ではなく日々変動するため、親事業者及び下請事業者において逐一従業員数を確認する運用の設計が必要であり、多くの事業者に対して著しい実務上の負担と混乱を引き起こす可能性がある。そのため、下請事業者にも従業員数の公表又は申告を義務付ける等、従業員数を確認する簡便な方法も併せて用意する必要がある。</p> <p>3 遵守のために大規模なシステム改修等、事業者の実務に大きな改変を迫られる。そのため、法律の施行期日を定めるに当たっては、長期の準備期間を置く必要がある。</p> <p>以上で見たように、問題を抱えたまま拙速な立法化を目指すのではなく、実務上の課題の詳細な検討と、国際的な規制との整合性の確保を検討した上で、より実効性のある代替案の検討をお願いしたい。【団体】</p>	
87	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に関する論点 （下請法逃れへの対応）	<p>第2の1(5)下請法の適用基準に関する論点（下請法逃れへの対応）全体</p> <p>1. 「下請法逃れ」というが、形式的基準によって対象を画定し、規制することが下請法の利点であって、その基準を逃れようとする事業者が発生することは、形式的基準を用いる限り不可避であり、そのことにとらわれた議論は無意味である。</p> <p>必要なことは、優越的地位の濫用が発生しやすい範囲を可能な限り過不足なく掬(すく)うということである。仮に下請法逃れをしている事業者が多数発生しているとしても、それらの事業者が下請法に違反するような取引をしているのかどうか、「下請法逃れ」の意図（親事業者であることを避けるためなのか、下請事業者であることを欲するためなのか）、その他具体的弊害について実態が明らかにならない限り、意味のある検討はできないはずである。</p> <p>2. 案4は、単に適用対象事業者を広げようとする案であって、下請法逃れへの対応とは無関係である（下請法の適用対象事業者を増やすべきという問題提起はなされていない）。また、「資本金区分を増やしても対象取引はほとんど増えない」というが、対象取引が増えるかどうかの問題ではなく、そこに優越的地位の濫用が発生しているかどうかを</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>検討しなければ、問題に応えることにはならない。</p> <p>3. そもそも「下請法逃れ」なるものが発生するのは、事業者が、下請法が過剰で形式的な規制をしていると捉えているためである可能性があることを反省するべきである。</p> <p>4. 主要な意見として、「1円以上の資本金があれば会社設立が可能となった平成18年の新会社法の施行以降、資本金に対する理解と認識は変わり、資本金基準だけで、発注者(親事業者)と受注者(下請事業者)の取引関係を外形的に取り扱うことは、既に執行上の限界にある」との意見が紹介されているが、「執行上の限界」とは何を指すのか。誇張も甚だしいというべきである。</p> <p>仮に資本金基準が機能していないのであれば、下請法や中小企業関係の諸制度はすべて無意味ということになる。下請法は廃止して、全て独占禁止法の優越的地位の濫用規制に委ねるべきとの結論となろう。</p> <p>第2の1(5)ウ</p> <p>前記イで検討したとおり、どの案にも留意すべき点はあるものの、アでみたような現行の資本金基準のみで対象事業者を画していく制度の問題点は看過することはできない。</p> <p>そのため、上記の検討を踏まえると現行の資本金基準に加えて、従業員基準により事業者の範囲を画していくことが適切である。</p> <p>1. 資本金基準のみで範囲を画すことには大きな利点もあるのであって、いきなり「従業員数基準」を加えることが適切とするのは議論の飛躍である(理由が述べられていない。)。</p> <p>2. ここで示されている案は、資本金基準と従業員基準の関係が不明であり、まずは、この点を明確にしなければ論評を加えることができない。</p> <p>ここでの結論は、例えば資本金3億円の資本金基準を満たさなくても従業員が一定の基準を超えていれば親事業者に</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>該当し、かつ、下請事業者には当たらないということか。</p> <p>3. 仮に従業員基準を設けた場合、発注側にとっては取引が下請法に該当するかどうかが不明であり、かつ不安定である。従業員数を把握する責任を発注事業者に負わせることが適切とは思われない。そうすると、受注事業者に従業員数の開示義務を課さざるを得ないことになると考えられるが、これも適切とは思われない。</p> <p>4. より現実的な問題として、大企業の(資本金の小さい)子会社を親事業者に加え、また、下請事業者からは除外するといったことを、運用上の改善又は法改正事項として検討すべきである。【個人】</p>	
88	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に関する論点 （下請法逃れへの対応）	<p>1 (5) 下請法逃れへの対応</p> <p>本意見においては、下請法逃れをやり得にしないための措置の必要性は認めるが、下請法の適用対象の判断が複雑になるような制度変更には反対である。</p> <p>企業の法令遵守対応において、特に自社が発注者である取引をする際、当該取引が下請法の適用対象となるかどうかは重要な考慮要素の一つである。現行下請法でも、取引先が自社 HP を持っていて会社概要に資本金の額を明記していれば確認は簡単だが、そうでなければ問い合わせという手間が発生する。このうえ考慮要素を増やすと、親事業者において下請法の遵守対応を担当するのが法務等の間接部門であるか営業担当部門であるかを問わず、管理コストは増大する一方であり、簡易迅速を旨とする下請法の本来の立法趣旨に反する。</p> <p>特に、取引依存度を基準とする案は最悪にして醜悪であり、おそるべき机上の空論である。常に変動する指標であり、かつ親事業者にとって下請事業者への問い合わせが必須となり、そのうえ数字の真偽を判断する術もない。取引依存度に関するコミュニケーションミスが原因で下請法違反として摘発されるリスクがありうるとすれば、それは親事業者の法令遵守担当者にとっては悪夢であり、一切の手がかりもなく目隠しで地雷原を歩き回ることを強いられるに等しい。</p> <p>なお、余談であるが、いわゆるベース・レジストリとして公開される企業情報の幅が広がれば、この管理コストをわずかながらでも下げる効果があると思料する。例えば、法人番号公表サイトや gBizINFO で公開される情報に資本金の額等の情報が追加されれば、問い合わせの手間が省けるので、親事業者のみならず下請事業者にとっても問い合わせ </p>	令和 7 年 2 月 27 日 追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
		わせを受ける都度回答する手間が省けてプラスになるのではないか。この点、公取委/中企庁において検討の上、関係省庁と連携されたい。【個人】	
89	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に関する論点 （下請法逃れへの対応）	<p>1 第2の1(5)下請法の適用基準に関する論点（下請法逃れへの対応）について（企業取引研究会報告書17頁以下）</p> <p>（1）案1・従業員数による基準（従業員基準）で対象事業者を規定する案について</p> <p>ア 「現行の資本金基準に加えて、従業員基準により事業者の範囲を画していくことが適切である」とあるが、下請事業者において従業員数が公表されていないことも多いため、現行の資本金確認に加えて従業員数の確認を行うことは、親事業者としては負担が大きい。親事業者にとって、正確な人数の把握は事実上困難である。</p> <p>イ また、どの時点を基準時として人数を把握する想定なのか。</p> <p>ウ 例えば300人超の従業員だった下請事業者が、期中に300人を下回った場合、親事業者は把握することが困難であるがその点はどう判断ないし評価するのか。</p> <p>エ 従業員には派遣社員、パートタイマー、外国人実習生を含むのか、含まないのか。</p> <p>オ 従業員数300人という判断基準が適用されるのは、「親事業者」のみ、「下請事業者」のみ、両方のいずれなのか、明確にしてほしい。</p> <p>カ 従業員数による要件が導入される場合、従来の資本金額要件との関係は「かつ/又は」のいずれとするのか。</p> <p>（2）案3・資本金変更行為があった場合に、一定期間、親事業者や下請事業者として下請法を適用する案について（報告書19頁）</p> <p>ア 経済情勢や環境変化等に即した経営判断に基づく減資が常に「下請法逃れ」と評価されるのは妥当とは言い難い。</p> <p>イ 減資が「下請法逃れ」とされる判断基準や考慮要素は何か。【事業者】</p>	令和7年2月27日追記
90	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法	第2 1 (5) 下請法の適用基準に関する論点 P20 <p>「ウ 解決の方向性」に、「現行の資本金基準に加えて、従業員基準により事業者の範囲を画していくことが適切である。」とあるが、下請法の適用の有無は企業取引に多大な影響を与える。現行の規制でも規制対象が不明確であるのに資本金と従業員数という二重の基準を導入することでさらに混乱が増大するのではないかと危惧する。従業員数は変動が激しく、かつ、正確に把握することが困難であり基準になり得ないのではないか。従業員基準を導入することの</p>	令和7年2月27日追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
	の適用基準に関する論点 (下請法逃れへの対応)	是非について、再検討を強く要望する。下請法逃れのための減資を規制対象とすることは困難ではないかと考えるが、下請法逃れのため取引先に増資を求める行為をガイドラインで禁止行為に追加すれば足りるものと考える。【団体】	
91	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） (5) 下請法の適用基準に関する論点 (下請法逃れへの対応)	<p>対象となる報告書の記載の概要：資本金区分に、従業員区分を追加。</p> <p>意見①：従業員数は商業登記の対象とされておらず客観的に調べることが難しく、また、留意点記載の通り、従業員数には変動があり最新の従業員数を把握しづらいかと思います。このような状況下では、保守的に下請法の適用を前提に考えざるを得ず、当該取引先とのやり取りにおいて下請法遵守が難しい場合は当該取引先とは別の取引先を選択せざるを得ない(フリーランス新法でも議論されているような下請事業者への依頼控えが生じざるを得なくなる。)状況に陥る可能性があるかと思います。</p> <p>仮に、従業員区分を導入するとしても、次に記載するような規定が必要になるかと思われます。①親事業者が下請事業者に従業員数を確認した場合、下請事業者は書面にて開示する義務を負う、②下請事業者が開示した従業員数をもとに下請法の該当性を判断した場合、開示された情報に誤りがあったことによる判断の誤りに対しては親事業者に下請法違反は生じない、③従業員数が増加し下請事業者でなくなった場合、当該元下請事業者は親事業者に書面による通知義務を負う、④当該通知義務に違反した元下請事業者に対するペナルティの創設、⑤下請事業者でなかった事業者が従業員数の減少によって下請事業者になった場合、新たに親事業者となる事業者に対し書面による通知義務を負う。このような規定がないと従業員区分に基づいて下請法を適切に遵守することは難しいかと思います。また、前述も致しましたが、このような状況下では従業員数が少ない事業者との契約自体が避けられるという状況になりかねないかと思います。</p> <p>意見②：報告書では、下請法適用対象取引の拡大のみが議論されておりますが、現行法において、不必要に下請法の適用範囲が設定されている部分についての見直しも必要と考えます。</p> <p>例えば、下請法適用該当性判断に関し、現状グループ企業間の取引について、親会社が子会社から委託を受け、親会社が第三者に委託する場合、これを再委託と整理した上で下請法適用該当性判断をしているものと理解しております。</p>	令和7年2月27日 追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>す。確かに親会社と子会社は別法人になりますが、企業体としては一体的な関係にあることから、親会社から第三者への委託を再委託と整理する必要はないものと感じております。このような理解のために本来下請法が適用されるべきでないと思われる範囲についても、一般的に親会社の資本金は大きいことから第三者への委託につき下請法が適用されることがあるように感じております。</p> <p>また、別の場面として、資本金額が小さいにもかかわらず事業規模の大きい大企業の子会社や世界的に展開している海外法人を親会社とする資本金額の小さい日本法人など、下請法の趣旨が妥当しないような範囲にも下請法が適用されているように感じております。従業員区分等を追加し下請事業者の適用拡大を検討するのであれば、上記のような本来下請法の趣旨が妥当しないようなものについて下請法が適用されないよう適用範囲の縮小についてもご検討いただきたく存じます。【事業者】</p>	
92	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に関する論点 （下請法逃れへの対応）	<ul style="list-style-type: none"> ・報告書第2・1（5）の資本金区分に、従業員区分を追加する旨の「解決の方向性」に関して、従業員区分を追加すること自体には一定の意義があると考えます。しかし、一方で、親事業者における下請法準拠のための対応には、一定の負荷もかかるところですので、下請法の適用範囲の拡張ばかりを目指すのではなく、適正な範囲での適用となるように、適用範囲が過剰となっている部分については減縮を図る改正も検討すべきと考えます。具体的には次の点です。 <ul style="list-style-type: none"> （1）下請事業者の判定基準について、現状では、取引主体となる法人単体での資本金のみで判断することとなっています。しかし、これでは巨大な規模を持つ企業の子会社であっても下請事業者となってしまうなど、不合理な適用になってしまいます。このため、企業グループ全体で判断をする枠組みを導入すべきと考えられ、これに関しては、独禁法の課徴金における中小企業減算率の適用ルールが参考になるのではないかと考えます。 （2）現状、トンネル会社規制によって親会社が子会社を介在させることによって下請法の適用を回避することの防止が図られていますが、トンネル会社規制は、その基準の不明確性などから、実効的な意義を果たしていないと認識しています。このため、親事業者該当性の判断においても、上記（1）と同様に、グループ全体で判断を行う枠組みを導入すべきではないかと考えます。 （3）下請法の適用対象取引の範囲は、例えば情報成果物作成委託の類型1・2と類型3のように、自己利用かどうかによって取扱いが大きく異なることとなっております。この点、企業グループ内での分社化などによって委託関係 	令和7年2月27日 追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
		が生じると、実態としては自己利用であるのにもかかわらず、法人単位で評価すると、他者から請け負ったものに該当し、下請法の適用対処となるということが生じます（例えば、システム部門を別会社とし、グループ内のシステム発注をシステム子会社が一括して外注するような場合、自己利用ではないことになると考えられます。）。これは、取引の実体とは異なる法適用になってしまっているものと考えられますので、この点についても、グループ単位での判断を行い、グループ内での取引は考慮しないといった枠組みを導入すべきではないかと考えます。【個人】	
93	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に関する論点 （下請法逃れへの対応）	<p>第2・1(5)「下請法の適用基準に関する論点（下請法逃れへの対応）」について</p> <p>【意見の対象となる記載】</p> <p>ウ 解決の方向性</p> <p>前記イで検討したとおり、どの案にも留意すべき点はあるものの、アでみたような現行の資本金基準のみで対象事業者を画していく制度の問題点は看過することはできない。</p> <p>そのため、上記の検討を踏まえると現行の資本金基準に加えて、従業員基準により事業者の範囲を画していくことが適切である。</p> <p>また、具体的には、下請法の趣旨や運用実績、取引の実態、事業者にとっての分かりやすさ、既存法令との関連性等の観点から、従業員数300人（製造委託等）又は100人（役務提供委託等）の基準を軸に検討することが適当である。</p> <p>【意見1の内容】</p> <p>例えば、業務を外部委託している法人などでは、事業規模に比較して従業員数は少なくなると考えられますので、従業員数で事業者の事業規模を判断することが適切といえるかには疑義が残るのではないかと考えます。</p> <p>【意見2の内容】</p> <p>また、従業員基準は、実務上、次のような問題があり、これまで用いられてきた比較的簡便な資本金基準と比較して、実務上の弊害が大きいと考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・従業員数は常に変動しうる情報であるため、例えば、発注時点での親事業者・下請事業者の従業員数を基準として下請法適用対象の有無が判定されるものとすれば、親事業者は、発注の頻度に応じて継続的に下請事業者の従業員数について把握しなければならないことになる。しかし、従業員数は、法人登記等で公開されている情報ではなく、親事業者としてその情報を入手するためには、下請事業者から報告を求めるしかないとため、適切な頻度で正しい情報を 	令和7年2月27日 追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>得られる保証がない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・多数の委託先がある場合に、それら全ての事業者の従業員数を把握しなければならないとすると、極めて大きな負担がかかることとなる。 <p>【意見 3 の内容】</p> <p>したがって、従業員基準を導入するにしても、例えば次のような対応など、事業者の負担を軽減するための取り扱いが必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・親事業者において、特定の一時点を基準に従業員基準該当性を判断した場合には、その後の一定期間はその取扱いを継続できることとする。 ・従業員基準が適用されるのは、親事業者からの従業員数の報告依頼に対して適切な報告を行った委託先に限ることとする。 <p>【意見 4 の内容】</p> <p>また、従業員基準は、基本的に下請法適用対象を拡大する方向での議論と理解しておりますが、例えば次の点など、現状の法体系において、下請法の適用対象が過大になってしまっている部分もあると考えます。</p> <p>企業間取引における実益の乏しい法令遵守対応のためのコストを削減し、企業の競争力を高める観点から、過剰に下請法が適用されている部分については、見直しの検討が必要と考えます。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・下請事業者側における資本金要件の適用が法人単位で行われるため、例えば、国内外の巨大企業の子会社など、実質的な実体としては極めて大きな事業者との取引であっても、下請法によって保護されるという歪みが生じている。例えば、独禁法の課徴金制度において中小企業減算率の適用基準が改められたのと同様に、下請法の適用にあたっても企業グループ単位での評価を導入する必要があるものと考える。 ・親事業者側における下請法適用対象取引該当性の判断も法人単位で行われるため、例えば、企業グループにおいて調達機能を分社化した結果、グループ内で取引関係が生じているに過ぎない場合であっても、製造委託の類型 1・2 に該当することとなってしまうなど（例えば、自己利用役務に当たる役務提供を外部に委託していた事業者 A が、調達機能を子会社 B に一元化した結果、A 社→B 社→外部委託先という取引関係が生じ、B 社→外部委託先の取引が役務提供委託に該当することとなる場合など）、合理的とはいえない下請法の適用がなされてしまう。【事業者】 	

No.	関係項目	意見の概要	備考
94	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に関する論点 （下請法逃れへの対応）	<p>解決の方向性に賛同</p> <p>ただし、従業員区分にはバラつきが存在し（正規・期間社員・派遣・パート・実習生どこまでを含むかなど）、期中の変動もあるため、従業員数には正規・正規以外すべて含むこととし、親事業者が全ての取引先の従業員数を公式に何のソースに基づいてどのタイミング：頻度で判断すれば良いのかなど、具体的なガイドラインをご提示いただきたい（親事業者側で下請法の適用対象の判別・管理が困難な場合、下請法違反のリスクを常に負うこととなり、トラブルの要因になる）。</p> <p>また従業員数が正規従業員のみを対象とした場合、従業員の正規雇用を阻害する可能性を危惧。【団体】</p>	令和 7 年2月 27 日 追記
95	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に関する論点 （下請法逃れへの対応）	<p>従業員数は、変動要素があり、特に基準境目に近い企業は適用か非適用かが刻々と変わるおそれがある。正規・臨時・派遣といった雇用形態をどう捉えるかという問題など、その基準となる情報は受注者側の義務として公開するものとし、親事業者側の入手性、認知性を併せて担保してほしい。同時に、適用基準をまたぐ変化や変動が発生した場合の対応ルールや親事業者側への告知は、業界団体任せにせず、国として、企業への周知徹底、対応準備期間の設置を検討いただきたい。【団体】</p>	令和 7 年2月 27 日 追記
96	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （5）下請法の適用基準に	下請法の適用をこれまでの資本金要件から従業員要件へ変更することに賛成。【個人】	令和 7 年2月 27 日 追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
	関する論点 (下請法逃れ への対応)		
97	1 下請法の 見直し（下請 法改正につい ての事項） （6）「下請」 という用語に 関する論点	・「下請」というワードが情勢変化に適していないことですが、むしろ他のワードにされた方が法律に疎い人間は困ると思う。情勢変化に適していないという指摘については、取引の上流から下流への取引の流れを示す言葉として「下請」というワードを用いていると丁寧に説明をすることが先ではないのか。【無記名】	
98	1 下請法の 見直し（下請 法改正につい ての事項） （6）「下請」 という用語に 関する論点	●「下請け」の表現について 元来、放送局と製作会社はイコールパートナーであると言われている。しかしながら、下請法における表現方法としては、「親事業者」と「下請事業者」となっており、上下関係を如実に表している。 改正により、この関係が健全なものになることを期待したい。【団体】	
99	1 下請法の 見直し（下請 法改正につい ての事項） （6）「下請」 という用語に 関する論点	P21 「下請」という用語を時代の情勢変化に沿った用語に改める必要がある。具体的な用語については、既存の法令も参考にしつつ、下請法の趣旨や対象となる取引を表現するにふさわしい用語を政府において検討していくべき 意見：報告書記載の趣旨に賛同する。今回の研究が適切な価格転嫁を定着させる事を企図している事を勘案すると、立場の上下関係や優劣関係を想起させる下請という言葉は時代の要請に合わなくなっていると思料する。【団体】	

No.	関係項目	意見の概要	備考
100	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （6）「下請」という用語に関する論点	「下請」の名称変更に反対するものでないが、下請法 1 条（目的規定）の位置付け、とりわけ下請事業者の取引公正化、下請事業者の利益保護、そして究極目的としての国民経済の健全な発達への寄与の三者の関係に何らかの変化が及ぶことにならないかを懸念している。特に、本改正に当たり、第 1 条の規定の中に転嫁問題以降強調されている、発注者側の利益の確保を企図した「パートナーシップ関係」「サプライチェーンの利益」などという概念が入りこみ、その結果、現行法の「下請事業者の利益」が希釈化されることのないようにしていただきたい。【個人】	
101	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （6）「下請」という用語に関する論点	「下請」という用語をふさわしいものに変更することに賛成します。ほかの法令等と整合的で納得感のある用語となることを希望します。【個人】	
102	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （6）「下請」という用語に関する論点	第 2 の 1(6) 「下請」という用語に関する論点 1. 用語の変更により実態が改善される見込みがあるのであれば結構であるが、変更する理由が薄弱であり、変更しても法律を難解なものとするだけであって、弊害が大きいのではないか。 下請法における「下請」という用語は、発注者（親事業者）と受注者（下請事業者）が対等な関係ではないという語感を与えるとの指摘があるというが、現実に対等ではないからこそ規制が正当化されるのであって、力関係が対等ではないという現実を直視するべきである。 分かりやすい用語として「下請」があるのであり、これに代わる用語は見当たらない。仮に変更を提案するのであれば、代替案を出した上で「下請」との比較をすべきであった。	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>2. 「下請」という用語は、本来、一定の取引関係を表現する法律用語であって、侮蔑的な意味はない。日常の使用頻度が低下したからといって法律に用いることが不適切とする理由にはならない。例えば、「配偶者」という言葉は日常の呼称としては使われないが、だからといって法律用語として不適切ということにはならない。また、かつての商法にあった「番頭」とか「手代」といった用語が全く使われなくなったために、新しい用語に置き換えられたこととは明らかに事情が異なる。【個人】</p>	
103	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （6）「下請」という用語に関する論点	<p>1 (6)「下請」という用語について 用語を変更することに反対はしないが、新しい用語としてどのようにネーミングするかは細心の注意を求める次第である。</p> <p>是非を別にすれば、「親事業者」「下請事業者」という用語そのものは完全に定着したものである。また、法令用語か否かという差異があるが、ビジネスにおいては「川上」「川下」という表現もある。“上”“下”という言い回しをして上下関係を連想するので不適切とする発想は個人的には賛同できない。</p> <p>そもそも、企業間取引においては、仕事を依頼し対価として金銭を支払う側が事実上の優越性を得がちである。このことを踏まえれば、その関係を法令用語でどのように表現するかにかかわらず、発注者側による優越的地位の濫用は常に発生しうるのではないか。</p> <p>余談であるが、今般の法改正において用語の変更をするとして、新用語を決定するプロセスはどうなっているのか。改正法案を国会に提出する前に、可能な限り検討プロセスを公開すべきである。この点、本件意見募集期間中に、変更する名称が既に決定したかのとき報道が一部メディアにおいて散見されたことは大いに嘆かわしい事態である。新用語案は一旦白紙に戻して、報道された候補を除外した検討の仕切り直しを強く求める。【個人】</p>	令和7年2月27日 追記
104	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （6）「下請」という用語に	<p>解決の方向性に賛同。</p> <p>ただし、変更になった場合の影響として、各社において社内システム・帳票等の文言修正が必要となる場合があるため、一定期間の猶予をいただきたい。また、変更後にこの用語を使用した場合の罰則有無について確認したい。【団体】</p>	令和7年2月27日 追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
	関する論点		
105	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （6）「下請」という用語に関する論点	多くの企業は「下請」といった呼称を使用しておらず、「仕入先」「サプライヤー」「パートナー」等の用語を使用しており、適切な用語を検討すべきで、その用語が与える実感として容易に認識でき、実務や実態とかけ離れたものにならないようにして欲しい。【団体】	令和7年2月27日 追記
106	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （7）他の課題について	下請事業者は常に弱い立場であり、改正により、少しでも環境の改善（価格転嫁を含む）がなされることを願います。元請への強制的な罰則などは難しいとは思いますが、DX化の推進はある程度強制力を持って行われることで、日本の競争力の強化と商取引の正常化が進むと思います。【無記名】	
107	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （7）他の課題について	電子的方法による書面交付については是非許容していただきたい。【事業者】	
108	1 下請法の見直し（下請	●該当ページ p. 22 ●該当箇所 エ 書面の交付等に係る規定の整備に関する論点	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	法改正についての事項) （7）その他 の課題について	<p>下請事業者の承諾の有無にかかわらず、必要的記載事項を電磁的方法により下請事業者に対し提供することができるように対応すべきである。</p> <p>●意見</p> <p>重要な指摘と考える。この実効性の確保のためには、3条書面や5条書面の作成者をデジタル上で証明する機能を、上記「電磁的方法」に実装させることが望ましいと思われる。</p> <p>なお、その場合、5条書面の2年間の保管義務を全うするためには、デジタル・データについて改竄予防措置を講じる必要があると考える。【事業者】</p>	
109	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項) （7）その他 の課題について	いわゆる3条書面として有効な電磁的方法の対象を明確化していただきたい（フリーランス法と同様か）。【団体】	
110	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項) （7）その他 の課題について	第2・1(7)エ 「書面の交付等に係る規定の整備に関する論点」について 下請事業者の承諾の有無にかかわらず、電磁的方法による発注を可能とする方向で検討いただいているが、書面やFAX等と比較し、「下請法適正化推進講習会テキスト」に記載された「電磁的方法による発注・取引条件の保存」の要件や留意事項が多く感じます。その辺りの見直しを希望します。【事業者】	
111	1 下請法の見直し（下請法改正について	交付書面の規定整備について歓迎する。親事業者及び下請事業者の手間の緩和等の観点から、いわゆる補充書面についても検討の幅を広げていただきたい。例えば、親事業者が下請事業者に作業内容と価格を記した価格表を示すような取引においては、補充書面の要件から、(1)下請事業者において、発注された作業後に作成し、親事業者に提出する	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	ての事項) (7) その他の課題について	作業報告書(2)親事業者において下請事業者が作成した作業報告書の内容を転写する形で作成する補充書面(3)下請事業者において、補充書面の内容を転写する形で作成する請求書、といった(1)ないし(3)でほぼ同様の内容が記載された書面が作成されている場合がある。下請事業者が親事業者に提出する作業報告書等を親事業者が承認することをもって補充書面を交付したものとみなす、といった書面交付手続きの簡素化についても検討されたい。【団体】	
112	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） (7) その他の課題について	違反行為がなくなった場合も勧告を可能とすることについて、違反行為がなくなっているということは、その企業が再発防止を含めた是正措置が取られた結果だと思われる。この状況で更に勧告をする意味があるか。また、自発的申出との関連はどう考えればよいか。【団体】	
113	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） (7) その他の課題について	<勧告に関する要望> 「違反行為のは是正後であっても、必要な場合には勧告ができるようにすべき」という点について、「必要な場合」の定義を明確にしていただきたいと考えています。 (補足)違反行為のは是正後も、再発防止のためには継続的な指導が必要となるケースが考えられます。しかし、「必要な場合」という表現は、解釈の幅が広く、企業にとっては不透明な部分が残ります。「必要な場合」とは、具体的にどのような状況を指すのか、再発防止のための具体的な対策や、勧告を行う際の基準などを明確にすることで、企業はより適切な対応を取ることができるようになります。【個人】	
114	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） (7) その他の課題について	1 (7) その他の課題 ウの「既に違反行為が行われていない場合の勧告の整備」については反対である。仮に、親事業者の自主的な取り組みによって、公取委もしくは中企庁または下請事業者の指摘を受ける前に下請法違反を把握して自主的に是正と改善を行ったとして、それでも事後的に勧告されうるとしたら、法令遵守・是正に自主的かつ積極的に取り組むモチベーションを削ぐ事態を招くおそれがある。 エのいわゆる3条書面を電磁的方法による交付する際に下請事業者の承諾を不要とする改正には賛成である。ペー	令和7年2月27日 追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
	て	<p>パレス化という今日の潮流からすればごく自然な制度変更であり、遅きに失した感すらある。紙の書面を出した出さないの水掛け論は下請法遵守における大きな頭痛の種の一つであり、電子データによる管理がスタンダードとなれば管理の効率化が期待できる。</p> <p>なお、小規模事業者が事業用のPC/スマートフォン等の端末やメールアドレス/通信回線を有していないケースは今日においてもしばしば実際に散見されることであり、それらの事業者がいわゆるデジタルディバイドにより相対的に不利益を被る事態に対してはケアが必要である。しかしそれは、小規模事業者に対する振興事業の場面で中企庁や経産省が措置すべきことであり、それを理由に下請法上の親事業者における下請法遵守態様が制約を受けるのは筋違いではないか。【個人】</p>	
115	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （7）他の課題について	<p>解決の方向性に賛同。</p> <p>ただし、「特に必要があると認めるとき」とはどのような場合か具体的に定める必要があると考える。また、自発的申出制度との関係性も明確化いただきたい。（是正して申し出た後も勧告を受けるとすれば自発的申出制度の利用減となりかねず、逆に隠匿を助長する可能性を憂慮）。【団体】</p>	令和7年2月27日 追記
116	1 下請法の見直し（下請法改正についての事項） （7）他の課題について	<ul style="list-style-type: none"> ・型素材で下請法の適用/不適用を分けることに客観的合理性は感じられず、木型や樹脂型等でも専用性があるものについては対象としていただきたい。 ・勧告時点において、親事業者の行為が是正されていた場合においても、勧告できるようにすることについて、既に是正されているにもかかわらず、過去の事象の勧告をすることは、適正な商習慣にしていくことを目的とするならば、必要性のない行為ではないかと考える。【団体】 	令和7年2月27日 追記
117	2 独占禁止法（優越的地位	<p>大企業で働いています。</p> <p>顧客からは大企業相手であれば値上げ要請は飲まなくてもよい、という雰囲気を感じており、価格転嫁が進んでいま</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	位の濫用)・下請法の運用・執行の見直し (1) 適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	<p>せん。</p> <p>下請法対象企業を含む仕入先からの値上げを受け入れ続けていますが、このままでは大企業と下請法対象企業の間に位置する弊社の負担だけが増え続けることになり、早晚破綻しかねません。</p> <p>直接の取引先だけに下請法を適用させるのではなく、サプライチェーン全体で下請法を適用させるようにする方策を考えていただきたいです。</p> <p>サプライチェーンの下流に位置する大企業対大企業の間で健全な価格転嫁が実施されないと、サプライチェーンの上流に位置する下請法対象企業と大企業の価格転嫁もなかなか進まないのではないかと思料します。【無記名】</p>	
118	2 独占禁止法（優越的地位の濫用)・下請法の運用・執行の見直し (1) 適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	<p>P 2 3 サプライチェーンのうち下請法でカバーされている範囲は一部のみであり、大企業同士や中小企業から小規模事業者に対する取引にも課題があるので、サプライチェーン全体で価格転嫁が円滑に行われるような取組を検討する必要がある。</p> <p>意見：報告書記載の趣旨に賛同する。小売業の集約等により大企業同士の取引での値上げ交渉不調が、売り手大企業に付随する小規模事業者の値上げを困難にしている側面は実際に存在する。小規模事業者保護の観点からも最終消費者に最も近い（サプライチェーンの下流に位置する）小売業、中でも巨大小売業への規制や監視の強化は図るべきであり、売り手となる大企業の意見にも耳を傾けて欲しい。【団体】</p>	
119	2 独占禁止法（優越的地位の濫用)・下請法の運用・	<p>2 (1) 適切な価格転嫁の環境整備</p> <p>「サプライチェーン全体で価格転嫁が円滑に行われるような取組を検討する必要がある」という研究会での意見に賛同する。</p> <p>方策として挙げられている、独禁法の優越ガイドラインに記載を盛り込むことも一定の効果が期待できると思わ</p>	令和 7 年2月 27日 追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
	執行の見直し （1）適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	れ、賛成である。しかし同時に、やはり法令上に明文規定を設けることが望ましいと考える。例えば、サプライチェーンの頂点に位置する事業者（製造業であれば最終製品のメーカー、流通小売であれば消費者と直接売買取引を行う事業者、等）に、サプライチェーンの下流において誠実な価格交渉を通じた円滑な価格転嫁が行われるよう取り組む努力義務を課し、下流で価格転嫁の懈怠があれば当該事業者にも一定のサンクションを科す規定を独禁法もしくは下請法またはその両方に追加してはどうか。【個人】	
120	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し （1）適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方）	第2 2 (1) 適切な価格転嫁の環境整備に関する論点（買いたたき規制の在り方） P23 「ウ 解決の方向性」に、「サプライチェーン全体での円滑な価格転嫁を実現するため、(中略)、優越ガイドライン等で想定事例や考え方を明確にし、より実効的な取り組みとすることを併せて検討する必要がある。」とあり、サプライチェーン全体での価格転嫁の必要性は理解できるが、価格転嫁を巡る現状に鑑み、川下の事業者のみを規制対象とする想定例となるのではないかと強く危惧する。受注者の原価構造は発注者には分りにくく、発注者は受注者から企業機密に反しない程度の合理的な説明資料の提出がなければ値上げの妥当性を判断できない。現行の労務費指針で規定している「直接の取引先である受注者がその先の取引先との取引価格を適正化すべき立場にいることを常に意識して、そのことを受注者からの要請額の妥当性の判断に反映させる」ことが規制限度であり、優越ガイドラインで違反の想定例を規定するのではなく、好事例集をまとめて公表するなどの方法によりサプライチェーン全体での価格転嫁の実現を図ることが合理的であると考える。【団体】	令和7年2月27日 追記
121	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し （2）下請代	第2・2(2) 「下請代金等の支払条件に関する論点」について 全ての事項に共通して言えることですが、下請法運用基準の改定を進めるのであれば、第2・1(5)の記載のように、下請法の適用対象の判別が煩雑になることは避けていただきたいと考えます。【事業者】	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	金等の支払条件に関する論点		
122	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（2）下請代金等の支払条件に関する論点	<p>●該当ページ p. 24</p> <p>●該当箇所 ウ 解決の方向性</p> <p>例えば、下請法で支払サイトの短縮化に取り組む親事業者に対する資金繰り負担の軽減方策（低利融資など）についての手当てや、下請法対象取引以外についても、正常な商慣習に照らして不当に長く支払サイトを設定するような行為について、優越的地位の濫用の問題として優越ガイドライン等で考え方を示すこと等を検討していく必要がある。</p> <p>●意見</p> <p>グループ金融会社の利用を強制する商取引は実質的に、事後の値引きの強要であるため、下請法の対象外の取引についても、優越的地位の濫用に該当する可能性が高いという趣旨と理解する。重要な指摘であり、是非前向きに検討を進めていただきたい。</p> <p>●該当ページ p. 24</p> <p>●該当箇所 ウ 解決の方向性</p> <p>ファクタリングの手数料や銀行振込手数料等、決済に伴う手数料の負担の在り方については、民法が弁済の費用を債務者（発注者）が負担することを原則としていることを踏まえると、発注者が負担することが合理的な商慣習であると考えられる。</p> <p>●意見</p> <p>重要な指摘と考える。民法の原則という表現では不明確な場合もあるため、無用な議論（言い逃れ）を予防するために、上記「民法が～原則としている」の後に「(例えば、民法第485条参照)」と記載するのがよいと思われる。</p> <p>●該当ページ p. 24</p> <p>●該当箇所 ウ 解決の方向性</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>また、振込手数料に限らず、ファクタリングの手数料など、決済手段を利用する際に伴う費用についても、同様の取扱いとすべきである。</p> <p>●意見</p> <p>重要な指摘と考える。ただし、ここでいう費用に、金利などが含まれるかは不明確と思われるため、「同様の取扱いとすべき」の前に、「割引手数料その他の手数料や、金利などの名目の如何を問わず」と追記していただきたい。【事業者】</p>	
123	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（2）下請代金等の支払条件に関する論点	<p><下請代金等の支払条件に関して（報告書 22 頁）></p> <p>振込手数料の負担は、民法の原則どおり支払を行う発注者が負担すべきであるという提言に賛成いたします。</p> <p>特に、自社が再委託先に対して原則どおりに振込手数料の負担を行なっているにもかかわらず、自社の委託元は自社に対して振込手数料の負担を求めてくるケースが実際の取引では相応にあり、そのような場合は自社が入金・支払いの両方において振込手数料を負担することとなり、不利益が生じております。</p> <p>なお、現行の下請法に関する運用基準では、個別合意した場合は例外的に下請事業者に振込手数料を負担させることが認められているものの、親事業者と下請事業者の間では、取引上のパワーバランスにおいて顧客である親事業者の方が強く、下請事業者は条件に同意せざるを得ないだけです。</p> <p>そのため、振込手数料については、各事業者が自らの支払いに際して負担することで、特定の事業者に負担が偏ることを防いでいただきたいです。</p> <p>なお、民法その他法令との兼合いもあり、仮に、下請法の改正によって振込手数料の債務者負担を強行法規化できないとして、下請法 Q&A などにおいて、「振込手数料を下請業者に負担させることは NG」などの注意書きを規定すべきです。【無記名】</p>	
124	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し	支払方法に関して、「下請取引適正化推進講習会テキスト」においても様々な例示がなされているが、はっきり言うと想定ケースが多く分かりにくい。細かな点のみ市場の原理を持ち出すのではなく、これを規制するのであれば、原則を明確に定め、民法において任意ではなく強行規定として定めてはどうか。例えば、振込手数料など支払に要する費用は民法上は支払う側が負担することになっているが任意規定であるので、商慣習上振り込まれる側が負担することが今もって行われている。これらについても、不公平感のないようにいっそ強行法規化してはどうだろうか。【個人】	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	(2) 下請代金等の支払条件に関する論点		
125	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し (2) 下請代金等の支払条件に関する論点	<p>第2・2（2）について</p> <p>対象となる報告書の記載の概要：振込手数料当の親事業負担義務化</p> <p>意見：振込手数料を親事業者に負担させる根拠として民法第485条（弁済の費用）が示されておりますが、前提として、振込手数料が本条の「弁済の費用」といえるのか解釈の余地があるものと思われます（民法上の議論が十分でないようになります）。振込手数料は当事者双方が民法の原則的な処理である現金のやり取りではなく送付債務として金融機関を通して支払うことを合意したものであり、当事者双方にとってメリットのあるものです。当該メリットの当事者間の分配については、契約自由の原則より、当事者間において決められるべきであり、一律に親事業者負担を義務化させるには、下請事業者に不利益がある、合理的な商慣習である（すべての業界に適用されるべき合理的な商慣習であるかも疑義があると思われます。）という点のみでは正当化根拠が乏しいように思われます。なお、振込手数料を下請事業者負担にするには発注前に書面にて合意する必要があると規定するのは、下請法でなく運用基準であると理解をしております。現状の運用基準については、下請事業者保護の名目で設けられているものと理解をしておりますが、今回運用基準を変更し振込手数料を親事業者負担に義務化するのであれば、従来の下請法の運用を大きく変更することとなりますが、このような実質的な法改正といえるような変更を下請法の法改正ではなく、運用基準にて変更を実施するということは、行政による立法と評価される恐れもあり不適切ではないかと感じております。【事業者】</p>	令和7年2月27日追記
126	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し (2) 下請代	<p>2（2）支払条件に関する論点</p> <p>銀行振込手数料等について、当事者間の合意内容を問わず発注者負担で統一する方向に賛成である。下請法上の論点の一つについて解釈がクリアになるのみならず、経理処理の簡素化による業務効率の改善効果もわざかながら期待できる。</p> <p>なお、支払いサイトの短縮という観点における個人的意見であるが、この際、いわゆる締日制度と支払期日の解釈</p>	令和7年2月27日追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
	金等の支払条件に関する論点	を一本化すべきと考える。すなわち、「役務提供委託における例外的な支払期日の起算日」（令和6年下請取引適正化推進講習会テキスト p. 46～47、下請法運用基準 第4の2(4)）は廃止すべきである。この例外によって「毎月末日締め、翌々月末日払い」が支払遅延にならず許容される余地が生まれるものと理解しているが、当該例外要件を充足するか否かの明確かつ定量的な基準が存在しないため、判断が難しい事例が発生しうる。この場合に、支払条件をどう決するかという問題に当該例外の適否をめぐる不毛な議論が発生して時間の浪費を招くおそれがある。よって、支払いサイトの短縮および業務効率の改善という観点から、この例外は廃止すべきである。【個人】	
127	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（2）下請代金等の支払条件に関する論点	<p>第2・2(2)「下請代金等の支払条件に関する論点」について 【意見の対象となる記載】 ウ 解決の方向性 …この運用の在り方を見直し、振込手数料を下請事業者に負担させる行為は、合意の有無にかかわらず、下請法上の違反に当たることとし、その旨、解釈を変更して、運用基準において明示すべきである。また、振込手数料に限らず、ファクタリングの手数料など、決済手段を利用する際に伴う費用についても、同様の取扱いとすべきである。</p> <p>【意見1の内容】 支払手段を銀行振込等にすることによる利益は、必ずしも親事業者のみが受けているわけではなく下請事業者においても受けているものと理解しております（現実問題としても、現金を持参されたとしても、下請事業者としても困るのではないかと考えます。）。</p> <p>このため、振込手数料等を必ず親事業者が負担しなければならないとすることは、過剰な規制ではないかと考えます。 【意見2の内容】 また、現行の電子記録債権の金融機関での取扱い上、振出にかかる手数料を支払先ごとに変更することができない場合が多く、その場合、係る運用が維持された場合、下請法の適用対象取引以外での電子記録債権の振り出しの場合にも、一律に手数料を負担しなければならない設定となってしまいます。 仮に、決済手段を利用する際に伴う費用は全て親事業者負担とする規制をするのであれば、実務上の取り扱いについて変更される必要があるものと考えます。【事業者】</p>	令和7年2月27日 追記
128	2 独占禁止	着荷主と運送事業者間のように直接の取引関係にない事業者間の関係は、従来の独占禁止法や下請法の考え方では捉	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（3）物流に関する商慣習の問題に関する論点	<p>えきれないことは、やむを得ないと思われます。他方で、着荷主と運送事業者の間に何らの民事上の関係も存在しない、ということは、ア・プリオリな前提ではないと考えます。</p> <p>発荷主と運送事業者の間で運送契約が締結され、着荷主は目的地で受け取る者でしかないという考え方は、現行商法によって定められた考え方ですが、平成30年商法改正でもこの運送契約の構造の見直しは行われませんでした。しかし、平成30年商法改正が商行為法の改正において十分であったとは到底考えられません。遠回りではありますが、むしろ、商法改正により、着荷主に民事上の迅速受領義務（努力義務でも可）を義務づける、運送契約の商法上の構造上は発荷主と着荷主を一体として捉えるなどの方向性も考えられると思います。</p> <p>このような考え方は私が勝手に考えたものではなく、明治の旧商法ではむしろ発荷主と着荷主を一体として捉えていたのではないかと理解しています。また商行為法の規定はほぼ全て任意規定ですが、任意規定を変更する合意自体も優越的地位濫用にし得るわけですから、何も引っかかりがないという状況は変えられます。さらに着荷主は運送における最重要受益者である以上は、その受益に伴う負担として受領に協力する義務があっても、現状を大きく不利に変更するものではないと考えます。このような議論は宅配の再配達を減らすという国家目標を減らすことにも資すると考えます。</p> <p>いずれにしましても100年以上も実質的な改正の検討さえされていない現在の商法の構造が所与の前提であるということではなく、社会的に必要な効率性を得るためにあれば、独占禁止法や下請法の改正、物流二法の改正などと矛盾しない形で、民事法の改正により契約内容をソフトに変更することは十分に検討に値すると言えます。比較法の検討も現在のリーガルネットワークにより以前より容易になっています。「着荷主と運送事業者間に取引関係を認めて規制対象と整理することも考えられるのではないか」との御意見があったことは、大変勇気づけられることであり、上記私の意見とも親和性があるものと考えております。【個人】</p>	
129	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）	2（3）物流に関する商慣習 附帯作業の内容や費用負担に関する意見の食い違いはよくあることであり、物流事業者なかんずく実運送事業者が	令和7年2月

No.	関係項目	意見の概要	備考
	位の濫用)・下請法の運用・執行の見直し (3) 物流に関する商慣習の問題に関する論点	<p>しわ寄せを受けがちであることは周知のとおりである。</p> <p>対応策として特に着荷主における行動変容が重要となる点に異議は無いが、独禁法/下請法の運用という観点での実効性ある施策となると簡単ではない。その点、「着荷主と発荷主の間の契約条件」に着目した研究会における意見は秀逸と感じた。着荷主と発荷主の間の契約上で商品の物流に関する条件も明確化かつ適正化するよう、独禁法の各ガイドラインや下請法の運用基準等において明記してはどうか。その際は、物流事業者と直接取引関係にある側の荷主（改正物効法にいう「第一種荷主」、大半は発荷主と推察する）に交渉の主導権を委ねることが望ましいと思料する。</p> <p>【個人】</p>	27日 追記
130	2 独占禁止法（優越的地位の濫用)・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>私は、フリーランスイラストレーターとして、20年以上の経験がある者です。</p> <p>以下、実際の経験や、職業的知見を元に述べます。</p> <p>企業取引研究会報告書 P26、27</p> <p>4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点について 〈以下意見〉</p> <p>ア 課題、イ 本研究会における主要な意見、ウ 解決の方向性、全体に同意であり、問題ないように思います。</p> <p>「知的財産取引に関するガイドライン」を改訂するのであれば、クリエイティブ業界における著作権取引についても、詳しく記載してほしいです。</p> <p>プログラムの著作物と、美術の著作物（イラストレーション）では著作物の性質が全く異なるにも関わらず、その違いを企業の顧問弁護士または法務担当者が理解できておらず、安易な契約書ひな形の使い回しが行われているのではないかと感じることがあります。</p> <p>こちらの報告書にもあるとおり、発注者側が無償、または同種・類似のイラストレーションの一般的な対価に比べ、比較して著しく低い金額で著作権の譲渡や著作者人格権の不行使を求めるることは、独占禁止法・下請法・フリーラン</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>ス法における「買いたたき」や「不当な経済上の利益の提供要請」に該当してくる（違法行為となる）可能性があります。（P26）</p> <p>その一方、私が知る限りの現状としては、「知財専門の」弁護士や弁理士の大半（体感では9割以上）は企業向け法務の経験しかなく、個人のクリエイターの立場で法律の検討ができていません。具体的には、著作権法と独占禁止法・下請法・フリーランス法を同時に検討することができていません。</p> <p>「著作権譲渡をしないと企業は安心して使えない」というようなことを、クリエイター向けセミナーで発信する弁護士を実際に見たことがあります。</p> <p>また、文化庁の相談窓口（弁護士知財ネット所属の弁護士が担当）でも「著作権譲渡は当たり前（なのでそんなに反発する必要はない）」というような回答を受けた経験があります。</p> <p>結果として、クリエイティブ制作取引において、企業側が本来の依頼業務で必要のない著作権の譲渡までも、かなり気軽に、かつ安価又は無償で求める ということが、かなり一般的になっています。</p> <p>弁護士・弁理士に限らず、上場企業の法務部員であっても、そのような行為が独占禁止法・下請法・フリーランス法違反となり得る可能性が高いことを、そもそも知らない人が多いのではないか、という印象を強く受けています。</p> <p>つまり、違法状態の取引が「一般的」になってしまっているということです。</p> <p>実際の調査結果を見ても、2024年5?6月時点でも「フリーランス法の内容を知らない」委託者が54.5%います。</p> <p>参考：フリーランス取引の状況についての実態調査（法施行前の状況調査）結果 概要 令和6年10月18日 公正取引委員会 厚生労働省</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>https://www.jftc.go.jp/file/2024flsurvey.pdf</p> <p>ウ 解決の方向性 に</p> <p>前回の知財取引の実態調査から時間も経過しており、また、調査内容も製造業に限られている。今後、幅広い業種を対象とした実態調査を改めて行い、調査結果を踏まえ、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげることが必要である。</p> <p>また、この問題は「ルールを作つて終わり」にしてはならない。ガイドラインで示した内容が遵守されるような実効性のある取組も併せて講じていくべきである。”</p> <p>とありましたが、まずはクリエイティブ業界に対しても実態調査を行っていただきたいです。</p> <p>そして弁護士・弁理士・法務担当者に、「個人事業主・フリーランスクリエイターの立場になって取引を考える」研修を行っていただきたいです。【個人】</p>	
131	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し （4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>＜知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点について＞</p> <p>公正取引委員会が2019年6月14日に公表した「製造業者のノウハウ・知的財産権を対象とした優越的地位の濫用行為等に関する実態調査報告書」の調査にあたっては、製造業者に30,000通の調査票を送付したところ、15,875社（回収率52.9%）もの多くの事業者から回答があり、その結果不適切な内容の契約条項を含む契約の締結を強いられ、実際に無償で提供させているケースもあるという実態が報告されています。</p> <p>これに関連していると思われますが、アメリカ巨大IT企業が取引先の日本大手企業に対し部品製造に必要な技術や知識を無償で提供させる契約を結んでいたことが公正取引委員会が実施した企業間取引に関するアンケートと、その後の聞き取り調査で判明した。日本企業が知的財産権の侵害として契約修正を求めて、取引関係解消を持ち出して押し通されたとの訴えもあった。公正取引委員会は、こうした契約を押しつける行為が独占禁止法が禁じる「優越的地位の濫用」にあたるかどうかを精査している、との趣旨の報道がありました。（毎日新聞2019年8月6日）</p> <p>その後、当該巨大IT企業に対してこの件について何らかの措置が取られたとの発表も無いことから、公正取引委員会はこういった条項の契約の締結については、契約を締結しないと取引関係を解消する、との無理強いをされたとしてもそれは「優越的地位の濫用」に当たらない、実際にこれらの条項を發動して技術や知識を無償で提供させる必要</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>ある、と限定的に解しているように思います。</p> <p>外資系大手製造業を含む多くの大企業が、下請事業者との複数の取引に共通して適用される取引基本契約書などのひな形に下請事業者の特許出願に干渉する条項・下請事業者の知的財産権帰属を共有にしたり発注者のものにする条項・下請事業者の知的財産権を無償で実施許諾させる条項・下請事業者の著作権を全部帰属させたり著作者人格権不行使を定める条項・知的財産権侵害の責任を全部下請事業者に転嫁する条項といった問題条項（以下「問題条項」と総称します）のいくつか又は複数を定めております。中小企業庁は「知的財産取引に関するガイドライン」「契約書ひな形」を公表し、振興基準を遵守する「パートナーシップ構築宣言」をした企業には補助金について加点措置が受けられる等、優遇措置が受けられるよう取り計らった上、2022年8月5日から9月7日にかけ、資本金3億円超のパートナーシップ構築宣言企業のうち3社以上と取引実績をもつ受注側企業30,000社に調査票を送付し、調査結果の概要を全宣言企業（約16,000社）にフィードバックするなどの取組をしています。</p> <p>しかし公表されている「契約書ひな形」は「共同開発契約書」「開発委託契約」「製造委託契約」など個別取引についてのもので複数の取引に共通して適用されるものではなく、複数の取引に共通して適用される取引基本契約書などのひな型に問題条項を定めることについては中小企業庁から明確な情報発信は無い状態です。</p> <p>「知的財産取引に関するガイドライン」「契約書ひな形」の「製造委託契約」には補足資料として『解説編 製造委託契約 「しっかりと今後の事業展開を見据えた取引を！？製造委託契約で明確にすべきこと』』というものがあり、その2頁には「ポイント1：意図せず開発まで請け負っていないですか？」として通常の取引で開発委託的ないし共同研究的なことを戒めており「仕様書で要求される具体的な性能等が固まっておらず、開発委託的ないし共同研究的なことを行う場合には、まずは開発委託契約や共同研究契約のひな形を用いて契約を行い、その後製造委託契約書は仕様書の要求事項が明確となってから製造委託契約を締結するというのも1つの考え方となります。」としています。</p> <p>親事業者（発注者）と技術や知識を無償で利用できる契約を結んでしまえば、公表されている特許権や著作物について対価が支払われないまま使われているか否かについて下請事業者が確認できるとは限らないものです。一方、親事業者（発注者）は自社製品の開発に当たって下請事業者の保有する特許権や著作権を考慮する必要無く、万一下請事業者の知るところとなつても条項を発動すればよく、そういう条項のある契約書の締結を無理強いするのは開発担当</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>者自身ではありませんので道義的な呵責の念も起きないでしょう。特許権は第三者が無断で開発しないよう牽制するため出願するものであり、大規模小売業者ではなく製造業者であっても購買力を背景に問題条項のある契約を締結し、そういう牽制効果を失わせることはパテントプールやクロスライセンス以上に不適切なものです。</p> <p>複数の取引に共通して適用される取引基本契約書などのひな形に問題条項を定めることは、こういった問題を引き起こす懸念がありますが、その対策・牽制が補足資料に「1つの考え方となります」と記載するだけでは消極的であると思います。「前回の知財取引の実態調査から時間も経過しており、また、調査内容も製造業に限られている。今後、幅広い業種を対象とした実態調査を改めて行い、調査結果を踏まえ、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげることが必要。」との指摘がされていますが、製造業以外で知的財産・ノウハウの取引が盛んとは思えません。複数の取引に共通して適用される取引基本契約書などのひな形の問題条項の存否についてパートナーシップ構築宣言企業に対して調査を行い、独占禁止法のガイドラインや下請法の運用基準の見直しにつなげていただきたいと考えます。【個人】</p>	
132	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>●知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点について</p> <p>「受注者側が元来保有していたり、取引によって取得した知的財産権やノウハウを、無償又は低廉な価格で発注者に帰属させる行為は、…現在のガイドラインで十分な手当ではできているか」という問題提起も製作会社にとって重要なポイントと考えている。</p> <p>当団体としては、総務省のもと 10月 18 日に改定された「放送コンテンツの製作取引適正化に関するガイドライン」第 8 版にも明記された、番組の製作における役割分担等を十分に協議し、その結果として著作権が製作会社に帰属すると認められた場合で放送局がその著作権を求める場合には著作権譲渡対価を設定するといった点が実践されるか注視している。</p> <p>報告書にもあるように、幅広い業種を対象にした実態調査の結果、下請法運用基準の見直し、ひいては適正取引のための環境改善につながることを期待したい。【団体】</p>	
133	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下	26P (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点 につきまして、以下のとおり、パブリックコメントとして意見を提出いたします。	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	請法の運用・執行の見直し （4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>■意見</p> <p>本報告書における知的財産権の取り扱いに関する記述は、重要な観点が欠如していると考えます。特に以下の点について、追加の検討と明確な言及が必要です。</p> <p>デジタルコンテンツに関する権利、特に著作人格権および公衆送信権についての具体的な保護指針が示されていません。</p> <p>これらの権利は、デジタル時代における取引において特に重要性が増しています。</p> <p>知的財産の無断改変やオンライン配信による権利侵害は、急速に拡大し、かつ複雑化する傾向にあります。</p> <p>このような侵害は、原権利者に対して連鎖的な被害をもたらす可能性があります。</p> <p>データの取り扱いに関する法的解釈について、現状では著作権法上の適法性判断が困難な領域が存在します。</p> <p>取引の安全性を確保するためには、適法・違法の判断基準をより明確に示す必要があります。</p> <p>■提案</p> <p>これらの課題に対応するため、以下の措置を講じることを提案します</p> <p>デジタルコンテンツに特化した権利保護ガイドラインの策定 著作権法における判断基準の明確化 権利侵害の連鎖的被害を防止するための実効的な措置の検討 違反者に対する厳罰化</p> <p>以上の観点を本報告書に反映することで、より実効性の高い保護体制の構築が可能になると考えます。</p> <p>【個人】</p>	
134	2 独占禁止法（優越的地位）	知的財産と知的財産権 用語として、「知的財産」と「知的財産権」を使い分けていただくことを希望します。	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	位の濫用)・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>「知的財産」は知的財産権の保護対象となる客体で、発明、意匠、著作物、商標（ブランド）、業務上の信用、ノウハウなどです。製品の魅力（差別化要因、価値創造能力）となり売上を得ることに役立ちます。</p> <p>知的財産権はこれらを一定条件下で保護する権利で、特許権、意匠権、著作権、商標権などです。知的財産権は、差別化要因であり、価値創造能力であり、稼げる強みであるところの知的財産を、一定期間、権限のない他社から模倣から守ることで、知的財産の獲得に費やした投資の回収を可能とします。</p> <p>なお、ノウハウは不正競争防止法で保護されますが、ノウハウについての権利は存在しません。不正競争防止法は事業と分離して移転可能な権利を付与しておらず、一定の場合に差止請求権を生じさせています。知的財産基本法では簡便のための不競法上の地位も権利としていますが、知的財産基本法の規定によって不正競争防止法上の地位が権利になることはありません。（権利ではないため、事業と分離した移転について第三者対抗を得る仕組みがなく、二重譲渡について法的安定性がない）</p> <p>知的財産は法律上の保護がありますが、法律上の保護があるかどうか確定しないが、企業経営に役立つ見えない資産を、経済産業省では知的資産と呼んでいます。</p> <p>https://www.meti.go.jp/policy/intellectual_assets/index.html</p> <p>国際的には「インテ�ンジブルズ」という用語も使われています。インテ�ンジブル・アセットが無形資産で、インテ�ンジブルズは会計基準によって資産計上可能とされる無形資産よりも広く、人的資本なども含まれます。</p> <p>● 知的財産と知的財産権、それぞれの取引の適正化</p> <p>知的財産・知的財産権の取引の適正化に際しては2つの異なる態様があることにご配慮をお願いします。</p> <p>（1）知的財産の取引の適正化</p> <p>取引の対価は製品やサービスの提供のみなのに、製品やサービスの提供に付随して技術やノウハウなどを無償で求められて応じてしまう事例はあります。</p> <p>その無償でアクセスされた技術やノウハウについて、技術供与等の対価を得ていないまま、発注者が第三者に技術やノウハウを伝えて発注してしまう事例もあります。これは、金型の提供等と同様の構造です。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>知的財産を奪われてしまうと、次の受注機会を失います。失うことが、受注者の経済的損失になります。</p> <p>もしも知的財産の内容を使ってよいとして提供する場合、今後の複数の受注機会を失うことを見越した対価の額とすることが経済合理性による判断となります。無断で奪われてしまうと、その対価を得ることができません。</p> <p>対価については、例えば、不動産を1年間賃貸する場合の対価（賃料）と、今後永遠に賃料を得られない状態とする場合の対価は、桁で異なってきます。永遠に賃料（使用料）を得られないことに相当するのは、所有権の対価です。</p> <p>知的財産の取引について、その対価の額が参照して当事者間の合意内容を確定すべきと考えます。著作権譲渡契約とされていても、使用料にすぎない対価額の場合、認定できる当事者間の合意は使用許諾契約とすべきです。</p> <p>（2）知的財産権の取引の適正化</p> <p>知的財産権の取引の適正化は、知的財産権の帰属の適正化です。例えば、小説の新人賞に応募すると、規約によって著作権がコンテスト主催の出版社に帰属してしまうような態様が多いです。映画化する権利を出版社が持ち、著作者は止められません。この場合、優越的地位の濫用との評価も可能とは思いますが、その条件に同意して応募をしている点で、この場合、契約上は合法と思われます。</p> <p>特許権（特許を受ける権利）の帰属についても、資料編 p. 27 に記載されているとおり、大手メーカーに特許を受ける権利を奪われてしまう事例があります。</p> <p>● 知的財産の取引の適正化と生成AI</p> <p>知的財産の取引の適正化について、生成AIによるコンテンツの学習についても問題となることに、御配慮ください。イラストの制作、音楽の作曲、役者・歌手や声優の出演は、通例、創作し、演じる内容についての対価を出発点として、Web配信の有無や上映の回数や期間などに応じた追加的な対価を定めます。</p> <p>発注者は、通常、制作したイラストを切り貼りして別の表現を作ったり、録音した声を違う場面でも使うなどのことはしません。しかし、生成AIは、劣化があるとはいえ、納品した表現を学習することで、異なる表現生成することができます。例えば、眞の著作者や著作権者に無許諾でポルノにして販売したり、政治家等に事実とは異なる発言をさせて公表するなどの事例も生じています。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>● 知的財産の取引の適正化と生成 AI とプラットフォーマー</p> <p>イラストを制作する契約に際して、生成 AI による学習を禁止することはできますが、大手プラットフォーマー等は一方的な規約で無断学習を継続しようとしています。生成 AI で学習されるとは思わずにはじめにプラットフォーマーの Web サービスに投稿したりアップロードした作品が、学習されてしまっています。</p> <p>確かに、日本の著作権法第 30 条の 4 によって学習自体は一定条件下で無許諾で可能な場面もあるかもしれません。海賊版のように類似した表現物や、同一人と分かる声によるディープフェイク等が拡散されてしい、それだけ拡散されてしまうことの対価はプラットフォーマーから得ることができないため、今までのようインターネッティトに気軽に公開することができなくなり、さらに、学習自体を禁止するしか創作活動や収入機会を守ることができなくなっています。</p> <p>生成 AI によるコンテンツの学習は、市場で生じていることを観察すると、技術、ノウハウ、金型に込められた知恵などを無断で奪われることと同様の構造です。</p> <p>知的財産権法の解釈は別途行われるとして、賃上げと投資がけん引する成長型経済において、適正な企業間取引の在り方を見据え、優越的地位の濫用規制の観点から、適正な取引が透明性の高い形で実現される環境整備をご検討頂く際に、あわせて、この生成 AI の学習についても取り上げて頂きたく、お願ひします。</p> <p>2025 年 1 月現在、イラスト、写真や動画について、生成 AI 出力であっても、その出力物自体に生成 AI であると明記しないケースが多く、コンテンツの消費者の視点からも、透明性のある取引ができる状態にあります。</p> <p>なお、米 FTC は、生成 AI が生じさせる課題について次のような「重要な原則」を表明し、取り組んできてくれました。</p> <p>https://www.ftc.gov/policy/advocacy-research/tech-at-ftc/2024/02/few-key-principles-excerpt-chair-khans-remarks-january-tech-summit-ai</p> <p>[1] AI 利用の全体について「ボトルネック」に焦点をあてる。独占企業はボトルネックを利用して顧客から搾取し独</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>占を維持しようとする。</p> <p>[2] どこにインセンティブがあるかビジネスモデルを分析する。行動ターゲティング広告が際限なくユーザーデータを収集しようとしたことと同様に、生成AIは際限なくモデルのトレーニングをしようとする。</p> <p>[3] AIのバリューチェーン全体を観察し、能力と管理の責任を一致させる。例えば詐欺を促進する上流の決済関係者にも責任を負わせる。</p> <p>[4] 効果的な是正措置の策定を目指している。例えばモデルトレーニングに使用できないデータがあることを明確にしてきている。</p> <p>● 幅広い業種を対象とした実態調査に賛成します。</p> <p>生成AIに関しては、イラストレーター、写真家、声優、翻訳者など「奪われる側」の立場の方々への調査も希望します。</p> <p>本報告書では、技術系の知的財産への言及が多いですが、製品やサービスが売れる理由なり強みの源泉がソフトウェアやコンテンツになっている業種も増えてきており、ソフトウェアやコンテンツに関する取引についても、調査やヒアリングなどを期待しています。</p> <p>実態調査のもう一つの視点は「データの支配が競争上の優位性や力の源泉となる」点です（デビッド・ガーバー[著]・白石忠志[訳]『競争法ガイド』第12章「競争の変容と競争法の変化」第182頁）。</p> <p>日本の大手企業であれば対話により生成AIへの学習の対価について交渉できる可能性はありますが、米国本社のプラットフォーマーとの取引や契約は一方的で、交渉の余地もなく、都合良く規約が変更されてしまいます。「公正な競争環境」により自然とわが国からもイノベーションが巻き起こるよう、プラットフォーマーの過度な優位性については、引き続きの監視と措置をお願い申し上げます。【個人】</p>	
135	2 独占禁止法（優越的地位）	<p>知的財産の開発に関わるものとしての意見です。</p> <p>私自身は、サプライチェーンの二次として、クライアント（サプライヤー）からクリエイター（三次）への仕様作成・</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	位の濫用)・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>発注等を行っております。</p> <p>26P 「(4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点」の「ア 課題」の中で、「知的財産権やノウハウを、無償又は低廉な価格で発注者側に帰属させる行為」が問題と上がっており、「イ 本研究会における主要な意見」の中では「知的財産権やノウハウを無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がないと、事業者間の格差が固定化し、イノベーションが起きにくくなる。」と意見が出ておりますが、実態としては、サプライヤー（一次）が様々なリスクを恐れクリエイターとの中間にいる業者に対して保証のために二次に知的財産の保有を条件に組み込んでいることが問題の本質だと考えます。</p> <p>あくまで実際に知的財産を活用するサプライチェーン（一次）のリスク回避の為の知的財産の所有を明確にするための処置なので価格に影響することではなく、それによって二次の我々がクリエイター（三次）に対し、知的財産権の無償や低廉の価格での譲渡をお願いしているのが現状です。</p> <p>実際の生産者であるクリエイターに対しての価格等の取り決めだけではなく、実際に知的財産を活用するサプライチェーンの上流から適切に実態に即した取引になるような方策が必要です。【個人】</p>	
136	2 独占禁止法（優越的地位の濫用)・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>[意見対象項目（該当箇所）] 26 頁</p> <p>「第 2 (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点」について</p> <p>[意見]</p> <p>報告書の本論点に関する解決の方向性それ自体に異論があるわけではないが、確認的に、本論点において問題視されている行為は、発注者側が新たな知的財産やノウハウの創出について何らの貢献もしていない場合に限定される旨明確化いただきたい。【団体】</p>	
137	2 独占禁止法（優越的地位の濫用)・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>自分はイラストレーターを生業としております。</p> <p>生成 AI に私の知財である貸し出し用イラストデータなどの知的財産を奪われ、対価も得られません。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	位の濫用)・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>生成 AI とは名前ばかりで実態は知能の無い検索合成コラージュアプリです。</p> <p>どうすれば無断学習を禁止し、 そのうえで学習の対価を適正化した取引ができるでしょうか？</p> <p>プラットフォーマーは優越的地位があり強すぎて学習禁止や学習の対価の交渉ができません。画像編集に必須のアプリを一強で出しているプラットフォーマーや今やネット上での営業に欠かせない SNS などは無断学習できるように契約中に規約を変更してきたりします。</p> <p>自分の知的財産である作品が切り刻まれコラージュされて著作権をロンドリングされて預かり知らないところで販売されています。</p> <p>これらはとても公正な取引ではありません。</p> <p>生成 AI の仕組み、学習、基盤のデータセットの中身についても実態調査をお願いします。【無記名】</p>	
138	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>成果物に対する権利は、著作物などが該当します。出版や配信における契約に、成果物について制作者が保有する権利を放棄することを盛り込む出版社などが多くあります。「その契約に納得できないなら契約をしなければいい、交渉すれば良い」という向きはよく聞きますが、もともと立場が弱く、干される可能性が現実的に非常に高い制作者側が、リスクを負って交渉することは実質的には非常に難しいと言えるでしょう。特に我が国の誇る輸出産業である漫画、アニメ業界において、このような買いたたきは大変多く、疲弊し生活が成り立たない作家が数多く存在します。また昨今は生成 AI の問題もあります。契約したければ作品（俳優や声優であれば、声や姿そのものまでも）を生成 AI に学習させる権利を譲渡すること、というような契約条項を盛り込む会社も出始めています。そういう制作者に宣伝に利用される SNS などもそうです。投稿したデータを学習に利用させることを認めるという条項を追加しています。今は強制ではないとは名目上いうものの、●●●等の寡占企業の上からおっかぶせるような生成 AI 実装および学習プログラムの実装は、早晚強制的なものになるでしょう。生成 AI は、元にしたデータに非常に近似したデータを、元データそのものを利用することによって出力します。つまり制作者や演技者は、自分の成果物によって、劣化コピー</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		を作られ、その劣化コピーに仕事を奪われるといった事態にさらされています。生成 AI が大量に生成する劣化コピーは、質の悪い商品を市場に蔓延させ、消費者の消費行動も鈍らせます。直接のみならず、間接的にも、健全な商取引を阻害するのです。新たな法の制定により、こういった不均衡を是正する必要があります。【個人】	
139	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	P26. 2. 2(4)知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点について 国外大手の生成 AI 企業が国外大手メディアと●●●億円で学習利用を認める契約を結んだという記事を読みました。生成 AI への学習利用はこのように本来正式な許諾契約を結んだ上で行われる知的財産の取引であるにもかかわらず無許諾での学習利用が横行していて対価も得られません。私は漫画家ですが、宣伝で利用する SNS 等でもアップロードした情報を生成 AI 学習に利用するという規約に突然変更されたりしています。これはプラットフォーマーによる優越的地位の濫用ではないでしょうか？生成 AI における知的財産の無許諾の学習利用を禁止し適正な対価を受け取れる公正な取引環境の構築のため、生成 AI 学習についての実態調査をお願いいたします。【無記名】	
140	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	私はいわゆるアダルトイラスト作家です 昨今生成 AI により市場が荒らされ、収入が低下しております 我々の技術を盗み、盗品を大量生産され、影響が出ています イラストレーターは生成 AI に作品を無断学習されていますが、一円すら受け取っておりません 生成 AI の学習は権利者の利益を侵害しない場合のみ合法です 収入が低下した以上、違法でしょう。 どうすれば作品を学習した対価を得られるのでしょうか？ 生成 AI による市場破壊についての調査をお願いします また、大量の商品を販売できる生成 AI は、一枚あたりの価格において格安での提供が可能です これは本来支払うべき対価を払わないことで可能になっている価格であり、不当廉売に当たるのではないでしょう	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		か。【無記名】	
141	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し （4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>現在ほとんどの生成 AI は他者の知的財産を無許諾、無報酬で収集することによって作られており多数のクリエイターや知的財産を扱う企業に対価を支払っていません。</p> <p>これはプラットフォーム企業の優越的地位によるもので交渉も難しく不当な契約を結ばされるケースなども存在しています。</p> <p>学習データとしての販売をしていても勝手に使われてしまっており、正常な取引であるとはいえないと思います。</p> <p>生成 AI の学習データの利用についての実態調査をお願いします。【無記名】</p>	
142	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し （4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	AI に自分の作成した作品を無断で学習素材に使用されるのは、人の心を酷く傷つけ、日本の文化を侮辱する行為です。早急に法整備をお願いします。【個人】	
143	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し	<p>私は生成 AI による無断に知的財産を学習され対価も支払われていない例をたくさん確認してしまっています。現在の状況では生成 AI 事業者の立場が異様に強く無断学習を防ぎ生成 AI における学習の適正価格でも取引が出来るようになるのでしょうか。</p> <p>また生成 AI の学習における無断学習の割合など具体的に調査をお願いします。【無記名】</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	(4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点		
144	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>私は漫画家です。</p> <p>現状、生成 AI は無許諾で学習した著作物を元に大量のコンテンツを作り、元のコンテンツと類似した、もしくは代替物になり得る表現も多数発生しています。しかし、膨大な量の生成物について著作権侵害の有無を一つ一つ確認していくのは事実上不可能です。この状況は、著作権者の収益機会を損なっています。</p> <p>クリエイターは生成 AI に知的財産を奪われ、対価も得られない状況に置かれています。</p> <p>どうすれば無断学習を禁止し、そのうえで学習の対価を適正化した取引ができるでしょうか？</p> <p>プラットフォーマーは優越的地位があり強すぎて学習禁止や学習の対価の交渉ができません。無断学習できるように契約中に規約を変更してきたりします。</p> <p>生成 AI の学習についても実態調査をお願いします。【個人】</p>	
145	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>2 (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点に、生成 AI とは記載されていませんが、生成 AI の学習を許諾するかどうかは、知的財産の取引です。</p> <p>この 2(4)について、生成 AI に無断転載サイトを通じて自身の所有する著作を許諾なく使用され配布されたりコピーをインターネットで配布されていますが対価が得られていないのは不当であると考えます。【無記名】</p>	
146	2 独占禁止	漫画、イラスト制作を仕事にしている者です。	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>生成 AI の無断学習で知的財産を奪われ、対価を得ることもありません。</p> <p>どうすれば無断学習を禁止し、もしくは学習の対価が得られるよう適正な取引ができるでしょうか？</p> <p>無断学習禁止や、学習の対価の交渉をプラットフォーマーとしようにも、力の差がありすぎて太刀打ちできません。</p> <p>生成 AI の学習についても実態調査をお願いします。【個人】</p>	
147	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>2(4)の知的財産・ノウハウの取引適正化に関し、最近世を騒がせている生成 AI による偽装が横行しています。</p> <p>インターネット上の発表物の無断学習による事実上の盗用搾取が行われ、知財ノウハウを持つ人が適正な報酬を受け取れず、生成 AI を利用する篡奪者が利を得る構造が広がっています。</p> <p>生成 AI は能力のある人から学習をしなければ成立しない技術であり、知財ノウハウを持つ人からの無断学習と言う形での搾取構造を持つ現状では取引が適正だとは言い難いと思われます。</p> <p>生成 AI 企業、及びインターネット上のデータを取り扱う検索エンジン並びにサイト、SNSなどのプラットフォーマー等にユーザーの搾取構造への参加拒否権を認められるように促し、並行して生成 AI の学習についての実態調査も行うのがよいと思われます。【無記名】</p>	
148	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（4）知的財産・ノウハウ	<p>生成 AI について。</p> <p>私はイラストレーターです。生成 AI は個々人の設けた規約やプラットフォームの設定した robots.txt (クローラーによる無断収集禁止等の制限) にかかわらず知的財産を奪取しています。学習の対価を設定する手段も、本来回収できるはずだった対価を要求する術も（誰に要求すべきかも）ありません。AI 学習禁止を明記したとしても「書いてある」だけでそれ以上どうしようもないという状況です。（画像保護処理や不鮮明化のように）権利物の質を落として「旨味の無い」データにすることで抗おうとしている人も少なくありません。これは取引上のデータのやり取りにも起きることであり、外的な原因でそれらの防衛や処理の手間を負担させられている、権利（送信）者側に負担を強い</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	の取引適正化に関する論点	<p>ているという点で広くみれば「適正な取引」から遠ざかっていると言えるのではないでしょうか。</p> <p>今は何もかも盗んだもの勝ちで、あらゆる知的財産の分野において中小企業や（特に）中小規模の著作権者がその権利を奪われています。取引の機会すら与えられないまま、日本国内では生成 AI のデータセットの中身同様に権利者の存在も無視されようとしています。取引の主導権を持つことが叶いません。</p> <p>生成 AI による知的財産の学習における取引の所在について、実態調査をお願いします。【無記名】</p>	
149	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し （4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>(4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点」P26～について、大変に理想的なことが書かれており、この解決法をそのまま実行していただければ知的財産やノウハウを守ってくれるという安心感を得られました。</p> <p>ところが、これが生成 AI 関連になると知的財産やノウハウはなぜか共有財産とみなされており、データとしての知的財産やノウハウが国内外、企業・個人を問わず奪われ（無断学習）ていることが分かっているのに一向に守られる気配がありません。</p> <p>私は商業漫画家ですが、同じ漫画家やイラストレーター、小説家、写真家など含め、かなりの貴重な知的財産やノウハウ（もっと言えばクリエイター業でない個人情報など全てのネット上にあるデータ）が国内外の、この世にあるあらゆるデータ全てを対価を払わずに手に入れてそこから利益を独占しようとしている者達（●●●や SNS の●●●など）に好き勝手されていることにも目を向けていただければと思います。</p> <p>ネット上のデータを盗んで（無断学習）いる生成 AI 企業がいることも注意して対策や実態調査を考えていきたいです。【無記名】</p>	
150	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し （4）知的財	知的財産の取引の適正化についての意見です。生成 AI の普及によりイラストや漫画や写真、声や音楽や文章などの様々な知的財産が無償で外国企業に勝手に収集され、競合する商品として市場に溢れつつあります。この現状を規制なしに放置すれば本意見募集の「おわりに」の文章にあるように強い AI 企業が弱いクリエイターたちを搾取する世界になります。既になっているとも言えます。生成 AI はもとのデータなしには成り立ちません。生成 AI の元データを全て公開することと求められれば削除することを義務付け、データの使用には対価を支払わなければ厳しい罰則を強いるなどの規制を求めます。EU のように厳しく規制しなければ外国の巨大 AI 企業に日本の知的財産は一方的に奪	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	産・ノウハウの取引適正化に関する論点	われ、国の衰退にもつながります。【個人】	
151	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	プラットフォーマーは多くのクリエイターに比べて優越的地位があり、学習禁止や対価の交渉、またそれに伴う手続きの多さ、更には契約中の規約変更等を考えると、個々のクリエイターではとても対応しきれません。 生成AIの学習とそれを取り巻く状況の実態調査をお願い致します。【個人】	
152	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	企業取引研究会報告書の26ページ(4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点について、近年、生成AIによる動画、画像、音声、文章等の知的財産・著作物の大量無断剽窃（学習）が進んでおり、AIを通して生成しさえすれば、クリエイターに受注する必要がない風潮になっており、生成物は知的財産や著作権の問題がないものとして取り扱われています。この件に関し、一コンテンツのクリエイターとして、著しい不当な取引単価の減少を感じています。 この件について、公正取引委員会でも議論を重ねていただき、ルール作りや法整備等を進めていただきたいです。【無記名】	
153	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下	2 (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点に関して、感じた事はまず企業の事ばかり論点となっておりますが知的財産そのものは個人のクリエイターやクリエイターではない人に対する言及がないのは疑問です。知的財産の取引は知的財産を持っていればクリエイターでなくとも可能であり、学校教育で生徒が作った物だろうと趣味で作	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	請法の運用・執行の見直し （4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>った物だろうと知的財産として発生する事は十分あり得ます。</p> <p>それらを作った人を守る為に知的財産権が存在し、その知的財産を持つ者に不利益が生じさせない為のものです。</p> <p>しかし現状描いた絵をネットに上げると、描いた当人が許可すらしていないのに、第三者が勝手に無断転載したり、生成 AI にそのデータを入力し著作人格権を侵害するデータを出力する事や、当人以外の人への賞賛やデータの肥やしにされ挙句、別の人気が描いたように詐称されたり当人が描いていない絵を当人が描いた事のように偽られたり、時にはそれを利用され誹謗中傷の対象にされております。</p> <p>これらは知的財産権を侵害する行為であり、作った当人の意思すら介在しておらず、公正な取引が存在しません。</p> <p>クリエイターに対して公正な取引ができるように是正するのと同時に、クリエイターであってもなくても知的財産を持つ人が、自身が持つ知的財産で取引しない或いはしたくない意思決定、特に生成 AI への学習への許諾をしないという取引の是非に対する意思決定は、許諾する事へのリスクや知的財産権を侵害される事を考えると当然尊重されるべきです。</p> <p>また生成 AI が開発、提供、利用する側それが無断で知的財産たるデータ転用や入力する事は、転用や入力した側に利益が発生し、知的財産を持つ当人がそれを知られず、さらに利益が発生しない、知的財産を持つ当人自身が取引の場に上がらない、取引の場が形成されていない状況を作り出しています。</p> <p>無断で知的財産を流用している生成 AI の存在は明確に知的財産を持つ側が不利にさせる物です。こちらに対する明確な規制法を制定し、あらゆる立場、個人企業問わず知的財産を持つ側が不利にならない状況を作ってください。【個人】</p>	
154	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下 請法の運用・執行の見直し （4）知的財産・ノウハウ	<p>第 2_2_(4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点について、現代社会における生成 AI を例に考えられる懸念、問題点を挙げます。</p> <p>生成 AI の学習をする側、される側の双方の許諾を経て、AI の学習データを作成するかどうかは、知的財産の取引であるという認識なのですが、現状、イラストレーター、声優、作曲家等のクリエイター産業で、実際に作品を作成したクリエイター、依頼したクライアントとは全く関係のない第三者が無断でイラスト、声優の音声データ、楽曲を追加学習させて作った AI 用の学習データを販売する行為が実際に起こっており、被害を訴えるクリエイターまたはク</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	の取引適正化に関する論点	<p>ライアントが目立ってきております。</p> <p>この場合、生成 AI に無断で知的財産を奪われるだけでなく、適正な対価も得られないという問題が発生していると考えます。</p> <p>どうすれば無断学習を禁止し、そのうえで AI 学習の対価を適正化した取引ができるのでしょうか？</p> <p>現状では、AI 学習する側、プラットフォーマーの優越性が強すぎて学習禁止の意思表示をしても無視されたり、学習の対価の交渉ができません。学習する側が無断学習できるように契約中に規約を変更してきた場合もありました。</p> <p>生成 AI の学習についても実態調査をより行った上で、対策をお願いしたいと思います。【個人】</p>	
155	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>2(4)について、クリエイターではないですが意見があります。</p> <p>全ての AI のデータ学習への許諾も知的財産の取引の一つです。これに関して許諾の意思の有無を問わない、あるいは許諾拒否がしづらいケースが増えている。</p> <p>特に生成 AI の存在、そしてそれによる無断転載と無断学習によって、クリエイター側の意思が介在した知的財産の「取引」の場が存在せず、クリエイター側が知らないまま知的財産を奪われ、学習や出力協力の対価すらも得られない状況が続いている。</p> <p>取引を公正化しようにも生成 AI を開発、供給する、或いはクリエイターと契約でき契約内容に強制的な学習を盛り込む事ができる企業（雇用主）といったプラットフォーマー側の力が強いので公正する為の是正の交渉がしづらい。</p> <p>まずは生成 AI の学習、契約による知的財産学習の強制によって不利益を被っている実態、学習に対する対価がどの程度支払われているのか調査が必要です。それらのデータが明確に知れ渡る事も互いが公正になるよう交渉する上で必要である。【無記名】</p>	
156	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し	<p>(4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点 ア 課題</p> <p>「取引に際し、受注者側が元来保有していたり、取引によって取得したりした知的財産権やノウハウを、無償又は低廉な価格で発注者側に帰属させる行為が報告されている」とあるが、現状の生成 AI 企業、有名企業のみならず、国内の個人技術者に至るまで、声優の声やイラストレーターの</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	(4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>絵や、俳優の容姿などを無断で収集、生成 AI のデータセットとして使用し、それを利用した出力物を生成 AI 企業、個人技術者自らの著作物として発表し、金銭的利益を得ているケースが多くみられる。</p> <p>これは契約取引による許諾すら得ていない海賊版であり、現状全く法整備されていない。</p> <p>これは同項目で書かれている「知的財産権の不当な侵害であり、知的財産権は商品やサービスの差別化を図る上での貴重な経営資源である。こうした資源が不当に侵害されている商慣習があるのであれば看過することはできない。」</p> <p>という公正取引委員会の意見に反している。</p> <p>きちんと罰則のあるルール作りがなければいざれは生成 AI に一方的に収奪されるのを恐れて新しいクリエイターが生まれなくなる。</p> <p>自らの著作物に対して、生成 AI 学習禁止を宣言して拒否の意思を示すクリエイターもいるが、法で裁けないので全く機能しておらず、一方的に著作物を生成 AI 企業、個人技術者に収奪されているのが現状である。</p> <p>公正取引委員会として、きちんと罰則のあるルール作りを求める。【無記名】</p>	
157	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>(4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点</p> <p>ア 課題</p> <p>「取引に際し、受注者側が元来保有していたり、取引によって取得したりした知的財産権やノウハウを、無償又は低廉な価格で発注者側に帰属させる行為が報告されている。このような行為は、優越的地位の濫用や下請法における買いたたき（下請法第 4 条第 1 項第 5 号）、不当な経済上の利益の提供要請（同条第 2 項第 3 号）として問題となり得る。」</p> <p>現在、著作物の作成（イラスト制作、作曲依頼など）で、制作途中の段階のもの（ラフ）を提出したら、取引を打ち切られた上、生成 AI に学習して使用されたという被害が多発している。これも下請法第 4 条第 1 項 5 号や第 2 項 3 号に該当すると考えられるが生成 AI の学習、もしくは使用について何らかの制限を設けなければ今後もこのような下請法に違反する行為は絶えないと思われる。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>イ 本研究会における主要な意見</p> <p>「・ 知的財産権やノウハウを無償又は低廉な価格で吸い上げられることを防がないと、事業者間の格差が固定化し、イノベーションが起きにくくなる。何らかの方策を用いて中小企業を守るべきである。中小企業がイノベーションを起こすことが、我が国の未来にとって重要である。」</p> <p>「知的財産権やノウハウを無償又は低廉な価格で吸い上げられること」を行っている主要な原因是、生成AIである。「中小企業がイノベーションを起こすことが、我が国の未来にとって重要である。」というのなら、中小企業及び個人事業主が自主的に行っている対策(ウォーターマーク等)に依存するのではなく、政府も法整備を行うべき。企業取引研究会にも面子があるなら「何らかの方策を用いて中小企業を守るべきである。」と明記したからには必ず実施してもらいたい。机上の空論は誰も求めていない。【個人】</p>	
158	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>私はコンピューターグラフィックスによるデザインやアニメーションの講師です。</p> <p>現在のゲーム、アニメ、その他の業界では、生成AI プラットフォームが知的財産を奪い、類似の作品を再生産し、対価も発生しない状況が来つつあり、また来るとされています。</p> <p>それだけであれば、現象としてはトーキー映画の登場で弁士の仕事が消えた、ということと同じ状況にみえますが、デザインやアニメ自体は長く続き、生成AIは構造上クローニングし続けなければ新しいイメージ・時流にあったイメージを作れなくなるという存在です。</p> <p>将来も作品を無断で学習結果を榨取し続けられるという予想は、学生に必要な将来の合理的な対価の予測を不可能にし、そのため学習意欲を失うものが多くいます。自死事件も起きています。さらに実際に働いているデザイナーたちにも同じ状況が起きつつあります。これは日本の文化にとって大きな損失であり、失速の原因となるでしょう。</p> <p>どうすれば無断学習を禁止し、その上でクローニング等による学習の対価を適正化した取引ができるでしょうか？</p> <p>（学生やデザイナー、あるいは各企業が作ったデータを学習素材に使うことはある種の取引です） プラットフォーマーは優越的地位があり強すぎて、学生や個人のデザイナーでは学習禁止や学習の対価の交渉ができません。生成AIの学習についても実態調査をお願いします。【無記名】</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
159	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し （4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>第2－2（4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点</p> <p>近年、各SNSでイラストレーター、漫画家、声優といった方が、生成AIに自身の作品（知的財産）を無断で利用されてしまう話題を頻繁に見かけております。そういった被害を受け、クリエイターの中には創作意欲を著しく損なう方もいらっしゃいます。生成AIがクリエイターに対し、否応なく行っている無断学習についての実態調査をお願いいたします。【個人】</p>	
160	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し （4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>知的財産やノウハウというものは、個々人や企業が時間をかけて積み重ねてきたものであり、またこれからも、時代に合わせた調整を経て継承していくものです。</p> <p>そのためには、その知的財産並びにノウハウがどのような構成や関連性を持つものか、どのような条件によって適用されるか、どういった法令や倫理の下で扱われなければならないのか、といった、包括的な理解が必要になるものです。</p> <p>現在、「生成AI」というものが主に世界中の知的財産を無許可で収集し、その膨大なデータにタグ付けを行い、それに合致するようプロンプトを指定することで、文字データや画像データ、映像データなどが出力されることにより、様々な問題を生んでいます。これらは「無償又は低廉な価格で発注者側に帰属させる行為」にあたり、あらゆる情報は無料素材であるかのように扱われ、特に文章やイラスト、マンガや音楽など、知財保有者の研鑽とひらめきによる創作物が、生まれるそばから盗用されながら、その収集データがほぼブラックボックス化しているがために歯止めが効かない状態になっております。</p> <p>「知財を無許可に無償で収集している」という時点で度し難い剽窃行為であることは言うまでもありませんが、それに加えて、これらは「形だけ収集されること」でいわば役目を終え、今後継承されていくことも、移りゆく状況に合わせて調整や改良を加えられることもありません。ただ永久的に材料として再利用され続けていくだけのものであり</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>ます。</p> <p>これは感傷ではなく、そのように一度、人の手を離れてしまった技術や知財は、その時点で積み重ねを失い、二度と再び再興されることがないという、人類の歴史に対する冒流行為だと考えます。</p> <p>であるにもかかわらず、情報の重み付けは消え、数多あるデータの一つとしてのみ残されることで、その価値はどのように保たれ、権利者に適正に還元されるのでしょうか。</p> <p>各 SNS 上の情報も、「規約の変更」という形で利用者の意に反する、もしくは利用者を巧みに騙すことで収集され、明確な法令による罰則のない現在、無断学習から逃れる手段はほぼないものといってもいい状況です。写真を取り込んで作られたディープフェイクが昨今問題とされていますが、たとえアナログの情報であってもそれを取り込む、または盗撮したものを読み込ませるなどの手段で収集され、個人の力ではどうにもならない横暴がまかりとおっているのが現在です。</p> <p>生成 AI の学習についても実態調査をお願いします。【個人】</p>	
161	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し （4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点</p> <p>イラストレーター・漫画制作の仕事をしています。</p> <p>現在、企業で生成 AI を活用する事例が散見されておりますが、その学習データの中には他のイラストレーターや企業の著作物が含まれている可能性があります。</p> <p>その場合、各々の知的財産が無償で転用されてしまっていると考えられますが、それに関してはどう防げばよいのでしょうか？</p> <p>学習データが必要なのであれば、まずその著作物の権利を所持している人へ対価が支払われるべきだと思います。</p> <p>その点についても議論することを強く望みます。【個人】</p>	
162	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下	<p>2 (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点について</p> <p>私は時々イラストやデザインの仕事をしていましたが、作品の一部を勝手に知らないサイトに無断転載されていた</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	請法の運用・執行の見直し （4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>り、生成 AI 学習に無断使用されており、それに関しては特に報酬を得ておりません。</p> <p>一部の SNS は、ユーザーの絵や写真を無断学習できるように契約中に規約を変更してきたりしています。</p> <p>人々、絵を描かない人程「絵はぱっとできるもの」と思い込んでいることが多くて、絵やデザインは買いたたかれる傾向にありますが、このままではますます搾取される一方です。勝手に使用されない仕組みが作れないでしょうか？</p> <p>【個人】</p>	
163	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下 請法の運用・執行の見直し （4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>イラストをインターネットで見ているのですが、イラストレーターなどクリエイターと生成 AI での知的財産権の定義が不明の生成画像でのトラブルが増えています。</p> <p>個人または複数のイラストレーターの絵柄を故意に混同させ、勝手にイラストを生成され、ネットでバラ撒いたり、自分が作成したイラストと偽り有料のイラスト依頼を受けてる生成 AI ユーザーが膨大な数、存在していて、イラストレーターなどの仕事や制作物が奪われ、SNS などで生成 AI ユーザーに止めるように伝えると大量の生成 AI ユーザーが悪質なコメントし、酷いと長期に渡り誹謗中傷をされます。それにより、心身を壊し、仕事・生活に支障が出るクリエイターも少なくないようです。</p> <p>知的財産権がどのように侵害されてるのか調査してもらいたいですし、可能であるならば被害の報告窓口を設け、個々の被害の調査を行なってもらいたいです。</p> <p>生成 AI 自体の知的財産権の侵害に関しても、調査を希望します。</p> <p>酷い被害です。【無記名】</p>	
164	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下 請法の運用・	<p>生成型 AI 開発に用いるデータの対価を適正化した取引が必要です。</p> <p>プラットフォーマーは優越的地位があり強すぎてデータの使用禁止やデータ使用の対価の交渉ができません。</p> <p>無許諾でデータを使用できるように契約中に規約を変更しており、生成 AI 学習データの使用についても実態調査をお願いします。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>AI企業に対する訴訟も活発であり(企業、個人問わず)2024年後半に入っても、AI企業に対する訴訟が減少する兆しは見られません。</p> <p>大部分は生成AIへの無許諾でデータを用いた事が理由の一つとして挙げられます、国内外の企業・団体からの声明なども続々と発表されており生成AIに無許諾でデータ利用されていることを問題視しています。</p> <p>活用や公益性以前の状態でデータ利用の社会的な合意形成が出来ているとはとても言えない状況です、オプトイン及びオプトアウトなどの権利者の意思決定が反映される仕組みが必要不可欠です。</p> <p>他方ではデータ資産を保有する企業とAI開発を行う企業がライセンス契約を結ぶケース動きがある一方、交渉や対価という機会さえ与えられないケースが数多く見受けられ公正、公平とはいえないのが現状です。</p> <p>第三者ではなく権利者自身がデータの利用をコントロールできない状態は権利者の不利益に直結し、著作権のライセンスマーケットという、発展途上の市場も阻害しています。【無記名】</p>	
165	2 独占禁止法(優越的地位の濫用)・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	何よりもまず、海賊版と呼ばれる違法データ収集・配信の取り締まりをお願いいたします。日本の情報産業の成果や個人情報の流出、知的財産の無断使用を野放しにしたままでは、各分野での建設的な競争は見込めません。生成AIに使う「学習素材」、本当のところは「合成素材」を、所有者や著作権者に許諾なく集めて回るクローラーというプログラムの規制や禁止を、どうぞよろしくお願ひいたします。【無記名】	
166	2 独占禁止法(優越的地位の濫用)	2 (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点について、無断学習をされた場合、その報酬交渉や学習データから削除依頼が出来るよう検討していただきたいです【無記名】	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	位の濫用)・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点		
167	2 独占禁止法(優越的地位の濫用)・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>第2 2 独占禁止法(優越的地位の濫用)・下請法の運用・執行の見直し 22P (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点 26P</p> <p>私はアマチュアイラストレーターです。趣味で描いた作品を無償でネット公開し、収益化はしておりません。ですが、昨今は生成AI開発企業によって、ネット上のあらゆるデータが無断機械学習されており、学習拒否の意を示すために、ほとんどの作品を公開できなくなりました。</p> <p>無償でネット掲載してきた作品ですが、無断利用されるために公開してきたわけではありません。対価を得ることもなく、生成AIのデータとして著作物や知的財産を奪われることに、拒否感と嫌悪感、そして疑問を覚えます。</p> <p>たとえば開発企業側は規約を変更するなどして、著作物や知的財産の機械学習を正当化してきます。こちらには交渉することさえできません。</p> <p>どうすれば無断機械学習を禁止し、開発側と公平な取引が可能になるのでしょうか？</p> <p>生成AI開発企業による無断機械学習についても実態調査をお願いします。【無記名】</p>	
168	2 独占禁止法(優越的地位の濫用)・下請法の運用・執行の見直し	生成AIで作られた広告、製品については、生成AIで作られた(又は使用した)ことを明記すべきです。生成AIのデータセットには違法な児童ポルノ画像が含まれていることが既に知られています。そのような生成AIを企業が使うことは自由ですが、消費者にはそれが生成AIで作られたものかどうか判断をした上で選択する権利があります。そのため、生成AIで作られたものかどうか、表示の義務化を求めます。【個人】	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	(4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点		
169	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	生成AIの生成物に対してデータセットの開示を義務化してください。無許可、知的財産権の侵害に当たる生成AI物には削除、罰則を与えてください。【無記名】	
170	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	報告書を拝読した所、生成AIを使う側の利点ばかりが感じられ、提供する側の知的財産を守ること・無断で使用された際のリスクを視野に入れたものではないように感じました。 下請など立場の弱い側から無断学習を禁じる契約を作ることはとても難しく、また後から規約変更を強いられたり、契約をする段階のラフを無断で学習されたりと今の時点でも問題は多々あります。 そういった弱い立場の者たちは黙って搾取されるか、嫌ならば仕事を受けずに対価を得ることを諦めろというのがこの報告書の主張ではないのならば、まず守るべきものを視野に入れることから始めるべきではないでしょうか。【個人】	
171	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）	ある生成AIでは、あるサイトに投稿されたデータを元に学習しています。 下請法でも同じ様な状態では。商売にならないから機材を渡してしまう。誰でもやればいいなんです。イラストでは	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	位の濫用)・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>宣伝の為に SNS に公開すると生成される、版権絵が出るのでデータセットが問題化して、生成阻害があります。ロボット工学も AI に使われているし、CAD も金型や設計図なども阻害効果の仕組みはないですか。</p> <p>独占禁止法は競争力発展や新規参入などをみますが、一企業の付加価値が無くなるので、要は競争力の果てを絞り取り、他に渡してしまう行為に他ならず、結局はみんな安価で同じものになると思います。それかサービスとかおまけなどが違う意味になっているとか。</p> <p>海外工場などで日本の門外不出や一子相伝が廃れたので、価格転嫁交渉が出来ない、価格転嫁交渉が出来ないから、廃れたとも言える。パワハラなどのハラスメントを無くすだけで良かったはずです。生成 AI ではほとんど学習されたと見ますし、どれをいつからの技術を知的財産権などで守るかを区別する事が必要になると思います。【無記名】</p>	
172	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>報告書の 第 2-2-(4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点に関する論点に関連して。</p> <p>デジタルプラットフォームで活動するクリエイターの知財にあたるテキスト、画像、音声といったメディアに対するサービス提供企業側の取扱いについて不明瞭な状況が続いていることは好ましくなく、収集したデータの使用目的の明瞭化や対価無しに不当な用途に使用する行為の抑制が求められると考えます。</p> <p>また、こうしたユーザーデータの扱いに関する重要な利用規約の変更時には未設定時にデータを提供するような状態であったり、十分な周知を行わなかったりといった不誠実な行為は避けるべきだという認識を徹底させるべきです。【無記名】</p>	
173	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し	<p>「知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点」に関する意見です。</p> <p>現在インターネット上では生成 AI と呼ばれるツールが問題になっており AI の学習のためと称して様々な知財が権利者に無断で詐取されその AI によって生成される画像、映像、音声、音楽その他安価な海賊版ともいえる製品が氾濫し様々な市場を破壊している現象が起きております。</p> <p>この現状を踏まえて日本国内の知的財産が不当に詐取されることの無いよう生成 AI に関する厳正な対処、罰則の整</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	(4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	備等をお願いしたいです。【無記名】	
174	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>私はイラスト、漫画を描いています。28 ページの「(4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する議論」について、ここでは触れられていませんが、近年、無断で著作物や個人情報を含むデータ等を生成 AI の学習データとして利用されるという被害が多発しています。</p> <p>どうすれば無断で生成 AI の学習データに利用される等の被害を防げるのでしょうか？</p> <p>生成 AI に知的財産を奪われ、無断で利用されるため正当な対価も得ることができません。</p> <p>プラットフォーマーは優越的地位があり、学習禁止等の交渉ができません。また、プラットフォーマー側が無断学習できるように契約中に規約を変更してくることもあります。</p> <p>このままでは創作活動や収入機会を守ることができなくなります。</p> <p>知的財産を無断で利用されること防げるよう、生成 AI の学習や、ブラックボックスになってしまっている学習データについて実態調査をお願いします。【個人】</p>	
175	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>知的財産権の観点から、意見を述べさせていただきます。</p> <p>私は、今回提示された資料等に一切挙がっていない「生成 AI 技術によって、無断かつ不正に作られたデータ」の諸問題（事件）に関して、公正取引委員会と中小企業庁に対し、不正実行者への罰則規定・監視体制の新設や強化等といった、法改正（制定）を強く要望いたします。</p> <p>以下、現在の世情実態や、どのような経緯によっての要望なのか。どのような者が不正実行者なのか。「価格（報酬）転嫁や、協議を経ない取引」すら存在しない実状について等、まとめさせていただきます。</p> <p>現在、日本を始め世界各国では、個人・企業においての生成 AI（パソコン）利用者モラルは、未成熟以前に、もはや破綻に至っており、ネット上・書籍上から著作物の無断盗用・不正転用・勝手なマネタイズ（現金化）の横行、常</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>習化・常態化が続いています。</p> <p>有料・無料問わず著作権のある作品の無断盗用・転用・剽窃、更には作品発表者への報酬自体発生させないといった被害を受けながら、特に話題に挙がりづらいのは、個人事業（フリーランス）の文業家（小説家・雑誌ライター等）です。</p> <p>私は現在、クリエイター向けサイトにて、小説コンテンツを販売しております。</p> <p>私を含め、他クリエイターの作品をも狙い、発表サイトに対しクローラーボットによる不正スクレイピングが昼夜ひっきりなしに行われ、不正学習により日々新たな大規模言語モデルが捏造されています。</p> <p>実害を被っている商品は、著作者において知的財産に他ならず、貴重な経営資源です。しかし、盗用後の言語（文章）はバラバラな部品のように扱われ、言語モデルの学習材料にされているのが実状です。</p> <p>こうした資源への不正かつ無断の榨取・剽窃は、著作権の侵害と共に、新たな作品（商品）発表の妨害となっており、到底看過できるものではありません。</p> <p>昼夜問わず秘密裏に行われている、自動化された不正榨取への対応は可及的課題であり、迅速かつ効果的な是正を図っていく必要があります。</p> <p>ちなみに大規模言語モデルとは、「大規模」の名が示す通り、一個人や一企業のみの力で出来上がるものではなく、ネット上や書籍等から不正かつ無断で収集された情報（データ）によって組み上げられたものです。</p> <p>故に、この世界に存在する大規模言語モデル（LLM）を騙る技術（データ）「ほぼ 100%」は、不正な犯罪によるものなのです。</p> <p>これら不正行為は、価格の転嫁や支払遅延・不払以前の問題であり、そもそも人間同士の交渉や契約すら行われていません。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>しかしながら、独占禁止法には「優越的地位の濫用による私的独占・カルテル・談合・不当な安売りなどで独り占めしたり、特定の事業者と結託し他の事業者と追い出す行為や、不用品の強要などで消費者や売り主に損をさせる行為を禁じる」とあります。</p> <p>当然、私たちクリエイターらと、無断盗用・不正転用実行者との間に、雇用や労働といった契約が成立しているわけではありません。</p> <p>とは言うものの、作り手へと渡されない報酬（マネタイズ行為による現金化）は確実に存在しています。</p> <ul style="list-style-type: none"> ■『公正な取引が行われていない（無断かつ不正に、作品（データ）の搾取が行われている）』 ■『優越的地位の濫用（盗用者に対し、個人での素性調査は難しく、盗用者自身も罰せられないと安心し切っている）』 ■『消費者とクリエイターの利益が害される』といった、現行法の禁止事項に準ずる犯行には可及的すみやかに対処すべきと考えます。 <p>独占禁止法の優越的地位の濫用とは、「取引上の地位が相手方に優越している事業者が、取引の相手方に対し、その地位を利用して、正常な商慣習に照らして不当に不利益を与えること」とあり、これらは不正生成AI全般において、我々著作権者（クリエイター）が被っている不当な不利益と相違ございません。</p> <p>現行の独占禁止法・下請法がこれら不正である行為に一切及んでいないのであれば、新たな行為類型の創設も含めて検討すべきと強く要望します。</p> <p>行政機関からの、「法改正（制定）により、無断かつ不正な搾取・剽窃・マネタイズ化は認められない」という、国内外の不正実行者に対する、強く明確なメッセージの発信が、重大なブレイクスルーとなりえます。</p> <p>著作権者に対し、無断での搾取や剽窃する者（個人や事業者）への罰則や実名公表等、厳格な対処が求められます。</p> <p>これまで挙げられてきた不正行為は、SNS 上の不正実行者のアカウントやそのフォロワーらを観察する事で、行為</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>自体を未然に防ぐ一助となりえます。</p> <p>実際に、恒常的かつ公然と不正を働き、剽窃・捏造による生成物をネット上へ発表し続ける個人や事業者がいます。 【無記名】</p>	
176	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	報告書の本論点に関する解決の方向性それ自体に異論があるわけではないが、確認的に、本論点において問題視されている行為は、発注者側が新たな知的財産やノウハウについて何らの貢献もない場合についてである旨明確化いただきたい。【団体】	
177	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し (4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>「2(4) 知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点」につきまして、イラストレーター、漫画家としての知的財産が生成AIに学習という言葉の下で無断で奪われ、対価も得られない状況が2年半もの間続いています。</p> <p>「無断学習をしたのはAI開発企業なので、利用している自分が学習したわけではないから生成物をネットにアップロードしたり商用に利用しても非難される筋合いはない」と言われて泣き寝入りさせられています。</p> <p>どうにかして無断学習を禁止して、データの学習に適正な対価を支払わせる取引ができるのでしょうか？</p> <p>開発者や利用者だけでなく、プラットフォーマーにも責任を負わせて適正な対価を支払う当たり前な市場を形成してほしいです。今までは学習禁止や学習の対価の交渉は個人では絶対にできません。</p> <p>現状、プラットフォーマー側が無断学習できるように契約中にいきなり規約を変更し、日本の知財を無断学習したモデルを日本人に使わせるという構図になっています。</p> <p>この2年半あらゆるデータが無断で食い荒らされてきましたが、そのデータも枯渇したようで、今後はさらに手段を選ばない方法で享受目的の無断学習を行ってくるのかと思うとこれからも心配です。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		法では享受のための無断学習は許されていないにもかかわらず商用に利用されているというこの現状を止めるためにも、生成 AI の無断学習によって失われた本来支払われるべきだった正当な対価についても被害の実態調査をお願い致します。【無記名】	
178	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	<p>2（4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点に、生成 AI とは記載されていませんが、生成 AI の学習を許諾するかどうかは、知的財産の取引です。</p> <p>この2（4）について、イラストレーターや漫画家、俳優業の方々は、生成 AI に知的財産を奪われ、対価も得られません。ネット上に点在している知的財産を無断で盗用されているのです。学習そのものは現行法では問題ありませんが、出力において、元の知的財産の保有者・権利者の独占権が侵害されてしまっているのが現状です。</p> <p>どうすれば無断学習を禁止し、そのうえで学習の対価を適正化した取引ができるでしょうか？</p> <p>プラットフォーマーは優越的地位があり強すぎて学習禁止や学習の対価の交渉ができません。無断学習できるように契約中に規約を変更してきます。</p> <p>生成 AI の学習についても実態調査をお願いします。</p> <p>このままでは、権利侵害行為が横行し続ける事になります。</p> <p>国がダメになる前にやらなければならぬのはずです。【個人】</p>	
179	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（4）知的財産・ノウハウ	<p>自分は漫画家なので、知的財産・ノウハウの取引適正化についての意見を提出します。</p> <p>現在の生成 AI は学習の段階で著作権のある画像を無断で使用しており、知的財産が守られているとは到底思えません。</p> <p>人気の作品のものだけでなく、知名度のない作品までも学習されています。</p> <p>本来なら著作権は守られるべきものであり、無断で使用されるべきものではありません。</p> <p>海外では規制も進んでいるのに、このままでは日本だけ漫画やアニメといった作品が無断で学習され放題です。</p> <p>最近では SNS などの営業も欠かせませんが、その SNS から無断で学習されてしまうため、営業にも支障が出かねま</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	の取引適正化に関する論点	せん。 漫画家やイラストレーターは個人でやっているので、とても個人で対応できる問題ではありません。 日本の誇る文化を守るためにも、生成AIの無断学習についてどう対処すべきか調査して欲しいです。【無記名】	
180	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	「知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点」について、生成AIの学習データセットの構築に関しても御検討いただけますでしょうか。権利者のデータを許諾や対価の支払なく利用してデータセットを作成しているにもかかわらず、権利者側には拒否権がありません。これでは、権利者が自身の知財を利用されているにもかかわらず、「誰に」「どのような条件で」提供するのかを決めることができません。【無記名】	
181	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	知的財産・ノウハウの取引適正化に関するについて 知的財産権・ノウハウに関する取引適正化について賛成である。 更に言えば、DXの為のビッグデータ解析やAI的手法に関しても、ノウハウ同様に吸い上げられやすい側面があるので、そのガードを法律的に整える必要性が高いと考える。【個人】	令和7年2月27日 追記
182	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下	製造業の領域については現在のガイドラインで十分にカバーが出来ていると考えるが、他業種の調査結果を踏まえ必要に応じ見直しを行うことには異論なし。【団体】	令和7年2月27日

No.	関係項目	意見の概要	備考
	請法の運用・執行の見直し （4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点		追記
183	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し （4）知的財産・ノウハウの取引適正化に関する論点	現状の制度自体に特段問題があるとは考えていないが、現在発生している問題は、主として知的財産取扱いに対する当事者の無知や意識不足の側面が大きく、それを防ぐための周知啓蒙や教育活動の徹底を行っていくべき。【団体】	令和7年2月27日 追記
184	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し （5）型等の無償保管の問題に関する論点	仕事の受発注がある限り、取引の問題はなくなりません。規制するのではなく都度起こる問題の解決のためのガイドラインや指標、相談窓口などを設置するしかないので思います。 金型の保管期間については取組によって改善されたと思いますが、使用期間と所有権についてはまだまだです。具体的には寿命を決めず貸与している金型が破損した場合の修理費と下請に押し付けるという事例があります。要は使い方が悪かったという理由です。経年変化的な破損でもメンテナンスがダメだったという事を言われます。 ただこれを強く言えば転注されるだけなので飲み込むしかありません。未来を考えるとこんなことは通用しないのですが上場企業は未来を考えないので短期的な収益のために下請けに問題を押し付けます。現在はそれが表面化してきただけだと感じています。【個人】	

No.	関係項目	意見の概要	備考
185	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（5）型等の無償保管の問題に関する論点	金型等の無償保管行為の規則を下請事業者所有金型についても拡大することについては、特定の親事業者のためだけに下請事業者が所有する金型については親事業者が負担するというコンセプト自体はあり得ると思うものの、実際に当該下請業者の資産を親会社がどうやって保管・管理をするのかという点について大きな課題が残る。相手方の保有資産について保管費用を払うとなると、その物の把握や検証・管理等難航する可能性もあり、現場を混乱させる要因になる。 【事業者】	
186	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（5）型等の無償保管の問題に関する論点	金型以外の型管理について、金型以外の型等(木型・樹脂型等や一部の治具)は少額のため固定資産の管理が行われていない場合があり所有者の特定が困難な事例が多い。そのような場合での廃棄に向けた考え方や手続一覧についての整理が必要と考える。【団体】	
187	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（5）型等の	解決の方向性に賛同。 当団体では自主行動計画において、2019年の「型取引の適正化推進協議会報告書」を踏まえて取り組む旨を從前から記載しているが、より具体的な行動指針として「発注側企業の指示により、事実上、受注側企業が型を保管することとなる場合には、発注側企業が型の保管に要する費用を支払う」旨を自主行動計画に明記する方向で検討しており、解決の方向性に沿ったものと理解。 価格転嫁に加え型取引の適正化についても、当会との連携活動の重点テーマと位置づけ、取組を強化する。	令和7年2月27日 追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
	無償保管の問題に関する論点	ただし具体的な事例として、「親事業者がその管理状況(点数・大きさ・保管場所、専用型・汎用型等)を把握できていないケース」、「金維持保管の管理が下請事業者の判断で行われ、加えて下請事業者のノウハウの一部となっているため、その詳細内容の情報提供を拒むケース」、「複数の販売先に向けて共有されている型・治具」、「親事業者が廃却可と判断しても下請事業者の判断で廃却しないケース」などの、実態として存在するケースに対しての考え方を示していただけだとありがたい。【団体】	
188	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（5）型等の無償保管の問題に関する論点	・報告書第2・2（5）について、「現行の下請法運用基準を見直し、金型の所有権の所在にかかわらず型の無償保管要請が下請法上の問題となり得る旨整理」するという方針には賛成します。ただし、親事業者所有金型と異なり、判断が難しい事情が相当程度あるものと存じますので、運用基準の見直しに際しては、判断基準の明確化に努めていただきたいと存じます。【個人】	令和7年2月27日追記
189	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（6）将来的な課題について	下請法における執行力強化につきまして、委員会としての方向性は「命令の導入」や「罰則の強化は行わない」とされています。 現行法では下記の3つの違反には「50万円以下の罰金」が適用される可能性がありますが、例えば納品後に一方的に減額されても「勧告」のみです。 <ul style="list-style-type: none"> ・下請法3条に規定された下請事業者への書面交付義務を怠ったとき ・下請法5条に規定された作成・保存をしない、または虚偽の記録を作成したとき ・公正取引委員会や中小企業庁の検査の忌避、または虚偽の報告をしたとき <p>「勧告」を受けた企業は正しい価格との差額と金利を支払えばよい、というのは違反した親事業者にとっては全く不利益を受けないことになります。</p> <p>これではバレなければ「違反のやり得」です。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>公正取引委員会、中小企業庁は、違反者を厳罰に処するためには慎重な対応が求められ、時間もかかるとは思いますが、例えば年間1件でも重罰者がいると悪質な親事業者の抑止力が働きます。</p> <p>何卒、罰則の見直しをしていただきたく、よろしくお願ひいたします。</p> <p>【無記名】</p>	
190	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（6）将来的な課題について	<p>第2の2(6)ア</p> <p>下請法は独占禁止法の優越的地位の濫用規制を補完する法律として位置付けられ、下請法の勧告（行政指導）に従えば、独占禁止法の排除措置命令や課徴金納付命令の対象とはならない（下請法第8条）。</p> <p>他方、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律」（フリーランス・事業者間取引適正化等法）のように、勧告に従わない場合に命令や罰則が手当てされる立法例も存在する。下請法においても、執行力を強化すべき（命令・罰則の導入）ではないかとの意見がある一方で、命令の導入や罰則の強化といった執行力を強化すると簡易・迅速に問題事例を是正していくという下請法の趣旨になじまないのではないかとの指摘もある。この点について、本研究会では、下請法の勧告に従わない場合には、より強い執行力を有する独占禁止法で対応することが可能であり、下請法は簡易・迅速な事件処理を行うという独占禁止法との役割分担を踏まえ、現時点では更なる手当ては不要であるとの結論に至った</p> <p>下請法の執行力強化の観点ではなく適正手続確保の観点から、下請法違反についても行政処分を導入することを真剣に検討すべきである。</p> <p>それは現在の規定内容であっても必要なことであるが、さらに価格や交渉に係る新たな禁止規定を新たに加えるのであれば、その法適用は微妙な事実認定や法解釈を伴うことになるので、相応に、下請法に係る行政判断について不服申立ての手続を充実させるべきである。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>第 2 の 2(6)ア</p> <p>近年普及が進んでいるデジタル通貨による下請代金の支払を認めるべきかについては、デジタル通貨での支払が企業取引間の支払になじむかどうかなど、実態を見極めつつ、更なる検討が必要である。</p> <p>代金の支払方法は、本来自由であるべきである。 実際、現行の下請法も、支払いが現金でなければならないとは規定しておらず、デジタル通貨による下請代金の支払を禁止する規定も存在しない。 仮にデジタル通貨による支払を禁止するのであれば、その旨を法に明定するべきである。</p> <p>第 2 の 2(6)エ</p> <p>(ア) (中略)</p> <p>公正取引委員会に各事業所管省庁が連携して下請法の執行に取り組むスキームの企画や調整等を行う「各省連携」を担当するポストを令和 7 年度機構・定員要求にて要求中である。</p> <p>(イ) 下請法の厳正な執行に向けて公正取引委員会と中小企業庁は、「下請法事件連絡会議」を試行的に設置・運用を開始した。かかる取組は、公正取引委員会から中小企業庁への審査ノウハウの共有、端緒情報の共有、又は公正取引委員会による勧告事案について関係業界団体や業界全体への周知啓発(アドボカシー)を調整する場として機能することが期待される。今後、事業所管省庁との連携も視野に入れ、制度の検討を進めていく。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		研究会報告書の名を借りて、行政機関の業務報告や所信表明を行うことは適切ではない。【個人】	
191	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下請法の運用・執行の見直し（6）将来的な課題について	<p>2（6）将来的な課題</p> <p>アの執行力の強化については、本意見の立場は「不要」である。勧告を何度も受ける「常習犯」というべき事業者がいるとすればそれは確かに問題ではある。しかし、それ以外の大多数の親事業者にとっては、現状でもすでに「下請けいじめ」の烙印はレピュテーションリスクとして重大なものであり、下請法に違反しないよう日々努力している。結果として指導や勧告を受けるような事業者でさえ、意図的に下請法違反をした事業者は果たして何社だろうか。安易な厳罰化は大多数の善良な下請法遵守担当者のストレスをいたずらに増やすだけの愚策である。</p> <p>ただし、付言すると、仮に執行力強化のやむなしに至り、下請法厳格化と独禁法適用の二者択一を迫られた場合、私見としては前者の下請法厳格化の方が事業者にとってはまだしも受け入れやすいと考える。なぜならば、大企業を除き世のほとんどの企業において間接部門の増員は容易ではなく、余力の少ない当該人員にとって、独禁法を学習する難易度は下請法のそれとは桁違いに高くなりわめて荷が重いためである。下請法違反の問題は下請法で完結させるべきであり、より重い制裁を科したいからという動機で独禁法の適用に切り替えるのは筋違いである。</p> <p>ウの取引の適正化に向けたルールの整備については、業界ごとの自主的な取引適正化の促進に重点を置くべきではないか。とりわけ、事業所管省庁がガイドラインを作るよりは、各業界団体において自主行動計画を策定・実行することを促し、その取組状況を事業所管省庁が調査してPDCAサイクルを回すことを目指してはどうか。</p> <p>エの「面的執行」の強化については、取り組みは大いに結構だが、制度設計には注意されたい。例えば、エンフォースメント目的の個別事業者に対する立入調査等は公取委/中企庁が窓口となる、端緒情報の収集や業界特有の状況調査を目的とする調査は事業所管省庁が担当する、周知啓発活動は業界団体が実施する、等のような明確な役割分担をすべきである。【個人】</p>	令和7年2月27日 追記
192	2 独占禁止法（優越的地位の濫用）・下	<執行力の強化について> 価格転嫁や支払条件、物流に係る優越的地位の濫用規制、型の無償保管、知財・ノウハウに関する規定は、今の下請法の対象となる取引のみでなく、サプライチェーン全体の取引に適用される法整備をしていただきたい。現状のまま	令和7年2月27日

No.	関係項目	意見の概要	備考
	請法の運用・執行の見直し （6）将来的な課題について	では、下請法の対象となる取引関係のみが是正されるだけで、大企業同士、中堅企業同士、大企業×中堅企業などの取引は是正されず、優越的地位に基づく取引商習慣は全く是正されていない。顧客との大企業間取引と仕入先との中小企業取引の板挟みになるサプライチェーンの中間企業は、逆に負担が増加していくことになる。【団体】	追記
193	その他（報告書の各項目に該当のない意見）	法定最低賃金に見合った下請け最低単価が法定されるべきだと思う。 現状は法定最低賃金をクリアできる程度の単価発注が競合のため横行しており、下請が互いに首を絞める状況が続いている。適正な利益を確保できる基準「法定下請け最低単価」の制定を希望します。【個人】	
194	その他（報告書の各項目に該当のない意見）	<p>・「役務提供委託における例外的な支払期日の起算日」の取扱いについて 本報告書では特に示されておりませんが、「下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準」第4 親事業者の禁止行為－2 支払遅延－(4)において示される「役務提供委託における例外的な支払期日の起算日」を安易に利用して親事業者から支払条件の合意を求められることがあります。</p> <p>当該例外規定は、個々の役務が連續して提供される役務であって、かつ下記全ての要件を満たせば、月単位で設定された締切対象期間の末日に当該役務が提供されたものとして取り扱うものとされております。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1) 下請事業者と協議の上、月単位で設定される締切対象期間の末日までに提供した役務に対して行われることがあらかじめ合意され、その旨が3条書面に明記されていること。 (2) 3条書面に、当該期間の下請代金の額（算定方法も可）が明記されていること。 (3) 下請事業者が連續して提供する役務が同種のものであること。 <p>その中でも「個々の役務が連續して提供される役務であること」と「下請事業者が連續して提供する役務が同種のものであること」については、他の要件に比べて客観的に見て明確なものではなく、安易な適用の下で支払条件の合意がなされる傾向があります。</p> <p>特に例外が適用されることで支払サイトの長期化を招くことは、下請事業者にとって自らの従業員に給与を支払う必</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>要がある期間との兼ね合いから資金繰りに影響をもたらし、また下請事業者が親事業者から受託した業務の一部を別の事業者に再委託しているような場合は、当該再委託先への支払を同様に延ばすか、それが難しい再委託先に対しては、自社の資金繰りに対して調整（場合によっては短期借入）を行うことで再委託先へは親事業者からの入金期日より前に支払を行うことが求められます。</p> <p>このように例外を安易に適用することは下請事業者に不利益をもたらすこととなるため、あくまでも当該支払条件は例外であることを今一度示していただくとともに、必要に応じて親事業者に対する調査等も検討いただきたいです（例えば、親事業者に対して「個々の役務が連續して提供される役務であること」と「下請事業者が連續して提供する役務が同種のものであること」を取引毎に事前に明確化させることを条件とし、事前に明確化できない発注に対する例外適用は不可とするなど）。【無記名】</p>	
195	その他（報告書の各項目に該当のない意見）	今回の下請法改正について、実効性を高める狙いがあるのかもしれないが、その一方でこのような取組の結果、発注者が下請法の適用を受けない事業者に発注するようになるのではないか。【無記名】	
196	その他（報告書の各項目に該当のない意見）	<p>問題は一部企業の倫理などではなく企業努力を限界にまで追い込んできた経済政策そのものにあり、消費税だとかインボイスだとか社会保障費だとかを軽減すれば良いだけである。</p> <p>中抜きだとか天下りだとか私腹を肥やすことに公務員が腐心するから民間が厳しくなってるだけでしょう。</p> <p>問題をすり替えて余計にややこしくするんじゃなく根本から考え直しましょう。【個人】</p>	
197	その他（報告書の各項目に該当のない意見）	<p>「企業取引研究会報告書」単体では全く違和感のない内容であるし、資本金の件は、きょうび高等学校政治経済科目でも資本金1円で会社設立可能ということは学習する。非常に良い指摘である。</p> <p>しかしながら、「企業取引研究会報告書」をどのように世の中に落とし込むか、教育現場（ひいては学習指導要領）に落とし込むか、この点の記載が十分でない。</p> <p>特に金融経済教育は世の中の潮流もあり、果敢に落とし込みに挑戦していただきたい。</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		そして世の中への落とし込みであるが、ちょうど消費者基本計画のパブリックコメントが出ているがこれとの連動性が見られない。この時点で駄目である。これと連動させるよう改訂すべきである。【無記名】	
198	その他（報告書の各項目に該当のない意見）	<p><下請事業者の経営者の素質></p> <p>私の勤める会社では、2024年問題を迎えるに当たり親会社から「なぜまだ値上げを言ってこないのか」とおしかりを受けたことがある。ある程度の値上げはそれ以前に認めてもらっていたこともあるが、そもそも、下請事業者から要請がなかったためである。下請事業者の経営者の中には、厳しい経営をやりくりして事業拡大によりドライバー等従業員の昇給と雇用の確保を行う優秀な会社もあり、そのような会社に対しては、物流元請として少々高い運賃でも取引を拡大したいのだが、中には高齢ドライバーをこき使って業務を行う会社もある。そういう不良な会社に限って特定の会社への依存度が高く、取引を減らしたり停止すると途端に倒産することが目に見えるところが多く、しかもコスト把握がいい加減で、値上げの交渉ができないものである。</p> <p>物流事業者としては、そのような会社とは取引を停止してもいいのだが、そのことで倒産した場合の訴訟リスク（判例上、長年取引のある下請事業者をすぐには契約解除できない。）や、「あの会社を切った」というような風評被害によるネットワーク傘下の会社（往々にして優秀な経営者ほど敏感）への悪影響を懸念して「生かし続けざるを得ない」状況になっている。</p> <p>優良な会社を引き留めるために、上記のような不良な会社を含め値上げを実施するのだが、不良な会社の経営者はドライバーへの賃金増には使うことなく、自身は高級外車に乗ったり家を新築するなどするのである。不良な会社のドライバーから「お前の会社が値上げしないから賃金が上がらない、公取に言う」と投書もあるのだが、相手の会社の経営に首を突っ込むわけにもいかず（投書の件を持ち出すと「公取に訴える」と…）、対応に苦慮している。本当に中貫をしているのは、利用運送事業者だけではなく、その雇用主たる経営者という事例も見受けられ、政府の言うとおりに対応をしている荷主や元請企業からすると「正直者が馬鹿を見ている」感覚である。</p> <p>そもそも、物流子会社とはいえ営利企業であり、持続可能な開発も最低限の利益があつて初めてコミットできるのである。公取の「労務費指針」等で下請事業者への値上げ交渉の指南が求められているが、そもそも営業担当者が自身の営業成績を下げかねない、自身を含めた会社従業員の賃金増の原資を減らしかねないことを行うことがいかに矛盾した行為であるかについては行政側にも理解していただきたい。営業担当者は、どうすることが会社のため、自身の</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>ためなのか、さらに自分の存在意義は何なのかわからなくなるレベルで常々悩むのである。</p> <p>＜中小企業の淘汰がしたいのか＞</p> <p>トラック運送業に関して言えば、車両の環境性能やドラレコ等の装置の搭載など車体に対する法規制が厳しくなり、さらにドライバーの管理も厳しくなり、中小の運送会社ではそのための会社の体制作りが難しくなっている。さらに、昨今のドライバー不足は深刻であり、世代交代も含めるとリクルート費用をかなり認めざるを得ないと考えられる。そう考えた場合、普通は経営統合により会社規模を大きくし、各種管理にかかるコストを抑えつつ売り上げ規模を拡大し、他の投資に回すための原資を得ようとするものだが、現実にはそのような事態には至っていない。雇用調整金や各種税制優遇、さして労せず価格転嫁が進んだことから、実際には市場から淘汰されるべき優良とは言えない企業が残っており、業界全体の単価を押し下げる要因となっている。さらにこのような会社は、往々にして長時間運送の温床であり、日本全体でみた場合の輸送効率化の阻害要因でもある。</p> <p>「公正な取引」というのであれば、実態の伴わない非効率な会社を淘汰し、そこが抱える優秀な人材を市場に投下することで、価格転嫁と実際の運賃が市場において決まる環境を整えてもらいたい。【個人】</p>	
199	その他（報告書の各項目に該当のない意見）	<ul style="list-style-type: none"> ・物流特殊指定では荷主が元請の 50%超の株式を保有している場合、下請法では元請が下請けの 50%超の株式を保有している場合は、たとえその他の条件を満たしている場合でも適用除外とされている。連結納税制度（グループ納税制度）のもとで、大手荷主の元、あるいは、元請の元に多くの子会社（50%超の株式保有で荷主又は元請に支配されている）があり、その元で多くのドライバーが働いている。子会社も、下請法の対象とする下請法改正を望む。 ・荷主から元請へ、元請から下請けへ適切な価格転嫁が進んでいた場合でも、サプライチェーンの末端にある下請け運送会社がそこで働くドライバーへ公表資料に準じた賃上げをしていない場合がある。下請ドライバーに公表資料に準じた賃上げがされてこそ下請法改正の目的である経済の好循環という目的が果たされることになるのではないか？下請けドライバーが公表資料に準じた賃上げされるよう下請法改正を望む。賃金は所管外であるなら、それに準じた何らかの対策を考えて頂きたい。【個人】 	令和 7 年2月 27日 追記
200	その他（報告	下請企業がインボイス制度の導入により苦しんでいる実態が報告書に反映されていない。しっかり調査分析し、それ	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	書の各項目に該当のない意見)	を報告書に反映させて、意味のある対策を立てるべき。インボイス制度の廃止を提案してもよいのではないか。【個人】	
201	その他（報告書の各項目に該当のない意見）	下請法に関するその他の課題として、支払遅延の禁止規定（第4条第1項第2号）の見直しが必要ではないか。現行法では、下請事業者側の事情により、結果的に支払期日に下請代金を支払えなかつたとしても、下請法違反に該当してしまうことになり、不合理である。支払遅延について、既往行為にも勧告対象が拡大されることが提案されていることに鑑みても、支払遅延の成立要件の見直しが必要である。具体的には、フリーランス・事業者間取引適正化等法第4条第5項の規定と同様に、下請事業者の責めに帰すべき事由により支払うことができなかつたときは、当該事由が消滅した日から起算して60日以内に下請代金を支払えば、支払遅延には該当しないことを明記すべきである。【無記名】	
202	その他（報告書の各項目に該当のない意見）	<p>まず常々思っていることとして、広告業界の「インプレッション至上主義」は正しいのでしょうか？</p> <p>ここで言うインプレッションとは「ユーザーの機器に表示された回数」のみを指し、表示されている広告をユーザーが見ていることを前提としています。</p> <p>当然、そこから先は確認しようがないので、そこで考えが止まるのは当然と思っています。</p> <p>しかし、逆を言えば「機器に表示さえされればいい」と言うことになり、過剰な広告ゴリ押しの世界になってしまいます。</p> <p>その中で誤クリックを得ようとユーザビリティ無視の広告が横行したのは記憶に新しいですが、根本的な正誤が出ていない以上、相変わらず迷惑な広告が横行しております。</p> <p>そしてその迷惑広告に表示された商品を、果たしてユーザーが買うでしょうか？</p> <p>企業が広告を打つとき、当然顧客がつくことを期待して業者にお願いするでしょう。しかし実際はユーザーから嫌われる行為でインプレッションを稼いで、ある意味水増ししかしていない実績で料金をもらおうとしています。</p> <p>この辺りにメスを入れるのはいかがでしょうか？【無記名】</p>	
203	その他（報告書の各項目に	<p>優越的地位の濫用について</p> <p>優越的地位の濫用を摘要すべきでない企業にまで、注意喚起が出ている。内情を聞くと、その企業の取り組みが当</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
	該当のない意見)	局に全く認めてもらえていないだけでなく、その企業の取引先が価格転嫁を認めてくれない事実まで浮上した。そうした現場があることを認識せずに法改正を進めるのは危険ではないか。十分に議論いただきたい。【無記名】	
204	その他（報告書の各項目に該当のない意見）	<p>日本の活力は、中小企業の強化です。</p> <p>その中小企業の下請企業が、価格転嫁をしづらい状況があり、改善の方向を模索するも、現状の分析で、悪政のインボイス制度の導入で、価格転嫁がさらにやりにくくなっていることには触れず、何が “報告書か！”</p> <p>概要資料の 6 ページ目に一人当たり実質賃金の推移グラフにも、日本は 1991 年比、わずか 105. 独仏は 134, 英米は 150 超であり、如何に誤った政策が推進されてきたかを、真摯に反省する政策に転換すべきです。</p> <p>まずは、日本国民を貧困化して、移民郵政委する、GHQ 押付けの、財政法第 4 条を破棄し、独立回復し、財務省を大蔵省に戻し、日本人及び日本国を豊かにする政策転換を図るべし。</p> <p>今回の“企業取引研究会報告書”に関する意見”は、考察不十分であり、根本の財政法第 4 場条廃止、インボイス廃止の考察が無く、却下されるべき内容。【無記名】</p>	
205	その他（報告書の各項目に該当のない意見）	<p>フリーランス新法との整合性確保</p> <p>特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律（以下、「フリーランス新法」という）が昨年施行されたところ、フリーランス新法と下請法とは、小規模な受託事業者の保護という立法趣旨と、取引の適正化に関する規律の実質において共通することを踏まえると、十分にその整合性について整理・検討していくことが必要ではないか。例えば、書面の交付等に係る規定について、フリーランス新法と同様に電磁的方法による交付の事前承諾を不要とするという報告書の方針を歓迎する。一方、その具体的手段については、フリーランス新法においては SNS やアプリ上のチャット機能等が電磁的交付として認められている一方、下請法では電子メール又はダウンロード機能付きのウェブブラウザのみが認められており、下請法においてもフリーランス新法と記載を合わせる改正を検討いただきたい。</p> <p>フリーランス新法との適用関係の整理</p> <p>下請法の適用範囲拡大により、フリーランス新法もあいまって、各法律が重畳適用される可能性がより拡大することから、「特定受託事業者に係る取引の適正化等に関する法律と独占禁止法及び下請法との適用関係等の考え方」（令和 6 年 5 月 31 日公正取引委員会）の 3 のただし書については、今後、該当するケースを具体的に、かつ重畳適用される</p>	令和 7 年 2 月 27 日 追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>場合の考え方を明確に示していただきたい。</p> <p>改正事項の周知の重要性について 改正法の権利擁護目的が過度に伝わることで、フリーランス新法のように、自己が保護対象だと誤認した受注事業者が失当な権利主張を行い、期待が応えられず失望したり、また発注事業者に過度の対応コストが発生しないよう、改正時には正確な周知をお願いしたい。</p> <p>継続的な協議について 本意見募集に留まることなく、今通常国会で提出予定とされている法改正の内容や、その後制定される政省令・ガイドラインを含め、当会として、検討の早い段階で、かつ継続的に協議をさせていただきたい。【団体】</p>	
206	その他（報告書の各項目に該当のない意見）	<p>実務に携わる者として、下請法が適正な取引の実現に向けて、相当な意義を果たしていることは認識しております。しかし、一方で、親事業者の禁止行為に対する制裁が「勧告」という不透明で、事後的にその当否を争う手続きが保証されていない手続によって行われていることもある、法令の文言に反した運用が、下請代金支払遅延等防止法に関する運用基準（以下「運用基準」といいます。）や下請取引適正化推進講習会テキスト（以下「テキスト」といいます。）に基づいてなされているように感じております。下請法の改正を前提とする検討をするのであれば、例えば、次の例など、現行法の規定を前提とすると、当局による運用に法令違反の疑いがある運用の見直し（運用が必要なのであれば、整合する法改正）を行っていただきたいと考えます。</p> <p>（1）当事者間で事前合意があったとしても、リベートや割戻し等の支払いを、形式的に違反行為である減額と評価している運用（運用基準第4 3－3 「歩引きによる減額」、テキスト53頁等）。理論上は、当事者間であらかじめ合意されているリベート等であれば、私法上有効に成立している債権による相殺に過ぎず、これを減額と評価するのは無理がある者と考えます（少なくとも、下請法上、そのようなリベート合意をしても債権が発生しないものとする定めはないものと理解しております。）。</p> <p>（2）親事業者が受入検査を行わなかった場合に、原則として返品を不可とする運用（運用基準第4 4－5 「受入検査を行わない場合の返品」）。この運用は、商法526条1項を根拠としているものと理解していますが、商法52</p>	令和7年2月27日 追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>6条1項は任意規定であり、合意によって適用を排除できます。それにもかかわらず、親事業者が検査をしなかったということのみをもって、例え納入物に瑕疵があっても下請事業者の責めに帰すべき理由がないと評価して不当返品と扱うことは、法律上の根拠を欠いているものと考えます。</p> <p>(3) 返品可能な期間が、原則6月、最長でも1年に制限されている運用（運用基準第4（2））この運用は、商法526条2項を根拠としているものと理解していますが、商法526条2項は任意規定であり、合意によって契約不適合責任の除斥期間は延長できますので、このような運用は法律上の根拠を欠いているものと考えます。また、理論上も、重大かつ深刻な瑕疵が納品後6月や1年を経過した後に発覚することは十分あり得るところ、このような制限は、親事業者によるリコール対応などに深刻な影響を及ぼすものであって、取引の安全を害するものと考えます。【個人】</p>	
207	その他（報告書の各項目に該当のない意見）	<p>「フリーランス・事業者間取引適正化等法」（以下、単に「フリーランス新法」とする）が昨年施行されたところ、個人である受託事業者の就労環境の整備という観点の有無において相違するものの、フリーランス新法と下請法とは、小規模な受託事業者の保護という立法趣旨と取引の適正化に関する規律の実質において共通し、一部で重複した規制がなされているものであることを踏まえると、十分にその整合性について整理・検討していくことが必要ではないか。たとえば下請法は、親事業者が「業として」行う業務を委託する場合に限り適用があるが、フリーランス新法においては「事業のために」行う業務が対象とされている他、フリーランス新法においては報酬の支払期日等について再委託の場合の特則が定められている一方、下請法には該当する特則は定められていない。また、書面の交付義務について、電磁的方法での提供に事前承諾を不要とする方針については、フリーランス新法との整合性という観点で歓迎するが、電磁的方法の詳細について、フリーランス新法ではSNSやアプリ上のメッセージ機能等が認められている一方、下請法ではより限定的な規定となっている。こうした法令に用いられている用語法及びそれによる規律内容の異同についてはその異同の根拠についての整理を改めて行い、規律の全体像をより理解しやすいものとすることが、フリーランス新法及び下請法を遵守しようとする事業者の負担の軽減という観点から重要ではないか。なおフリーランス新法において「特定受託事業者」が「業務委託の相手方である事業者であって従業員を使用しないもの」とされているところ、下請法における適用基準をも従業員数とする場合は、なおのこと上記の検討が求められるものと思われる。【団体】</p>	

No.	関係項目	意見の概要	備考
208	その他（報告書の各項目に該当のない意見）	官公庁からの事業は単価の低さが問題。物価上昇を加味せず不適切な低単価を続け、業者側に犠牲を強いている。そのため余剰人員の確保もままならず、従業員の負担増加と労働環境は悪化する。とりわけ公的職業訓練事業は特に遅れており、適正な価格転嫁を進めるべきである。公的職業訓練事業では、訓練事業者が国や自治体のいいように損失を被らされる。民間では公正取引法違反、下請法違反（いわゆる下請けいじめ）に該当する事案である。委託単価も都道府県で全国一律の談合価格となっている。このような行為は、発注事業者が「行政」なら、なぜ許されるのか。是正をしてもらいたい。【事業者】	令和7年2月27日追記
209	その他（報告書の各項目に該当のない意見）	<ul style="list-style-type: none"> ・国際物流取引に対する適用の有無について 本邦の国境をまたいで貨物を輸送する国際物流取引に関しては、下請法の適用対象外とするべきである。 これらの取引を行う場合、船舶による海上輸送か航空機による航空輸送をすることになるが、それぞれ適用される国際条約や商慣習にて、取引当事者間でやり取りされる海上運送状や船荷証券といった書面の書式が決まっている。また、取引に関与する当事者が全て日本企業であることは稀であり、外国企業が取引当事者となるケースが圧倒的に多い。このような状況下において、取引に参加する日本企業が当該取引書面が下請法の要求する要件を満たしているかどうかに神経質になることは、関係する他国企業にとっては何ら付加価値も生まず取引の迅速性を阻害するだけの面倒事でしかなく、四角四面の法運用は日本企業のビジネスチャンスを妨げるおそれがある。ゆえに、上記の通り、国際物流取引については下請法の適用除外となるべきである。 ・グループ会社間取引に対する適用について 下請法にせよ独禁法にせよ、親子会社間の取引やいわゆる兄弟会社間の取引といった企業グループ内の取引については、エンフォースメントの対象外とする運用になっていると認識しているが、この現状は変えるべきである。このような慣習は、モラルハザードの温床である。例を挙げると、親会社が子会社に業務を発注するに当たって取引条件において無理難題を押し付けたとする。事実上の力関係のゆえに子会社がそれに逆らえずに取引先にしわ寄せさせる形で下請法や独禁法に反する行為をしても、上記運用によって親会社はエンフォースメントの直接の対象にはならないために、あくまでも子会社がやったこととして自らは責任逃れをする余地がある。このような制度上の欠陥を放置するならば、円滑な価格転嫁は画餅に帰する。特に物流分野においては、大企業は物流機能を物流子会社に移管し 	令和7年2月27日追記

No.	関係項目	意見の概要	備考
		<p>ているケースがきわめて多いため、物流業界における円滑な価格転嫁が特に喫緊の課題であることに鑑みれば、直ちに運用変更をすべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・相談の簡素化 <p>一部の悪質な事業者を除き、世の大多数の事業者は日々下請法違反をしないよう事業に取り組んでいると認識しているが、何事にもヒューマンエラーはつきものであり、意図しない下請法違反のおそれは常に潜んでいる。また、司法制度改革によって弁護士の数が増えたといえども、気軽に相談できる弁護士のあても経費の余裕も無い、という会社はいまだに多い。してみると、「社内の自主的な法令遵守活動で下請法違反に気付いたが、どのように是正・改善すれば下請法違反状態を解消できるかわからない」というニーズがあると推測する。この際、公取委/中企庁において、「違反したことは認めるから是正策を一緒に考えてほしい」と申告した事業者の相談に乗り、考案された是正策の遵守を誓約する見返りに当該違反に対しては法執行や社名公表をしない、というリーニエンシー類似の制度を創設してはどうか。なお、公取委/中企庁における現状認識は不明であるが、「下請法違反行為を自発的に申し出た親事業者の取扱いについて」(令和6年下請取引適正化推進講習会テキスト p.127)の利用は、自発的な申し出に先立って自力では是正と再発防止策を検討・実行しなければならないためにハードルが高く、親事業者からは敬遠されているものと推測するため、緩和すべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・パートナーシップ構築宣言について <p>パートナーシップ構築宣言については、現在は法令上の根拠のない取り組みと認識している。この点、法令上の制度として規律を厳格化すべきである。同宣言ポータルサイトでは宣言のメリットとして補助金や税制に係る優遇措置が強調されているが、宣言内容に背く行為に対する制裁が無く、言ったもの勝ちになってしまっている。よってこの際、登録に先立ち宣言内容の審査を前置し、宣言違反行為に対しては登録取り消しや優遇措置の停止を超えた制裁を科すべきであり、その手続を法令上にて明文化してはどうか。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・将来の課題について 	

No.	関係項目	意見の概要	備考
		冒頭記載の通り、本意見作成者としては、今般の報告書記載項目だけでは研究会を設置した目的は達成できないと考える。予定される下請法改正が国会を通過・成立した後も、取り組み内容の効果を不斷に検証し、必要とあらば更なる法改正にも果斷に踏み切ることを期待する。この点、近年個人情報保護法が定期的な見直し検討と法改正を実施していることは参考になると考える。ただし、現在個人情報保護委員会において次期法改正を見据えた検討作業が難航していることから、安易な模倣ではなく、関係機関との間で定期的かつ適切なフィードバックや意見交換を図る枠組みもセットで設けることが不可欠である。【個人】	